

短期社債等に関する業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>社債等に関する業務規程</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「法」という。）第3条第1項の指定を受けた株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う<u>社債等</u>の振替に関する業務（以下「機構の振替業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>社債等振替制度</u> 機構の振替業に係る<u>社債等</u>の振替の仕組みをいう。</p> <p>(2) <u>社債等</u> <u>短期社債等</u>又は<u>一般債</u>をいう。</p> <p>(3) <u>短期社債等</u> 第8条の規定により、機構の振替業において取り扱う<u>有価証券</u>をいう。</p> <p>(4) <u>一般債</u> 第8条の2の規定により、<u>機構の振替業</u>において取り扱う<u>有価証券</u>をいう。</p> <p>(5) <u>口座管理機関</u> 第23条の規定により、他の者のために<u>社債等</u>の振替を行う口座を開設した者であって、かつ、その上位機関のうちに、機構を含む者をいう。</p> <p>(6) <u>直接口座管理機関</u> 口座管理機関のうち、機構から<u>社債等</u>の振替を行うための口座の開設を受けた者をいう。</p> <p>(7) <u>間接口座管理機関</u> 口座管理機関のうち、他の口座管理機関から<u>社債等</u>の振替を行うための口座の開設を受けた者であって、かつ、機構の承認を受けたものをいう。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>加入者</u> 振替機関等から第16条又は第23条の規定により、<u>社債等</u>の振替を行うための</p>	<p style="text-align: center;"><u>短期社債等に関する業務規程</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「法」という。）第3条第1項の指定を受けた株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う<u>短期社債等</u>の振替に関する業務（以下「機構の振替業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 機構の振替業においては、国債を取り扱わない。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>短期社債振替制度</u> 機構の振替業に係る<u>短期社債等</u>の振替の仕組みをいう。 (新設)</p> <p>(2) <u>短期社債等</u> 第8条の規定により、機構の振替業において取り扱う<u>社債等</u>をいう。 (新設)</p> <p>(3) <u>口座管理機関</u> 第23条の規定により、他の者のために<u>短期社債等</u>の振替を行う口座を開設した者であって、かつ、その上位機関のうちに、機構を含む者をいう。</p> <p>(4) <u>直接口座管理機関</u> 口座管理機関のうち、機構から<u>短期社債等</u>の振替を行うための口座の開設を受けた者をいう。</p> <p>(5) <u>間接口座管理機関</u> 口座管理機関のうち、他の口座管理機関から<u>短期社債等</u>の振替を行うための口座の開設を受けた者であって、かつ、機構の承認を受けたものをいう。</p> <p>(6) <u>振替機関等</u> 機構及び口座管理機関をいう。</p> <p>(7) <u>加入者</u> 振替機関等から第16条第1項又は第23条の規定により、<u>短期社債等</u>の振替を</p>

口座の開設を受けた者をいう。

(10) (略)

(11) 機構加入者口座 機構が第 16 条の規定による口座開設の申請に基づき、開設した口座をいう。

(12) 振替口座簿 振替機関等が作成する社債等の振替を行うための口座簿をいう。

(13) ~ (17) (略)

(18) 資金決済会社 加入者又は発行者のために、社債等の新規記録、振替、抹消並びに定時償還（一般債の銘柄の利払日のいずれかの日において、各社債の金額に対して均一の割合のみを償還し、その未償還割合が小数点以下 10 位未満の端数が生じないファクターで表現できる償還方法をいう。以下同じ。）及び利払に伴う資金決済を行う者として、あらかじめ機構に登録された者をいう。

(19) 発行代理人 発行者の代理人として、この規程の定めるところにより社債等に係る新規記録手続きを行う者として、あらかじめ機構

を行うための口座の開設を受けた者をいう。

(8) 機構加入者 加入者のうち、機構が機構加入者口座を開設した者をいう。

(9) 機構加入者口座 機構が第 16 条第 1 項の規定による口座開設の申請に基づき、開設した口座をいう。

(10) 振替口座簿 振替機関等が作成する短期社債等の振替を行うための口座簿をいう。

(11) 直近上位機関 加入者にとってその口座が開設されている振替機関等をいう。

(12) 上位機関 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 直近上位機関

ロ 直近上位機関の直近上位機関

ハ 前口又はこのハの規定により上位機関に該当するものの直近上位機関

(13) 直近下位機関 振替機関等がこの規程により口座を開設した口座管理機関をいう。

(14) 下位機関 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 直近下位機関

ロ 直近下位機関の直近下位機関

ハ 前口又はこのハの規定により下位機関に該当するものの直近下位機関

(15) 共通直近上位機関 複数の加入者に共通する上位機関であって、その下位機関のうちに当該各加入者に共通する上位機関がないものをいう。

(16) 資金決済会社 加入者又は発行者のために、短期社債等の新規記録、振替、抹消に伴う資金決済を行う者として、あらかじめ機構に登録された者をいう。

(17) 発行代理人 発行者の代理人として、この規程の定めるところにより短期社債等に係る新規記録手続きを行う者として、あらかじめ

に指定された者をいう。

(20) 支払代理人 発行者の代理人として、この規程の定めるところにより社債等に係る払込後から抹消までの手続を行う者として、あらかじめ機構に指定された者をいう。

(21) 自己口 振替口座簿において、加入者が社債等についての権利を有するものを記録し、又は記載する口座をいう。

(22) 顧客口 振替口座簿中の口座管理機関の口座において、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が社債等についての権利を有するものを記録し、又は記載する口座をいう。

(23) ~ (25) (略)

(26) 機関口座 第60条に規定する機構の消却義務を履行する目的のため、機構が自己のために社債等の振替を行うための口座をいう。

(27) D V P 決済 機構が渡方の社債等を便宜的に設けた発行口、振替口又は償還口に一時的に記録しておき、日本銀行においてこれに対応する資金決済が行われたことの確認をもって、当該社債等を受方に振り替える仕組みをいう。

(28) ~ (31) (略)

め機構に指定された者をいう。

(18) 支払代理人 発行者の代理人として、この規程の定めるところにより短期社債等に係る払込後から抹消までの手続を行う者として、あらかじめ機構に指定された者をいう。

(19) 自己口 振替口座簿において、加入者が短期社債等についての権利を有するものを記録し、又は記載する口座をいう。

(20) 顧客口 振替口座簿中の口座管理機関の口座において、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が短期社債等についての権利を有するものを記録し、又は記載する口座をいう。

(21) 質権口 自己口において、加入者が質権者であるときの、質権に係る権利を記録し、又は記載する口座をいう。

(22) 保有口 自己口において、質権口に記録された権利以外の権利を記録し、又は記載する口座をいう。

(23) 信託口 質権口及び保有口において、加入者が信託の受託者であるときの、信託財産を記録し、又は記載する口座をいう。

(24) 機関口座 第60条に規定する機構の消却義務を履行する目的のため、機構が自己のために短期社債等の振替を行うための口座をいう。

(25) D V P 決済 機構が渡方の短期社債等を便宜的に設けた発行口、振替口又は償還口に一時的に記録しておき、日本銀行においてこれに対応する資金決済が行われたことの確認をもって、当該短期社債等を受方に振り替える仕組みをいう。

(26) 非 D V P 決済 D V P 決済以外の方式による決済をいう。

(27) 発行口 D V P 決済及び非 D V P 決済を行うために機構が便宜的に設ける口座で、発行者からの払込み等に係る事前通知の内容を一時的に記録するための口座をいう。

(28) 振替口 D V P 決済を行うために機構が便宜的に設ける口座で、振替により減額記録

(32) ファクター 一般債の銘柄に係る情報として次の算式により算定された値をいう。

$$\text{ファクター} = \frac{\text{各社債の金額} - \text{各社債の金額に対する定時償還済みの額}}{\text{各社債の金額}}$$

(33) 実質金額 振替口座簿に記録又は記載された金額にファクターを乗じて得たものをいう。

(業務の取扱時間)

第3条 (略)

2 機構は、必要があると認める場合には、業務の取扱時間を臨時に変更することができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人。以下この章において同じ。）機構加入者及び資金決済会社に通知する。

(休業日等)

第4条 (略)

2 機構は、必要があると認める場合には、臨時休業日又は臨時業務取扱日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を発行者、機構加入者及び資金決済会社に

される金額を一時的に記録するための口座をいう。

(29) 償還口 DVP決済及び非DVP決済を行うために機構が便宜的に設ける口座で、抹消により減額記録される金額を一時的に記録するための口座をいう。

(新設)

(新設)

(業務の取扱時間)

第3条 機構の振替業に係る取扱時間は、この規程及びこの規程に基づき定める規則（以下単に「規則」という。）に別に定めるところを除くのほか、午前9時から午後5時までとする。

2 機構は、必要があると認める場合には、業務の取扱時間を臨時に変更することができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を発行者（発行代理人及び支払代理人を含む。以下この章において同じ。）及び機構加入者に通知する。

(休業日等)

第4条 機構の振替業に係る休業日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び3日並びに12月31日

2 機構は、必要があると認める場合には、臨時休業日又は臨時業務取扱日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を発行者及び機構加入者に通知する。

通知する。

(業務の臨時停止)

第5条 機構は、必要があると認める場合には、業務の全部又は一部を臨時に停止することができる。この場合において、機構は、速やかにその旨を発行者、機構加入者及び資金決済会社に通知する。

(機構からの通知方法等)

第6条 次に掲げる通知又はその他の行為により通知すべき情報その他の情報は、この規程及び規則で特に定める場合を除き、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって、規則で定めるものにより提供する。

- (1) 機構が、この規程又は規則で定めるところにより、発行者、機構加入者及び資金決済会社に対して行う通知
- (2) (略)

2 機構が、この規程及び規則で定めるところにより、発行者又は機構加入者に対して行う通知は、この規程及び規則で特に定める場合を除き、次の各号に掲げる通知の区分に従い、当該各号に定める者に対して行う。

(1) 短期社債等に係る通知

短期社債等の発行者及び機構加入者

(2) 一般債に係る通知

一般債の発行者及び機構加入者

第2章 社債等の範囲等

(短期社債等の範囲)

第8条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第13条第1項の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものであり、かつ、次

(業務の臨時停止)

第5条 機構は、必要があると認める場合には、業務の全部又は一部を臨時に停止することができる。この場合において、機構は、速やかにその旨を発行者及び機構加入者に通知する。

(機構からの通知方法等)

第6条 次に掲げる通知又はその他の行為により通知すべき情報その他の情報は、この規程及び規則で特に定める場合を除き、短期社債振替制度に係る端末装置を利用した電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって、規則で定めるものにより提供する。

- (1) 機構が、この規程又は規則で定めるところにより、発行者及び機構加入者に対して行う通知
- (2) 発行者及び機構加入者が、この規程又は規則で定めるところにより、機構に対して行う請求若しくは報告又は資料の提出

(新設)

第2章 短期社債等の範囲等

(短期社債等の範囲)

第8条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第13条第1項の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものであり、かつ、次

項に掲げる要件に該当するものを、短期社債等として機構の振替業において取り扱う。

(1)・(2) (略)

(3) 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第8項に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。以下「旧資産流動化法」という。)第2条第6項に規定する特定短期社債を含む。)

(4)~(7) (略)

2 前項の場合において、短期社債等は次に掲げる要件に該当するものをいう。

(1)・(2) (略)

(3) 国内で発行されるもの

(一般債の範囲)

第8条の2 機構は、次に掲げる有価証券(前条に規定する有価証券を除く。)のうち、法第13条第1項の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たもの(当該有価証券の発行の決議又は決定において、当該決議又は決定に基づき発行する有価証券の全部について法の規

項に掲げる要件に該当するものを、機構の振替業において取り扱う。

(1) 法第66条第1号に規定する短期社債

(2) 保険業法(平成7年法律第105号)第61条の2第1項に規定する短期社債

(3) 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第8項に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第6項に規定する特定短期社債を含む。)

(4) 商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号)第33条ノ2に規定する短期商工債券

(5) 信用金庫法(昭和26年法律第238号)第54条の3の2第1項に規定する短期債券

(6) 農林中央金庫法(平成13年法律第93号)第62条の2第1項に規定する短期農林債券

(7) 一般振替機関の監督に関する命令(平成14年内閣府・法務省令第1号。以下「一般振替機関監督命令」という。)第38条第2項に規定する短期外債

2 前項の場合において、短期社債等は次に掲げる要件に該当するものをいう。

(1) 割引の方法により発行されるもの

(2) 各社債の金額が、1億円以上100万円単位で、かつ、均一であるもの

(新設)

(新設)

定の適用を受けることとする旨を定めた有価証券に限る。)であり、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、一般債として機構の振替業において取り扱う。

(1) 法第2条第1項第1号に規定する社債(新株予約権付社債を除く。)

(2) 法第2条第1項第3号に規定する地方債

(3) 法第2条第1項第4号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に規定する投資法人債

(4) 法第2条第1項第5号に規定する保険業法に規定する相互会社の社債

(5) 法第2条第1項第6号に規定する資産の流動化に関する法律に規定する特定社債(転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債を除き、旧資産流動化法に規定する特定社債を含む。)

(6) 法第2条第1項第7号に規定する特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利(第1号及び第3号から前号までに掲げるものを除く。以下「特別法人債」という。)

(7) 法第2条第1項第11号に規定する外国又は外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利(以下「外債」という。)

2 前項の場合において、一般債は次に掲げる要件に該当するものをいう。

(1) 国際標準化機構が定めた規格ISO4217に基づく通貨コードにより表示できる通貨(以下「通貨」という。)で発行されるもの

(2) 発行総額が1000万通貨単位以上であるもの

(3) 各社債の金額が1000通貨単位以上1000通貨単位刻みで、かつ、均一であるもの

(4) 次に掲げる方法により償還が行われるもの

イ 満期一括償還(償還期日(償還日(償還日が第4条に規定する休業日又は一般債の銘柄の発行条件に定める海外休日に該当する場合には実際の償還の日)をいう。以下同

じ。)に全部の発行残高を償還する償還方法をいう。)

ロ 定時償還

ハ コールオプション(発行者の意思表示により、当該発行者が発行する銘柄の一般債について、繰上償還(一般債の銘柄の払込日翌日から償還期日の前日までにおいて、発行残高の全部又は一部を償還する償還方法をいう。以下同じ。)又は定時償還をすることができる権利をいう。以下同じ。)行使に伴う繰上償還

ニ プットオプション(加入者の意思表示により、当該加入者の有する銘柄の一般債について、当該銘柄の一般債の発行者に対し、繰上償還を請求できる権利をいう。以下同じ。)行使に伴う繰上償還(当該銘柄の一般債の利払日のいずれかの日において行われるものに限る。)

(5) 1年あたりの利払の回数が12回以下であるもの

(6) 国内で発行されるもの

(発行者の同意)

第9条 機構は、前2条に規定する社債等につき取扱いを開始する場合には、あらかじめ当該社債等の発行者から、書面により法第13条第1項の規定に基づく同意を得る。

2 (略)

(社債等の取扱いの廃止)

第10条 機構は、社債等が第8条又は第8条の2に掲げる事項に該当しなくなった場合には、当該社債等を機構の振替業において取り扱わない。

(発行者、機構加入者及び資金決済会社への通知)

第11条 機構は、短期社債等を機構の振替業において、第8条の規定により取り扱う場合及び前条の規定により取り扱わないこととなる場合に

(発行者の同意)

第9条 機構は、前条に規定する短期社債等につき取扱いを開始する場合には、あらかじめ当該短期社債等の発行者から、書面により法第13条第1項の規定に基づく同意を得る。

2 前項の書面その他同意に関し必要な事項は、規則でこれを定める。

(短期社債等の取扱いの廃止)

第10条 機構は、短期社債等が第8条に掲げる事項に該当しなくなった場合には、当該短期社債等を機構の振替業において取り扱わない。

(発行者及び機構加入者への通知)

第11条 機構は、短期社債等を機構の振替業において、第8条の規定により取り扱う場合及び前条の規定により取り扱わないこととなる場合に

は、当該短期社債等の発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人）、機構加入者及び資金決済会社に、その旨を通知する。

（発行者）

第 12 条 発行者は、発行代理人及び支払代理人を事前に機構に届け出なければならない。ただし、短期社債等の発行者の場合にあっては、発行代理人及び支払代理人を選任するときに限る。

（削る）

2 発行者は、前項の規定により機構に届け出た事項に変更がある場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

3・4 （略）

（発行代理人）

第 13 条 社債等に係る新規記録手続について、発行者に代わって機構との間の手続を行おうとする者（法人に限る。）は、あらかじめ機構に対し発行代理人としての申請を行わなければなら

は、当該短期社債等の発行者（発行代理人及び支払代理人を含む。）及び機構加入者に、その旨を通知する。

（発行者）

第 12 条 発行者は、短期社債等の新規記録及び抹消の際に利用する資金決済会社を、事前に機構に届け出なければならない。

2 発行者は、発行代理人及び支払代理人を選任する場合には、事前に機構に届け出なければならない。

3 発行者は、前 2 項の規定により機構に届け出た事項に変更がある場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

4 機構は、発行者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該発行者に対し取締役会の決議に基づき戒告の処分を行うことができる。この場合において、機構は、遅滞なくその旨を公表する。

(1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規程、規則又は第 75 条の規定により機構が定めるところに違反した場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、機構の振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

5 機構は、発行者が前項各号に掲げる場合に該当し、当該発行者の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該発行者に対し、機構の振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた発行者は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

（発行代理人）

第 13 条 短期社債等に係る新規記録手続きについて、発行者に代わって機構との間の手続を行おうとする者（法人に限る。）は、あらかじめ機構に対し発行代理人としての申請を行わな

い。

2 前項の場合において、機構は、申請者が第 6 条に規定する方法に係る設備を備えるなど、機構との間で社債等の新規記録に係る業務を適正、確実に遂行することができる能力を有すると認める場合には、発行代理人としての指定を行う。

3～5 (略)

6 機構は、第 4 項の規定により発行代理人の指定を取り消す場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人）機構加入者及び資金決済会社に対し、当該発行代理人の名称及びその取消しの日を通知する。

7・8 (略)

ればならない。

2 前項の場合において、機構は、申請者が短期社債振替制度に係る端末装置を設置するなど、機構との間で短期社債等の新規記録に係る業務を適正、確実に遂行することができる能力を有すると認める場合には、発行代理人としての指定を行う。

3 発行代理人は、第 1 項の規定により機構に申請した事項に変更がある場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

4 機構は、発行代理人が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該発行代理人に対し取締役会の決議に基づき発行代理人としての指定の取消し又は戒告の処分を行うことができる。

(1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規程、規則又は第 75 条の規定により機構が定めるところに違反した場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、機構の振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

5 機構は、前項の規定により発行代理人の指定を取り消す場合には、当該発行代理人に対し、その取消しの日を通知する。

6 機構は、第 4 項の規定により発行代理人の指定を取り消す場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人を含む。）及び機構加入者に対し、当該発行代理人の名称及びその取消しの日を通知する。

7 機構は、第 4 項に規定する処分を行った場合は、遅滞なく、その旨を公表する。

8 機構は、発行代理人が第 4 項各号に掲げる場合に該当し、当該発行代理人の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該発行代理人に対し、機構の振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた発行代理人は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

(支払代理人)

第 14 条 社債等に係る払込後から抹消までの手続について、発行者に代わって機構との間の手続を行おうとする者(法人に限る。)は、あらかじめ機構に対し支払代理人としての申請を行わなければならない。

2 前項の場合において、機構は、申請者が第 6 条に規定する方法に係る設備を備えるなど、機構との間で社債等の抹消等に係る業務を適正、確実に遂行することができる能力を有すると認める場合には、支払代理人としての指定を行う。

3 ~ 5 (略)

6 機構は、第 4 項の規定により支払代理人の指定を取り消す場合には、発行者(発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人)、機構加入者及び資金決済会社に対し、当該支払代理人の名称及びその取消しの日を通知する。

7・8 (略)

(支払代理人)

第 14 条 短期社債等に係る払込後から抹消までの手続について、発行者に代わって機構との間の手続を行おうとする者(法人に限る。)は、あらかじめ機構に対し支払代理人としての申請を行わなければならない。

2 前項の場合において、機構は、申請者が短期社債振替制度に係る端末装置を設置するなど、機構との間で短期社債等の抹消等に係る業務を適正、確実に遂行することができる能力を有すると認める場合には、支払代理人としての指定を行う。

3 支払代理人は、第 1 項の規定により機構に申請した事項に変更がある場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

4 機構は、支払代理人が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該支払代理人に対し取締役会の決議に基づき支払代理人としての指定の取消し又は戒告の処分を行うことができる。

(1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規程、規則又は第 75 条の規定により機構が定めるところに違反した場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、機構の振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

5 機構は、前項の規定により支払代理人の指定を取り消す場合には、当該支払代理人に対し、その取消しの日を通知する。

6 機構は、第 4 項の規定により支払代理人の指定を取り消す場合には、発行者(発行代理人及び支払代理人を含む。)及び機構加入者に対し、当該支払代理人の名称及びその取消しの日を通知する。

7 機構は、第 4 項に規定する処分を行った場合は、遅滞なく、その旨を公表する。

8 機構は、支払代理人が第 4 項各号に掲げる場合に該当し、当該支払代理人の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該支払代理人に対し、機構の振替業に係る業務方法の改善について勸

(資金決済会社)

第 15 条 (略)

- 2 資金決済会社は、加入者又は発行者のために、社債等の新規記録、振替、抹消手続に係る資金決済を D V P 決済により行う場合には、日銀ネットを利用する。
 - 3 機構は、D V P 決済を円滑に行うために必要と認めるときは、資金決済会社に対し、当該資金決済会社が日銀ネットを利用して行った社債等の資金決済に関し問合せを行う。
- 4・5 (略)

第 1 節 口座開設手続

(機構加入者口座の開設)

第 16 条 機構から社債等の振替を行うための口座の開設を受けようとする者は、機構に対し、開設を受けようとする口座が短期社債等に係るものか、一般債に係るものかの別を明らかにして申請しなければならない。

(削る)

(削る)

告を行う。この場合において、当該勧告を受けた支払代理人は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

(資金決済会社)

第 15 条 機構は、日本銀行の当座勘定取引先であり、かつ、日本銀行金融ネットワークシステム (以下「日銀ネット」という。) のオンライン取引先を有する金融機関等から申出があったときは、資金決済会社としての登録を行う。

- 2 資金決済会社は、加入者又は発行者のために、短期社債等の新規記録、振替、抹消手続に係る資金決済を D V P 決済により行う場合には、日銀ネットを利用する。
- 3 機構は、D V P 決済を円滑に行うために必要と認めるときは、資金決済会社に対し、当該資金決済会社が日銀ネットを利用して行った短期社債等の資金決済に関し問合せを行う。
- 4 前項の場合において、資金決済会社は資金決済を依頼した加入者に対する照会等必要な措置を行う。
- 5 資金決済会社は、第 1 項の規定により機構に申し出た事項に変更がある場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

第 1 節 口座開設手続き

(機構加入者口座の開設)

第 16 条 機構は、短期社債等の振替を行うための口座の開設について申請を受けた場合において、当該申請者が次に掲げる基準に適合するものと認めるときは、その者のために口座を開設する。

(1) 当該申請者が法人であって、かつ、当該者が機構加入者となることにより、短期社債振替制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。

(2) 当該申請者が利用する前条に規定する資金決済会社その他規則で定める事項を機構に

2 機構は、前項の申請を受けた場合において、当該申請者が次に掲げる基準に適合するものと認めるときは、その者のために口座を開設する。

(1) 当該申請者が法第 44 条第 1 項各号に該当する者又は機構が特に認める者（法人に限る。）であること。

(2) 当該申請者が機構加入者となることにより、社債等振替制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。

(3) 当該申請者が利用する前条に規定する資金決済会社その他規則で定める事項を機構に届け出ていること。

3・4 （略）

5 機構は、機構加入者口座を開設する場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人。以下この章において同じ。） 機構加入者及び資金決済会社に対し、当該機構加入者口座の開設を受ける者の名称及びその開設の日を通知する。

6 前各項に定めるもののほか、機構加入者口座の開設に関し必要な事項は、規則で定める。

（届出事項）

第 19 条 機構加入者は、第 16 条第 2 項第 3 号に規定する事項及び同条第 3 項に規定する書類により機構に届け出た事項に変更がある場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

2 機構は、機構加入者の名称に変更があることを知った場合には、発行者、他の機構加入者及び資金決済会社に対し、その旨を通知する。

3 機構加入者は、第 16 条第 2 項第 1 号に掲げる

届け出ていること。

（新設）

2 機構加入者口座の開設を受けようとする者は、機構に対し、当該者の登記事項証明書その他規則で定める書類を提出しなければならない。

3 機構は、機構加入者口座の開設を認めた場合には、当該機構加入者口座の開設を受ける者に対し、その開設の日を通知する。

4 機構は、機構加入者口座を開設する場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人を含む。）以下この章において同じ。）及び機構加入者に対し、当該機構加入者口座の開設を受ける者の名称及びその開設の日を通知する。

（新設）

（届出事項）

第 19 条 機構加入者は、第 16 条第 1 項第 2 号に規定する事項及び同条第 2 項に規定する書類により機構に届け出た事項に変更がある場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

2 機構は、機構加入者の名称に変更があることを知った場合には、発行者及び他の機構加入者に対し、その旨を通知する。

3 機構加入者は、第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる

事項に該当しなくなった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

(機構加入者口座の廃止)

第20条 (略)

2 機構は、機構加入者が次の各号のいずれかに該当した場合には、その機構加入者の口座を廃止する。

(1) (略)

(2) 第16条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に該当しなくなった場合

3 機構加入者は、自己の機構加入者口座が廃止される場合には、その廃止前に、当該機構加入者に係る社債等を他の口座に振り替えるための手続をとらなければならない。

4・5 (略)

6 機構は、機構加入者口座を廃止する場合には、発行者、機構加入者及び資金決済会社に対し、その機構加入者の名称及びその廃止の日を通知する。

第1節 口座開設手続

(口座管理機関の範囲)

第23条 法第44条第1項第1号から第15号までに掲げる者は、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ機構又は他の口座管理機関から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

事項に該当しなくなった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

(機構加入者口座の廃止)

第20条 機構加入者は、規則で定めるところにより、機構に対し、口座の廃止を申請することができる。当該申請は、その廃止の日として希望する日の1か月前までにしなければならない。

2 機構は、機構加入者が次の各号のいずれかに該当した場合には、その機構加入者の口座を廃止する。

(1) 前項の申請をした場合

(2) 第16条第1項第1号に掲げる事項に該当しなくなった場合

3 機構加入者は、自己の機構加入者口座が廃止される場合には、その廃止前に、機構の振替口座簿における当該機構加入者に係るすべての短期社債等を他の口座に振り替えるための手続をとらなければならない。

4 機構は、機構加入者口座の廃止に伴い生じた損害については、責任を負わない。

5 機構は、機構加入者口座を廃止する場合には、当該機構加入者に対し、その廃止の日を通知する。

6 機構は、機構加入者口座を廃止する場合には、発行者及び機構加入者に対し、その機構加入者の名称及びその廃止の日を通知する。

第1節 口座開設手続き

(口座管理機関の範囲)

第23条 法第44条第1項第1号から第15号までに掲げる者は、他の者のために、その申出により短期社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ機構又は他の口座管理機関から短期社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

(口座管理機関における口座開設の審査)

第24条 口座管理機関は、前条の規定により他の者から口座の開設の申請があった場合において、当該申請者(短期社債等の口座開設においては、法人に限る。)のために口座を開設する。

2 口座管理機関に口座の開設を受けようとする者は、当該口座管理機関に対し、規則で定める書類を提出しなければならない。

3 第1項に規定する場合において、口座管理機関は、当該申請者について、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成14年法律第32号)に規定する方法により、本人であることの確認を行わなければならない。

4 (略)

(加入者との契約)

第26条 口座管理機関は、第24条の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結する。

(1) 当該加入者の口座は、社債等振替制度に基づき開設されるものであって、当該加入者の口座の取扱いについては、この契約に定めるところによるほか、法その他の法令及びこの規程その他の機構が社債等振替制度に関して定めた事項に従うこと。

(2) 口座管理機関が行う第24条第3項に規定する本人確認のために、必要な書類の提出等を行うこと。

(3) 当該加入者の口座(当該加入者が間接口座管理機関である場合においては、その顧客口を除く。以下次項第3号及び第3項第3号を除きこの条において同じ。)には、当該加入者が社債等についての権利を有するものに限り記録又は記載をすること。

(削る)

(口座管理機関における口座開設の審査)

第24条 口座管理機関は、前条の規定により他の者から口座の開設の申請があった場合において、当該申請者が法人であることを認めるときは、その者のために口座を開設する。

2 口座管理機関に口座の開設を受けようとする者は、当該口座管理機関に対し、当該者の登記事項証明書その他規則で定める書類を提出しなければならない。

(新設)

3 口座管理機関は、第1項の規定により口座の開設を認めた場合には、当該申請者にその旨を通知しなければならない。

(加入者との契約)

第26条 口座管理機関は、第24条の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結する。

(1) 当該加入者の口座は、短期社債振替制度に基づき開設されるものであって、当該加入者の口座の取扱いについては、この契約に定めるところによるほか、法その他の法令及びこの規程その他の機構が短期社債振替制度に関して定めた事項に従うこと。

(2) 口座管理機関が行う第24条第2項に規定する本人確認のために、必要な書類の提出等を行うこと。

(3) 当該加入者の口座(当該加入者が間接口座管理機関である場合においては、その顧客口を除く。以下次号及び第5号において同じ。)には、当該加入者が短期社債等についての権利を有するものに限り記録又は記載をすること。

(4) 当該加入者の口座に記録又は記載されている短期社債等(差押えを受けたものその他

(削る)

(削る)

(4) 当該加入者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合には、直ちに、当該口座管理機関に対し、その旨を届け出ること。

(5)・(6) (略)

(7) 口座管理機関は、自己又はその上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けられる場合には、当該加入者に対し、その旨並びに当該加入者が権利を有する社債等の銘柄の金額について記録又は記載されている顧客口を開設する直近上位機関及びその上位機関(機構を除く。)を通知すること。

2 短期社債等に係る加入者の口座を開設する場合には、前項の契約は、同項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を含むものとする。

の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものを除く。)について、当該加入者は当該口座管理機関に対し、振替の申請を行うことができること。

(5) 当該加入者の口座に記録又は記載されている短期社債等について、償還日が到来した場合には、当該加入者から当該口座管理機関に対し、当該短期社債等について、第 52 条の規定により抹消の申請手続きを委任すること。

(6) 当該加入者の口座に記録又は記載されている短期社債等(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。)の償還金は、第 52 条の規定により当該口座管理機関が当該加入者に代わって受領し、これを当該加入者に配分すること。

(7) 当該加入者は、その名称又は住所に変更があった場合には、直ちに、当該口座管理機関に対し、その旨を届け出ること。

(8) 当該口座管理機関(法第 44 条第 1 項第 15 号に掲げる者を除く。)が、法第 11 条第 2 項に規定する加入者に対して、当該加入者の上位機関が当該加入者に対して負う法第 80 条第 2 項又は同第 81 条第 2 項に規定する義務の全部の履行を連帯して保証すること。

(9) 口座管理機関は当該加入者が間接口座管理機関である場合において、当該加入者に対して機構から通知された事項を連絡すること。

(新設)

(新設)

(1) 当該加入者の口座に記録又は記載されている短期社債等（差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものを除く。）について、当該加入者は当該口座管理機関に対し、振替の申請を行うことができること。

(2) 当該加入者の口座に記録又は記載されている短期社債等について、償還日が到来した場合には、当該加入者から当該口座管理機関に対し、当該短期社債等について、第 52 条の規定により抹消の申請手続を委任すること。

(3) 当該加入者の口座に記録又は記載されている短期社債等（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。）の償還金は、第 52 条の規定により当該口座管理機関が当該加入者に代わって受領し、これを当該加入者に配分すること。

(4) 口座管理機関は、第 8 条の規定により機構において取り扱う短期社債等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合（法第 46 条において準用する法第 14 条に規定する不当な差別的取扱いに該当しない場合に限る。）には、当該加入者に対し、その旨を通知すること。

3 一般債に係る加入者の口座を開設する場合には、第 1 項の契約は、同項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を含むものとする。

（新設）

(1) 当該加入者の口座に記録又は記載されている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものを除く。）について、当該加入者は当該口座管理機関に対し、振替の申請を行うことができること。ただし、一般債の償還期日若しくは繰上償還期日（繰上償還日（繰上償還日が第 4 条に規定する休業日又は一般債の銘柄の発行条件に定める海外休日に該当する場合には実際の繰上償還の日）をいう。以下同じ。）又は償還期日、繰上償還期日、定時償還期日（定時償還日（定時償還日が第 4 条に規定する休業日又は一般債の銘柄の発行条件に

定める海外休日に該当する場合には実際の定時償還の日)をいう。以下同じ。)若しくは利払期日(利払日(利払日が第4条に規定する休業日又は一般債の銘柄の発行条件に定める海外休日に該当する場合には実際の利払の日)をいう。以下同じ。)の前営業日(以下「振替停止日」という。)に当該一般債に係る振替を行うための振替の申請を行うことができないこと。

(2) 当該加入者の口座に記録又は記載されている一般債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、当該加入者から当該口座管理機関に対し、当該一般債について、第58条の25の規定により抹消の申請手続を委任すること。

(3) 当該加入者の口座に記録又は記載されている機構関与銘柄(第6章の2第7節の規定により、償還金及び利金を取り扱う銘柄の一般債をいう。以下同じ。)(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。)の償還金(繰上償還金及び定時償還金を含む。)及び利金は、第58条の31の規定により当該口座管理機関が当該加入者に代わって受領し、これを当該加入者に配分すること。

(4) 口座管理機関は、第8条の2の規定により機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合(法第46条において準用する法第14条に規定する不当な差別的取扱いに該当しない場合に限る。)には、当該加入者に対し、その旨を通知すること。

(5) 当該加入者の口座に記録又は記載されている機構非関与銘柄(機構関与銘柄以外の銘柄の一般債をいう。以下同じ。)について当該加入者が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当該口座管理機関に対し、その旨を申し出ること。

4 前項第3号の規定にかかわらず、口座管理機関は、加入者との間で、当該加入者からの申出に基づき、当該加入者の口座に記録又は記載さ

(新設)

れている機構関与銘柄（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。）の利金の全部又は一部を当該加入者以外の者に配分することを約することができる。

（間接口座管理機関の承認）

第 27 条 前節に定めるほか、第 23 条に規定する口座管理機関のうち、当該口座管理機関が間接口座管理機関となる場合には、当該間接口座管理機関となる者は、規則で定めるところによりすべての上位機関を明示し、あらかじめ機構の承認を得るための申請を行わなければならない。

2 （略）

3 機構は、第 1 項の申請につき、申請者が間接口座管理機関となることにより、社債等振替制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないことが認められる場合には、これを承認する。

4 （略）

5 機構は、間接口座管理機関に係る承認を行う場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人。以下この章において同じ。）機構加入者及び資金決済会社に対し、当該間接口座管理機関の名称及びその承認の日を通知する。

6 前各項に定めるもののほか、間接口座管理機関の承認に関し必要な事項は、規則で定める。

（間接口座管理機関の承認）

第 27 条 前節に定めるほか、第 23 条に規定する口座管理機関のうち、当該口座管理機関が間接口座管理機関となる場合には、当該間接口座管理機関となる者は、規則で定めるところにより直近上位機関を明示し、あらかじめ機構の承認を得るための申請を行わなければならない。

2 前項の申請において、申請者は、機構に対し当該者の登記事項証明書を提出するとともに、振替口座簿を作成し、これを備えること並びにこの規程及びその他規則で定める事項を遵守する旨を契約の内容として記載した書面を承認申請書に添付しなければならない。

3 機構は、第 1 項の申請につき、申請者が間接口座管理機関となることにより、短期社債振替制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないことが認められる場合には、これを承認する。

4 機構は、間接口座管理機関に係る承認を行う場合には、当該間接口座管理機関に対し、その承認の日を通知する。

5 機構は、間接口座管理機関に係る承認を行う場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人を含む。以下この章において同じ。）及び機構加入者に対し、当該間接口座管理機関の名称及びその承認の日を通知する。

6 第 1 項から前項までに定めるもののほか、間接口座管理機関の承認に関し必要な事項は、規則で定める。

(間接口座管理機関の名称等の変更の届出等)

第 29 条 (略)

- 2 機構は、間接口座管理機関の名称に変更があったことを知った場合には、発行者、機構加入者及び資金決済会社に対し、その旨を通知する。
- 3 間接口座管理機関は、法第 44 条第 1 項第 1 号から第 15 号までに掲げる者でなくなった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

(間接口座管理機関の承認の取消し)

第 30 条 (略)

2 (略)

- 3 間接口座管理機関は、その間接口座管理機関に係る承認が取り消される場合には、その取消し前に、当該間接口座管理機関が口座の開設を受けている直近上位機関の顧客口に記録又は記載されている社債等を他の口座に振り替えるための手続をとらなければならない。

4・5 (略)

- 6 機構は、間接口座管理機関に係る承認を取り消す場合には、発行者、機構加入者及び資金決済会社に対し、当該間接口座管理機関の名称及

(間接口座管理機関の名称等の変更の届出等)

第 29 条 間接口座管理機関は、その名称又は住所その他機構に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに機構に対し、その旨を届け出なければならない。

- 2 機構は、間接口座管理機関の名称に変更があったことを知った場合には、発行者及び機構加入者に対し、その旨を通知する。
- 3 間接口座管理機関は、法第 44 条第 1 項第 1 号から第 15 号に掲げる者でなくなった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

(間接口座管理機関の承認の取消し)

第 30 条 間接口座管理機関は、規則で定めるところにより、機構に対し、その間接口座管理機関の承認の取消しの申請をすることができる。当該申請は、その取消しの日として希望する日の 1 か月前までにしなければならない。

- 2 機構は、間接口座管理機関が次の各号のいずれかに該当した場合には、その間接口座管理機関の承認を取り消す。

(1) 前項の申請をした場合

(2) 法第 44 条第 1 項第 1 号から第 15 号までに掲げる者でなくなった場合

- 3 間接口座管理機関は、その間接口座管理機関に係る承認が取り消される場合には、その取消し前に、当該間接口座管理機関が口座の開設を受けている直近上位機関の顧客口に記録又は記載されている短期社債等を他の口座に振り替えるための手続をとらなければならない。

4 機構は、間接口座管理機関に係る承認の取消しに伴い生じた損害については、責任を負わない。

5 機構は、間接口座管理機関に係る承認を取り消す場合には、当該間接口座管理機関に対し、その取消しの日を通知する。

- 6 機構は、間接口座管理機関に係る承認を取り消す場合には、発行者及び機構加入者に対し、当該間接口座管理機関の名称及びその取消しの

びその取消しの日を通知する。

(振替口座簿の記録事項又は記載事項)

第 33 条 短期社債等に係る振替口座簿(以下この章において単に「振替口座簿」という。)のうち機構が備えるものは各機構加入者の口座ごとに区分し、口座管理機関が備える振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 機構が備える振替口座簿中の各機構加入者の口座(顧客口を除く。)には、次に掲げる事項を記録する。

- (1) (略)
- (2) 短期社債等の銘柄
- (3) 短期社債等の銘柄ごとの口座(区分口座が開設されている場合には、各区分口座。以下この条において同じ。)における増減額及び金額
- (4)・(5) (略)

3 前項の振替口座簿中の顧客口には、次に掲げる事項を記録する。

- (1) (略)
- (2) 短期社債等の銘柄ごとの口座における増減額及び金額
- (3) (略)

4 口座管理機関が備える振替口座簿中の各加入者の口座(顧客口を除く。)には、次に掲げる事項を記録又は記載する。

- (1) (略)
- (2) 短期社債等の銘柄
- (3) 短期社債等の銘柄ごとの口座における増減額及び金額
- (4)・(5) (略)

日を通知する。

(振替口座簿の記録事項又は記載事項)

第 33 条 機構が備える振替口座簿は各機構加入者の口座ごとに区分し、口座管理機関が備える振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 機構が備える振替口座簿中の各機構加入者の口座(顧客口を除く。)には、次に掲げる事項を記録する。

- (1) 機構加入者の名称及び住所
- (2) 銘柄
- (3) 銘柄ごとの口座(区分口座が開設されている場合には、各区分口座。以下この条において同じ。)における増減額及び金額
- (4) 機構加入者自己分の短期社債等に関し差押命令等により処分の制限がされた場合においては、その旨の表示及び当該差押命令等が送達された年月日
- (5) その他社債等の振替に関する法律施行令(平成 14 年政令第 362 号。以下「政令」という。)で定める事項

3 前項の振替口座簿中の顧客口には、次に掲げる事項を記録する。

- (1) 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
- (2) 銘柄ごとの口座における増減額及び金額
- (3) その他政令で定める事項

4 口座管理機関が備える振替口座簿中の各加入者の口座(顧客口を除く。)には、次に掲げる事項を記録又は記載する。

- (1) 加入者の名称及び住所
- (2) 銘柄
- (3) 銘柄ごとの口座における増減額及び金額
- (4) 加入者自己分の短期社債等に関し差押命令等により処分の制限がされた場合においては、その旨の表示及び当該差押命令等が送達

5 前項の振替口座簿中の顧客口には、次に掲げる事項を記録又は記載する。

- (1) (略)
- (2) 短期社債等の銘柄ごとの口座における増減額及び金額
- (3) (略)

(振替口座簿に記録又は記載する短期社債等の金額の単位)

第 34 条 振替口座簿に記録又は記載する短期社債等の金額は、各銘柄の短期社債等に係る各社債の金額の整数倍とする。

第 2 節 新規記録手続

(新規記録手続に係る発行者からの通知)

第 37 条 短期社債等の発行者(発行代理人が選任されている場合には発行代理人。以下第 38 条第 2 項及び第 41 条第 2 号を除きこの節において同じ。)は、新たに短期社債等を発行する場合には、機構に対し、次に掲げる事項の通知を行わなければならない。

(1) 発行予定の短期社債等の銘柄に関する情報として、次に掲げるもの(以下この章において「銘柄情報」という。)

イ～ヘ (略)

(2) 発行予定の短期社債等の引受けに関する情報として、次に掲げるもの(以下「引受情報」という。)

イ 払込みを行う加入者(以下この章において「払込加入者」という。)の名称が明らかになるものとして規則で定める事項

された年月日

(5) その他政令で定める事項

5 前項の振替口座簿中の顧客口には、次に掲げる事項を記録又は記載する。

- (1) 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
- (2) 銘柄ごとの口座における増減額及び金額
- (3) その他政令で定める事項

(振替口座簿に記録又は記載する短期社債等の金額の単位)

第 34 条 振替口座簿に記録又は記載する短期社債等の金額は、各銘柄の短期社債に係る各社債の金額の整数倍とする。

第 2 節 新規記録手続き

(新規記録手続きに係る発行者からの通知)

第 37 条 短期社債等の発行者(発行代理人が選任されている場合には発行代理人。以下第 38 条第 2 項及び第 41 条第 1 項第 2 号並びに同条第 2 項における合意に係る発行者を除きこの節において同じ。)は、新たに短期社債等を発行する場合には、機構に対し、次に掲げる事項の通知を行わなければならない。

(1) 発行予定の短期社債等の銘柄に関する情報として、次に掲げるもの(以下「銘柄情報」という。)

- イ 短期社債等の銘柄
- ロ 発行総額
- ハ 各社債の金額
- ニ 払込日
- ホ 償還日
- ヘ その他規則で定める事項

(2) 発行予定の短期社債等の引受けに関する情報として、次に掲げるもの(以下「引受情報」という。)

イ 払込みを行う加入者(以下「払込加入者」という。)の名称が明らかになるものとして規則で定める事項

ロ～ニ（略）

2 前項の通知は、当該短期社債等の払込日まで行うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、新規記録手続に係る発行者からの通知に関し必要な事項は、規則で定める。

（決済方式の区分）

第38条（略）

2（略）

3 発行者は、DVP決済を指定する場合には、機構に対し、前条第1項の通知のほか、DVP決済に関する情報として次に掲げるもの（以下この章において「新規記録DVP決済情報」という。）を通知しなければならない。

(1)～(4)（略）

（発行口への記録）

第39条 機構は、発行者から第37条第1項に規定する通知（DVP決済の場合においては、新規記録DVP決済情報に係る通知を含む。）を受けた場合には、次の各号に掲げる決済方法の区分に従い当該各号に定める措置を行う。

(1) DVP決済の指定がない場合

機構は、銘柄情報及び引受情報に係る内

ロ 払込加入者のために開設された当該短期社債等の振替を行うための口座が明らかになるものとして規則で定める事項

ハ 加入者ごとの払込みに係る短期社債等の金額

ニ その他規則で定める事項

2 前項の通知は、当該短期社債等の払込日の2営業日前から払込日までの間に行うことができる。

（新設）

（決済方式の区分）

第38条 短期社債等に係る新規記録時における決済方式は、DVP決済及び非DVP決済に区分する。

2 前項に規定する区分において、発行者及び払込加入者のそれぞれの資金決済会社が異なる場合であって、かつ、発行者及び払込加入者の合意があるときは、DVP決済を指定することができる。

3 発行者は、DVP決済を指定する場合には、機構に対し、前条第1項の通知のほか、DVP決済に関する情報として次に掲げるもの（以下「新規記録DVP決済情報」という。）を通知しなければならない。

(1) DVP決済を指定する旨

(2) 払込みに係る資金決済金額

(3) 払込加入者が利用する資金決済会社

(4) その他規則で定める事項

（発行口への記録）

第39条 機構は、発行者から第37条第1項に規定する通知（DVP決済の場合においては、新規記録DVP決済情報に係る通知を含む。）を受けた場合には、次の各号に掲げる決済方法の区分に従い当該各号に定める措置を行う。

(1) DVP決済の指定がない場合

機構は、銘柄情報及び引受情報に係る内

容を発行口に記録し、発行者及び買方機構加入者(機構加入者若しくはその加入者又は機構加入者の下位機関若しくはその加入者が払込みを行う場合における当該機構加入者をいう。以下この章において同じ。)に、当該記録内容及びその他規則で定める事項を通知する。

(2) (略)

2 (略)

3 機構は、買方機構加入者から前項に規定する通知を受けた場合には、次の各号に掲げる承認の有無の区分に従い当該各号に定める措置を行う。

(1) 通知事項が買方機構加入者により承認された場合

イ 機構は銘柄情報、引受情報及び新規記録DVP決済情報を発行口に記録するとともに、発行者及び買方機構加入者に対し、当該記録内容及びDVP決済を行うために機構が付した決済番号を通知する。

ロ 機構は、日本銀行に対し、発行口に記録した銘柄の短期社債等に係る資金決済が日銀ネットにより行われるために必要な情報として規則で定める事項を、払込日に社債等振替制度に係るシステムを通じて電磁的方法により通知する。

(2) (略)

(DVP決済に係る資金決済)

第40条 DVP決済の指定がある場合の資金決済の方法は、次の各号に定めるところによる。

容を発行口に記録し、発行者及び買方機構加入者(機構加入者若しくはその加入者又は機構加入者の下位機関若しくはその加入者が払込みを行う場合における当該機構加入者をいう。以下同じ。)に、当該記録内容及びその他規則で定める事項を通知する。

(2) DVP決済の指定がある場合

機構は、発行者及び買方機構加入者に、DVP決済を行うために必要な情報として規則で定める事項を通知する。

2 前項第2号の場合において、買方機構加入者は当該通知事項の内容を確認し、その結果につき承認の有無を機構に通知しなければならない。

3 機構は、買方機構加入者から前項に規定する通知を受けた場合には、次の各号に掲げる承認の有無の区分に従い当該各号に定める措置を行う。

(1) 通知事項が買方機構加入者により承認された場合

機構は銘柄情報、引受情報及び新規記録DVP決済情報を発行口に記録するとともに、発行者及び買方機構加入者に対し、当該記録内容及びDVP決済を行うために機構が付した決済番号を通知する。

(新設)

(2) 通知事項が買方機構加入者により承認されなかった場合

機構は発行者に対し、通知事項が承認されなかった旨を通知する。

(DVP決済に係る資金決済)

第40条 DVP決済の指定がある場合の資金決済の方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 買方機構加入者が自らの計算において払込みを行う場合

買方機構加入者は、日銀ネットにより資金の支払いを行うために規則で定める必要な措置を行う。この場合において、資金決済会社を利用して資金決済を行うときは、買方機構加入者は資金決済会社に対し、日銀ネットにより資金の支払いを行うこと及び発行資金決済情報（発行口に記録した情報のうち資金決済に必要なものとして規則で定める情報及び決済番号をいう。）を連絡しなければならない。

(2) 買方機構加入者又はその下位機関の加入者が払込みを行う場合

買方機構加入者は、払込加入者（当該払込加入者が資金決済会社を利用して資金決済を行う場合には資金決済会社）が、日銀ネットにより資金の支払いを行うために規則で定める必要な措置を行わなければならない。

（払込みに伴う通知）

第 41 条 短期社債等の払込みに伴う機構への通知については、次の各号に定めるところによる。

(1) D V P 決済の指定がない場合

発行者は、発行口に記録されている自己の発行する銘柄の短期社債等に係る払込みが行われたことを確認したときは、機構に対し、その旨を通知しなければならない。

(2) （略）

(1) 買方機構加入者が自らの計算において払込みを行う場合

買方機構加入者は、短期社債等に伴う資金振替である旨を指定して日銀ネットにより資金の支払いを行うために規則で定める必要な措置を行う。この場合において、資金決済会社を利用して資金決済を行うときは、買方機構加入者は資金決済会社に対し、短期社債等に伴う資金振替である旨を指定して日銀ネットにより資金の支払いを行うこと及び発行資金決済情報（発行口に記録した情報のうち資金決済に必要なものとして規則で定める情報及び決済番号をいう。）を連絡しなければならない。

(2) 買方機構加入者又はその下位機関の加入者が払込みを行う場合

買方機構加入者は、払込加入者（当該払込加入者が資金決済会社を利用して資金決済を行う場合には資金決済会社）が、短期社債等に伴う資金振替である旨を指定して日銀ネットにより資金の支払いを行うために規則で定める必要な措置を行わなければならない。

（払込みに伴う通知）

第 41 条 短期社債等の払込みに伴う機構への通知については、次の各号に定めるところによる。

(1) D V P 決済の指定がない場合

発行者は、発行口に記録されている自己の発行する銘柄の短期社債等に係る払込みが行われたことを確認したときは、機構に対し、その旨を規則で定める方法により通知しなければならない。

(2) D V P 決済の指定がある場合

前条各号の規定における日銀ネットによる資金決済が行われ、短期社債等の払込みに伴う資金決済の完了につき、機構が規則で定めるところにより確認したことをもって、第 37 条第 1 項に規定する通知については、発行者が行うべき当該短期社債等の払込みに伴う

(削る)

第 3 節 振替手続

(振替手続)

第 43 条 (略)

- 2 前項の申請は、振替によりその口座（顧客口を除く。）において減額の記録又は記載がされる加入者（以下この章において「渡方加入者」という。）が、直近上位機関に対して行う。
- 3 渡方加入者は、振替に係る申請において、次に掲げる事項（以下この章において「振替申請情報」という。）を示さなければならない。
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 増額の記録又は記載がされるべき口座（顧客口を除く。以下この章において「振替先口座」という。）が明らかになるものとして規則で定める事項
 - (4)～(6) (略)

通知とみなす。

- 2 機構が前項第 2 号に規定する払込みに係る通知を確認できない場合において、発行者及び払込加入者との間で合意したときは、発行者は機構に対し、第 38 条第 2 項に規定する D V P 決済の指定を解除し非 D V P 決済による旨の通知を行うことができる。

第 3 節 振替手続き

(振替手続き)

- 第 43 条 特定の銘柄の短期社債等について、振替（機構における振替のうち、D V P 決済により行われる場合を除く。以下この節において同じ。）の申請があった場合には、振替機関等は第 4 項から第 9 項までの規定により、当該申請において第 3 項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額若しくは増額の記録若しくは記載又は通知をしなければならない。
- 2 前項の申請は、振替によりその口座（顧客口を除く。）において減額の記録又は記載がされる加入者（以下「渡方加入者」という。）が、直近上位機関に対して行う。
 - 3 渡方加入者は、振替に係る申請において、次に掲げる事項（以下「振替申請情報」という。）を示さなければならない。
 - (1) 当該振替において減額及び増額の記録又は記載がされるべき短期社債等の銘柄及び金額
 - (2) 渡方加入者の口座において減額の記録又は記載がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (3) 増額の記録又は記載がされるべき口座（顧客口を除く。以下「振替先口座」という。）が明らかになるものとして規則で定める事項
 - (4) 振替先口座（機関口座を除く。）において増額の記録又は記載がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (5) 振替を行う日

4 第1項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく次に掲げる措置を行う。

(1) 渡方加入者の口座の前項第2号の規定により示された保有口又は質権口における同項第1号の金額(以下この章において「振替金額」という。)についての減額の記録又は記載

(2)～(4) (略)

5～9 (略)

(6) その他規則で定める事項

4 第1項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく次に掲げる措置を行う。

(1) 渡方加入者の口座の前項第2号の規定により示された保有口又は質権口における同項第1号の金額(以下「振替金額」という。)についての減額の記録又は記載

(2) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項の通知

(3) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第4号の規定により示された保有口又は質権口における振替金額についての増額の記録又は記載

(4) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における振替金額についての増額の記録又は記載並びに当該直近下位機関に対する前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項の通知

5 前項第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を行う。

(1) 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口における振替金額についての減額の記録又は記載

(2) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第2号の規定により通知を受けた事項の通知

(3) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の第3項第4号の規定により示された保有口又

は質権口における振替金額についての増額の記録又は記載

- (4) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における振替金額についての増額の記録又は記載及び当該直近下位機関に対する前項第 2 号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第 2 号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第 4 項第 4 号又は第 5 項第 4 号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を行わなければならない。

- (1) 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の第 3 項第 4 号の規定により示された保有口又は質権口における振替金額についての増額の記録又は記載

- (2) 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における振替金額についての増額の記録又は記載及び当該直近下位機関に対する第 4 項第 4 号又は第 5 項第 4 号の規定により通知を受けた事項の通知

8 前項の規定は、同項第 2 号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

9 第 4 項から前項までに規定する増額の記録又は記載において、振替先口座が信託口である場合は、第 1 項の振替申請には、政令第 8 条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託

10 前各項に定めるもののほか、この条の振替手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(新設)

(日本銀行における担保の差入に係る振替手続の特例)

第 43 条の 2 日銀担保差入機構加入者(機構加入者又はその加入者が日本銀行に対して担保を差し入れる者となる場合における当該機構加入者をいう。以下この章において同じ。)が、日本銀行に対する担保の差入に伴う前条に規定する振替手続に係る振替の申請(通知を含む。)(機構に対して行われるものに限る。)を行う場合には、日本銀行が当該日銀担保差入機構加入者に代わってこれを行う。

(新設)

第 4 節 機構における振替手続の特例

(決済方式の区分)

第 44 条 機構における振替時における決済方式は、DVP 決済及び非 DVP 決済に区分する。

2 前項に規定する区分において、次に掲げる事項の全てに該当する場合は、DVP 決済の指定をすることができる。

(1) 渡方加入者と振替によりその口座(顧客口を除く。)において増額の記録がされる加入者(以下この章において「受方加入者」という。)のそれぞれの資金決済会社が異なること。

(2) 渡方加入者及び受方加入者との間で合意があること。

(3) 決済条件の照合結果により直接機構に振

口を開設している振替機関等は、法第 68 条第 3 項第 5 号に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。

第 4 節 機構における振替手続きの特例

(決済方式の区分)

第 44 条 機構における振替時における決済方式は、DVP 決済及び非 DVP 決済に区分し、機構により異なる機構加入者への振替が行われ、かつ、異なる資金決済会社により資金決済が行われる場合であって、渡方加入者及び振替によりその口座(顧客口を除く。)において増額の記録がされる加入者(以下「受方加入者」という。)との間で合意があるときは、DVP 決済の指定をすることができる。

(新設)

替の申請を行うこと。

(機構における振替手続)

第 45 条 機構における振替手続は、前条に規定する決済方式の区分のうち D V P 決済に係る振替手続については、次条から第 50 条までの規定によるものとする。

(削る)

(D V P 決済に係る振替申請)

第 46 条 D V P 決済が指定された場合には、渡方機構加入者(機構加入者若しくはその加入者又は機構加入者の下位機関若しくはその加入者が、振替に係る渡方となる場合における当該機構加入者をいう。以下この章において同じ。)は、機構に対し、振替申請情報の通知のほか、D V P 決済に関する情報として次に掲げるもの(以下この章において「振替 D V P 決済情報」という。)を通知しなければならない。

(1) ~ (4) (略)

2 前項に定めるもののほか、D V P 決済に係る振替申請に関し必要な事項は、規則で定める。

(D V P 決済に係る振替口への記録)

第 47 条 機構は、前条第 1 項の通知を受けた場合には、次に定める措置を行う。

(1) 機構は、振替申請情報及び振替 D V P 決済情報を振替を行う日に振替口に記録するとともに、渡方機構加入者及び受方機構加入者(機構加入者若しくはその加入者又は機構加入者の下位機関若しくはその加入者が、振替に係

(機構における振替手続き)

第 45 条 機構における振替手続きは、前条に規定する決済方式の区分のうち D V P 決済に係る振替手続きについては、次条から第 50 条までの規定によるものとする。

2 渡方機構加入者(機構加入者若しくはその加入者又は機構加入者の下位機関若しくはその加入者が、振替に係る渡方となる場合における当該機構加入者をいう。以下同じ。)は機構に対し、振替を行おうとする日の前営業日から、振替の申請を行うことができる。

(D V P 決済に係る振替申請)

第 46 条 D V P 決済が指定された場合には、渡方機構加入者は、機構に対し、振替申請情報の通知のほか、D V P 決済に関する情報として次に掲げるもの(以下「振替 D V P 決済情報」という。)を通知しなければならない。

- (1) D V P 決済を指定する旨
- (2) 振替に係る資金決済金額
- (3) 渡方加入者及び受方加入者が利用する資金決済会社
- (4) その他規則で定める事項

(新設)

(D V P 決済に係る振替口への記録)

第 47 条 機構は、D V P 決済が指定された場合には、振替申請情報及び振替 D V P 決済情報に係る内容並びにその他規則で定める事項を、受方機構加入者(機構加入者若しくはその加入者又は機構加入者の下位機関若しくはその加入者が、振替に係る受方となる場合における当該機構加入者をいう。以下同じ。)に対し通知する。

る受方となる場合における当該機構加入者をいう。以下この章において同じ。）に対し、振替口に記録した内容及びDVP決済を行うために機構が付した決済番号を通知する。

(2) 機構は、日本銀行に対し、振替口に記録した銘柄の短期社債等に係る資金決済が日銀ネットにより行われるために必要な情報として規則で定める事項を、振替を行う日に社債等振替制度に係るシステムを通じて電磁的方法により通知する。

2 前項に定めるもののほか、DVP決済に係る振替口への記録等に関し必要な事項は、規則で定める。

(DVP決済に係る資金決済)

第48条 DVP決済の指定がある場合の資金決済の方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 受方機構加入者が自らの計算において支払いを行う場合

受方機構加入者は、日銀ネットにより資金の支払いを行うために規則で定める必要な措置を行う。この場合において、資金決済会社を利用して資金決済を行うときは、受方機構加入者は資金決済会社に対し、日銀ネットにより資金の支払いを行うこと及び振替資金決済情報(振替口に記録した情報のうち資金決済に必要なものとして規則で定める情報及び決済番号をいう。)を連絡しなければならない。

(2) 受方機構加入者又はその下位機関の加入者が支払いを行う場合

受方機構加入者は、支払いを行う者(当該支払いを行う者が資金決済会社を利用して

2 前項の場合において、受方機構加入者は当該通知事項の内容を確認し、その結果につき承認の有無を機構に通知しなければならない。

3 機構は、受方機構加入者から前項に規定する通知を受けた場合には、次の各号に掲げる承認の有無の区分に従い当該各号に定める措置を行う。

(1) 通知事項が受方機構加入者により承認された場合

機構は、振替申請情報及び振替DVP決済情報を振替口へ記録するとともに、渡方機構加入者及び受方機構加入者に対し、当該記録内容及びDVP決済を行うために機構が付した決済番号を通知する。

(2) 通知事項が受方機構加入者により承認されなかった場合

機構は渡方機構加入者に対し、通知事項が承認されなかった旨を通知する。

(DVP決済に係る資金決済)

第48条 DVP決済の指定がある場合の資金決済の方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 受方機構加入者が自らの計算において支払いを行う場合

受方機構加入者は、短期社債等に伴う資金振替である旨を指定して日銀ネットにより資金の支払いを行うために規則で定める必要な措置を行う。この場合において、資金決済会社を利用して資金決済を行うときは、受方機構加入者は資金決済会社に対し、短期社債等に伴う資金振替である旨を指定して日銀ネットにより資金の支払いを行うこと及び振替資金決済情報(振替口に記録した情報のうち資金決済に必要なものとして規則で定める情報及び決済番号をいう。)を連絡しなければならない。

(2) 受方機構加入者又はその下位機関の加入者が支払いを行う場合

受方機構加入者は、支払いを行う者(当該支払いを行う者が資金決済会社を利用して

資金決済を行う場合には資金決済会社)が、日銀ネットにより資金の支払いを行うために規則で定める必要な措置を行わなければならない。

(DVP決済に係る振替記録)

第49条 機構は、DVP決済による振替に伴う日本銀行における資金決済の完了につき、機構が規則で定めるところにより確認した場合には、第47条第1項第1号の規定により振替口に記録した金額につき、渡方機構加入者の口座から減額の記録を行うとともに受方機構加入者の口座へ増額の記録を行う。

2 (略)

第5節 抹消手続

(抹消手続)

第51条 (略)

2 前項の申請は、抹消によりその口座(顧客口を除く。)において減額の記録又は記載がされる加入者(以下この章において「抹消申請加入者」という。)が、その直近上位機関に対して行う。

資金決済を行う場合には資金決済会社)が、短期社債等に伴う資金振替である旨を指定して日銀ネットにより資金の支払いを行うために規則で定める必要な措置を行わなければならない。

(DVP決済に係る振替記録)

第49条 機構は、DVP決済による振替に伴う日本銀行における資金決済の完了につき、機構が規則で定めるところにより確認した場合には、第47条第3項第1号の規定により振替口に記録した金額につき、渡方機構加入者の口座から減額の記録を行うとともに受方機構加入者の口座へ増額の記録を行う。機構が、当該資金決済の完了を確認できない場合において、渡方加入者及び受方加入者との間で、第44条に規定するDVP決済の指定を解除し非DVP決済により行う旨を合意した場合も同様とする。

2 前項の規定により増額の記録を受けた口座が、振替先口座であって、かつ、信託口である場合は、第43条第1項の振替申請には、政令第8条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において機構は、法第68条第3項第5号に規定する事項を振替口座簿に記録する。

第5節 抹消手続き

(抹消手続き)

第51条 特定の銘柄の短期社債等について、抹消(次節に規定する場合を除く。)の申請があった場合には、口座管理機関は、第4項から第6項までの規定により、当該申請において第3項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額の記録若しくは記載又は通知を行う。

2 前項の申請は、抹消によりその口座(顧客口を除く。)において減額の記録又は記載がされる加入者(以下「抹消申請加入者」という。)が、その直近上位機関に対して行う。

3 抹消申請加入者は、抹消に係る申請において、次に掲げる事項（以下この章において「抹消申請情報」という。）を示さなければならない。

(1)～(3)（略）

4～6（略）

（抹消手続の委任）

第52条 加入者（機構加入者を除く。）は、抹消手続に伴う償還金の受領及び前条に規定する抹消手続に係る事務のうち規則で定める事項について、直近上位機関である口座管理機関に委任

3 抹消申請加入者は、抹消に係る申請において、次に掲げる事項（以下「抹消申請情報」という。）を示さなければならない。

(1) 当該抹消において減額の記録又は記載がされるべき短期社債等の銘柄及び金額

(2) 抹消申請加入者の口座において減額の記録又は記載がされるのが、保有口か質権口かの別

(3) その他規則で定める事項

4 第1項の申請があった場合には、当該申請を受けた口座管理機関は、遅滞なく次に掲げる措置を行う。

(1) 抹消申請加入者の口座の前項第2号の規定により示された保有口又は質権口における同項第1号の金額についての減額の記録又は記載

(2) 当該申請を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第1号の規定により示された事項の通知

5 前項第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに次に掲げる措置を行う。

(1) 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口における第3項第1号の金額についての減額の記録又は記載

(2) 当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第2号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第2号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（抹消手続きの委任）

第52条 加入者（機構加入者を除く。）は、抹消手続きに伴う償還金の受領及び前条に規定する抹消手続きに係る事務のうち規則で定める事項について、直近上位機関である口座管理機関に

する。

2 (略)

第6節 機構における抹消手続

(決済方式の区分)

第53条 (略)

2 前項の決済方式の区分は、抹消申請機構加入者(自己又は前条に規定する委任を行った加入者のために抹消手続を行う機構加入者をいう。以下この章において同じ。)に係る資金決済会社及び短期社債等の発行者に係る資金決済会社が同一の場合には非DVP決済とし、異なる場合にはDVP決済とする。

3 (略)

(抹消申請)

第54条 機構が振替機関等として抹消を行う場合には、抹消申請機構加入者は、機構に対し、抹消申請情報及びDVP決済を行う場合の情報として次の各号に掲げる事項(以下この章において「抹消DVP決済情報」という。)を通知しなければならない。

(1) 抹消手続に係る資金決済金額

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、特定の銘柄の短

委任する。

2 前項の委任を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関はその直近上位機関である口座管理機関に同様の委任を行わなければならない。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。

第6節 機構における抹消手続き

(決済方式の区分)

第53条 機構が振替機関として抹消を行う場合における決済方式は、DVP決済及び非DVP決済に区分する。

2 前項の決済方式の区分は、抹消申請機構加入者(自己又は前条に規定する委任を行った加入者のために抹消手続きを行う機構加入者をいう。以下同じ。)に係る資金決済会社及び短期社債等の発行者に係る資金決済会社が同一の場合には非DVP決済とし、異なる場合にはDVP決済とする。

3 前項の規定にかかわらず、機構が必要と認める場合には、規則に定めるところにより決済方式の区分を別に定めることができる。

(抹消申請)

第54条 機構が振替機関等として抹消を行う場合には、抹消申請機構加入者は、機構に対し、抹消申請情報及びDVP決済を行う場合の情報として次の各号に掲げる事項(以下「抹消DVP決済情報」という。)を通知しなければならない。

(1) 抹消手続きに係る資金決済金額

(2) 抹消申請機構加入者が利用する資金決済会社

(3) その他規則で定める事項

2 抹消申請機構加入者は機構に対し、抹消を行うおとする日の前営業日から、抹消の申請を行うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特定の銘柄の短

期社債等に係る償還日(当該日が抹消に係る銘柄の短期社債等の新規記録後に休業日となった場合にはその前営業日。以下この章において同じ。)において、規則で定める時限が到来した場合には、第1項に規定する通知があったものとみなす。

4 前3項に定めるもののほか、機構が振替機関として抹消を行う場合の抹消の申請に関し必要な事項は、規則で定める。

(償還口への記録)

第55条 機構は、抹消申請機構加入者から前条に規定する抹消申請を受けた場合には、次の各号に掲げる決済方法の区分に従い当該各号に定める措置を行う。

(1) 非DVP決済の場合

機構は、抹消申請情報を償還日に償還口へ記録し、発行者(支払代理人が選任されている場合には支払代理人。以下この条において同じ。)及び抹消申請機構加入者に対し、当該記録内容及びDVP決済を行わない旨を通知する。

(2) DVP決済の場合

イ 機構は、抹消申請情報及び抹消DVP決済情報を償還日に償還口へ記録し、発行者及び抹消申請機構加入者に対し、当該記録内容、DVP決済を行う旨及びDVP決済を行うために機構が付した決済番号を通知する。

ロ 機構は、日本銀行に対し、償還口に記録した銘柄の短期社債等に係る資金決済が日銀ネットにより行われるために必要な情報として規則で定める事項を、償還日に社債等振替制度に係るシステムを通じて電磁的方法により通知する。

(DVP決済に係る資金決済)

第56条 DVP決済を行う場合の資金決済において、発行者(支払代理人が選任されている場合には支払代理人。以下この条において同じ。)は、日銀ネットにより資金の支払いを行うため

期社債等に係る償還日において、規則で定める時限が到来した場合には、第1項に規定する通知があったものとみなす。

(新設)

(償還口への記録)

第55条 機構は、抹消申請機構加入者から前条に規定する抹消申請を受けた場合には、次の各号に掲げる決済方法の区分に従い当該各号に定める措置を行う。

(1) 非DVP決済の場合

機構は、抹消申請情報を償還口へ記録し、発行者(支払代理人が選任されている場合には支払代理人。以下この条において同じ。)及び抹消申請機構加入者に対し、当該記録内容及びDVP決済を行わない旨を通知する。

(2) DVP決済の場合

機構は、抹消申請情報及び抹消DVP決済情報を償還口へ記録し、発行者及び抹消申請機構加入者に対し、当該記録内容、DVP決済を行う旨及びDVP決済を行うために機構が付した決済番号を通知する。

(新設)

(DVP決済に係る資金決済)

第56条 DVP決済を行う場合の資金決済において、発行者(支払代理人が選任されている場合には支払代理人。以下この条において同じ。)は、短期社債等に伴う資金振替である旨を指定

に必要な措置を行う。この場合において、資金決済会社を利用して資金決済を行うときは、発行者は資金決済会社に対し、日銀ネットにより資金の支払いを行うこと及び償還資金決済情報（償還口に記録した情報のうち資金決済に必要なものとして規則で定める情報及び決済番号をいう。）を連絡しなければならない。

（資金決済の確認）

第 57 条 短期社債等の償還に伴う資金決済に係る機構への通知については、次の各号に定めるところによる。

(1) 非 D V P 決済の場合

抹消申請機構加入者は、償還口に記録されている抹消に係る銘柄の短期社債等について償還金の受領を確認したときは、機構に対し、その旨を通知しなければならない。

(2) （略）

（削る）

（抹消記録）

第 58 条 機構は、抹消手続きに伴う減額記録に当たっては、次の各号に掲げる決済方法の区分に従い当該各号に定める措置を行う。

(1) 非 D V P 決済の場合

機構は前条第 1 号の通知を受けた場合には、第 55 条第 1 号の規定により償還口に記

して日銀ネットにより資金の支払いを行うために必要な措置を行う。この場合において、資金決済会社を利用して資金決済を行うときは、発行者は資金決済会社に対し、短期社債等に伴う資金振替である旨を指定して日銀ネットにより資金の支払いを行うこと及び償還資金決済情報（償還口に記録した情報のうち資金決済に必要なものとして規則で定める情報及び決済番号をいう。）を連絡しなければならない。

（資金決済の確認）

第 57 条 短期社債等の償還に伴う資金決済に係る機構への通知については、次の各号に定めるところによる。

(1) 非 D V P 決済の場合

抹消申請機構加入者は、償還口に記録されている抹消に係る銘柄の短期社債等について償還金の受領を確認したときは、機構に対し、その旨を規則で定める方法により通知しなければならない。

(2) D V P 決済の場合

機構は、短期社債等の償還に伴う資金決済の完了については、前条の規定における日銀ネットによる資金決済に関する日本銀行からの通知を、規則で定める方法により確認する。

2 機構が、前項第 2 号の当該資金決済の完了を確認できない場合において、抹消申請機構加入者及び発行者との間で合意したときは、抹消申請機構加入者は機構に対し、第 53 条第 2 項に規定する D V P 決済の指定を解除し非 D V P 決済による旨の通知を行うことができる。

（抹消記録）

第 58 条 機構は、抹消手続きに伴う減額記録に当たっては、次の各号に掲げる決済方法の区分に従い当該各号に定める措置を行う。

(1) 非 D V P 決済の場合

機構は前条第 1 項第 1 号又は同条第 2 項の通知を受けた場合には、第 55 条第 1 号の規

録した金額につき抹消申請機構加入者の口座の減額の記録を行う。

(2) DVP決済の場合

機構は前条第2号の確認を行った場合には、第55条第2号の規定により償還口に記録した金額につき抹消申請機構加入者の口座の減額の記録を行う。

- 2 前項の抹消記録を行った場合には、機構は発行者（支払代理人が選任されている場合には支払代理人）及び抹消申請機構加入者に対し、当該抹消を行った旨その他規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

第6章の2 一般債の振替等に関する取扱い

(新設)

第1節 振替口座簿

(新設)

(振替口座簿の記録事項又は記載事項)

第58条の2 一般債に係る振替口座簿(以下この章において単に「振替口座簿」という。)のうち機構が備えるものは各機構加入者の口座ごとに区分し、口座管理機関が備える振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

(新設)

2 機構が備える振替口座簿中の各機構加入者の口座(顧客口を除く。)には、次に掲げる事項を記録する。

(1) 機構加入者の名称及び住所

(2) 一般債の銘柄

(3) 一般債の銘柄ごとの口座(区分口座が開設されている場合には、各区分口座。以下この条において同じ。)における増減額及び金額

(4) 第2号に掲げる銘柄が定時償還される銘柄の一般債(以下「定時償還銘柄」という。)である場合においては、ファクター又は実質金額

(5) 機構加入者自己分の一般債に関し差押命令等により処分の制限がされた場合においては、その旨の表示及び当該差押命令等が送達された年月日

定により償還口に記録した金額につき抹消申請機構加入者の口座の減額の記録を行う。

(2) DVP決済の場合

機構は前条第1項第2号の確認を行った場合には、第55条第2号の規定により償還口に記録した金額につき抹消申請機構加入者の口座の減額の記録を行う。

- 2 前項の抹消記録を行った場合には、機構は発行者（支払代理人が選任されている場合には支払代理人。）及び抹消申請機構加入者に対し、当該抹消を行った旨その他規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

(6) その他政令で定める事項

3 前項の振替口座簿中の顧客口には、次に掲げる事項を記録する。

(1) 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項

(2) 一般債の銘柄ごとの口座における増減額及び金額

(3) その他政令で定める事項

4 口座管理機関が備える振替口座簿中の各加入者の口座(顧客口を除く。)には、次に掲げる事項を記録又は記載する。

(1) 加入者の氏名又は名称及び住所

(2) 一般債の銘柄

(3) 一般債の銘柄ごとの口座における増減額及び金額

(4) 第2号に掲げる銘柄が定時償還銘柄である場合においては、ファクター又は実質金額

(5) 加入者自己分の一般債に関し差押命令等により処分の制限がされた場合においては、その旨の表示及び当該差押命令等が送達された年月日

(6) その他政令で定める事項

5 前項の振替口座簿中の顧客口には、次に掲げる事項を記録又は記載する。

(1) 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項

(2) 一般債の銘柄ごとの口座における増減額及び金額

(3) その他政令で定める事項

(振替口座簿に記録又は記載する一般債の金額の単位)

第58条の3 振替口座簿に記録又は記載する一般債の金額は、各銘柄の一般債に係る各社債の金額の整数倍とする。

(新設)

(振替口座簿の保存)

第58条の4 振替機関等は、振替口座簿を適正かつ確実に保存する。ただし、作成後10年を経過したものについては、その記録又は記載を削除

(新設)

し、又はその記録又は記載に係る部分を廃棄することができる。

(振替口座簿の記録又は記載の変更又は訂正)

第 58 条の 5 振替機関等は、その備える振替口座簿に記録又は記載されている事項に変更が生じたことを知った場合には、直ちに、当該振替口座簿にその記録又は記載を行う。

(新設)

2 振替機関等は、その備える振替口座簿の記録又は記載に誤りがあることが明らかとなった場合には、直ちに、当該記録又は記載の訂正を行う。

第 2 節 新規記録手続

(新設)

(銘柄情報に係る発行代理人からの通知)

第 58 条の 6 一般債の発行者が新たに一般債を発行する場合には、発行者の発行代理人(以下この章において「発行代理人」という。)は、機構に対し、発行予定の一般債の銘柄に関する情報として、次に掲げる事項(以下この章において「銘柄情報」という。)の通知を行わなければならない。

(新設)

(1) 一般債の銘柄

(2) 発行総額

(3) 社債管理会社の商号

(4) 各社債の金額及びその通貨

(5) 払込日

(6) 利払の有無

(7) 利払日(利払がある一般債に限る。)

(8) 利率(利払がある一般債に限る。次号において同じ。)

(9) 利率の変動の有無

(10) 利金(利払がある一般債に限る。)の通貨

(11) 償還日

(12) 償還金の通貨

(13) その他規則で定める事項

2 地方債に関する前項第 3 号の規定の適用については、同号中「社債管理会社」とあるのは「地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 5 条の 6

において読み替えて準用する商法(明治32年法律第48号)第309条第1項に規定する「地方債ノ募集又ハ管理ノ委託ヲ受ケタル会社」とする。

3 投資法人債に関する第1項第3号の規定の適用については、同号中「社債管理会社」とあるのは「投資法人債管理会社」とする。

4 特定社債に関する第1項第3号の規定の適用については、同号中「社債管理会社」とあるのは「特定社債管理会社」とする。

5 特別法人債に関する第1項第3号の規定の適用については、同号中「社債管理会社」とあるのは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた会社」とする。

6 外債に関する第1項第3号の規定の適用については、同号中「社債管理会社」とあるのは「外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた会社」とする。

7 第1項の通知は、当該一般債の払込日の前営業日まで行うことができる。

8 機構は、発行代理人から第1項の通知を受けた場合には、当該発行代理人及び機構加入者に対し、新規記録手続を行うために必要な情報として規則で定める事項を通知する。

9 前各項に定めるもののほか、銘柄情報の通知に関し必要な事項は、規則で定める。

(銘柄情報の決定等に係る支払代理人からの通知)

第58条の7 発行者の支払代理人(以下この章において「支払代理人」という。)は、当該発行者が発行した一般債の銘柄情報のうち規則で定める事項について決定等がなされた場合には、機構に対し、その内容を通知しなければならない。

(新設)

(新規記録情報に係る発行代理人からの通知)

第58条の8 一般債の発行者が新たに一般債を発行する場合には、発行代理人は、機構に対し、第58条の6第1項の通知のほか、次に掲げる事項(以下「新規記録情報」という。)の通知を行

(新設)

わなければならない。

(1) 払込みを行う加入者（以下この章において「払込加入者」という。）の氏名又は名称が明らかになるものとして規則で定める事項

(2) 払込加入者のために開設された当該一般債の振替を行うための口座が明らかになるものとして規則で定める事項

(3) 加入者ごとの払込みに係る一般債の金額

(4) その他規則で定める事項

2 前項の通知は、当該一般債の払込日まで行うことができる。

（決済方式の区分）

第58条の9 一般債に係る新規記録時における決済方式は、DVP決済及び非DVP決済に区分する。

（新設）

2 前項に規定する区分において、次に掲げる事項の全てに該当する場合は、DVP決済の指定をすることができる。

(1) 発行者及び払込加入者のそれぞれ資金決済会社が異なること。

(2) 発行者及び払込加入者との間で合意があること。

(3) 決済条件の照合結果により直接機構に新規記録情報の通知を行うこと。

3 発行代理人は、DVP決済を指定する場合には、機構に対し、前条第1項の通知のほか、DVP決済に関する情報として次に掲げるもの（以下この章において「新規記録DVP決済情報」という。）を通知しなければならない。

(1) DVP決済を指定する旨

(2) 払込みに係る資金決済金額

(3) 払込加入者が利用する資金決済会社

(4) 発行者が利用する資金決済会社

(5) その他規則で定める事項

（発行口への記録）

第58条の10 機構は、発行代理人から第58条の8第1項に規定する通知（DVP決済の場合においては、新規記録DVP決済情報に係る通知

（新設）

を含む。)を受けた場合には、次の各号に掲げる
決済方法の区分に従い当該各号に定める措置を
行う。

(1) D V P 決済の指定がない場合

機構は、銘柄情報のうち規則で定める事項
及び新規記録情報を発行口に記録し、発行代
理人及び買方機構加入者(機構加入者若しく
はその加入者又は機構加入者の下位機関若
しくはその加入者が払込みを行う場合にお
ける当該機構加入者をいう。以下この章にお
いて同じ。)に、当該記録内容を通知する。

(2) D V P 決済の指定がある場合

イ 機構は、銘柄情報のうち規則で定める事
項、新規記録情報及び新規記録 D V P 決済情
報を発行口に記録し、発行代理人及び買方機
構加入者に対し、当該記録内容及び D V P 決
済を行うために機構が付した決済番号を通
知する。

ロ 機構は、日本銀行に対し、発行口に記録し
た銘柄の一般債に係る資金決済が日銀ネッ
トにより行われるために必要な情報として
規則で定める事項を、社債等振替制度に係る
システムを通じて電磁的方法により通知す
る。

(D V P 決済に係る資金決済)

第 58 条の 11 D V P 決済の指定がある場合の資
金決済の方法は、次の各号に定めるところによ
る。

(新設)

(1) 買方機構加入者が自らの計算において払
込みを行う場合

買方機構加入者は、日銀ネットにより資金
の支払いを行うために規則で定める必要な
措置を行う。この場合において、資金決済会
社を利用して資金決済を行うときは、買方機
構加入者は資金決済会社に対し、日銀ネット
により資金の支払いを行うこと及び発行資
金決済情報(発行口に記録した情報のうち資
金決済に必要なものとして規則で定める情
報及び決済番号をいう。)を連絡しなければ

ならない。

(2) 買方機構加入者又はその下位機関の加入者が払込みを行う場合

買方機構加入者は、払込加入者（当該払込加入者が資金決済会社を利用して資金決済を行う場合には資金決済会社）が、日銀ネットにより資金の支払いを行うために規則で定める必要な措置を行わなければならない。

（払込みに伴う通知）

第 58 条の 12 一般債の払込みに伴う機構への通知については、次の各号に定めるところによる。

（新設）

(1) DVP 決済の指定がない場合

発行代理人は、発行口に記録されている自己が発行代理人となっている発行者の発行する銘柄の一般債に係る払込みが行われたことを確認したときは、機構に対し、その旨を通知しなければならない。

(2) DVP 決済の指定がある場合

前条各号の規定における日銀ネットによる資金決済が行われ、一般債の払込みに伴う資金決済の完了につき、機構が規則で定めるところにより確認したことをもって、第 58 条の 8 第 1 項に規定する通知については、発行代理人が行うべき当該一般債の払込みに伴う通知とみなす。

（新規記録）

第 58 条の 13 機構は、前条に規定する通知があった場合には、当該通知に係る銘柄の一般債について、第 58 条の 10 第 1 号及び第 2 号イの規定により発行口に記録した金額につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める措置を行う。

（新設）

(1) 機構が第 58 条の 8 第 1 項第 2 号に規定する口座を開設したものである場合

当該口座の保有口への増額の記録を行う。

(2) 機構が第 58 条の 8 第 1 項第 2 号に規定する口座を開設したものでない場合

買方機構加入者である口座管理機関の口座

の顧客口の増額記録を行うとともに、当該口座管理機関に対し、銘柄情報及び新規記録情報のうち、第 58 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 58 条の 8 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を通知しなければならない。

2 前項の規定は、同項第 2 号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

3 前 2 項に規定する増額の記録又は記載において、第 58 条の 8 第 1 項第 2 号に規定する口座が信託口である場合は、第 58 条の 8 第 1 項の通知には、政令第 8 条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第 68 条第 3 項第 5 号に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。

4 機構が、前 3 項に規定する新規記録を行った場合には、発行代理人及び買方機構加入者に対し、当該新規記録を行った旨その他規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

第 3 節 振替手続

（新設）

（振替手続）

第 58 条の 14 特定の銘柄の一般債について、振替（機構における振替のうち、DVP 決済により行われる場合を除く。以下この節において同じ。）の申請があった場合には、振替機関等は第 4 項から第 9 項までの規定により、当該申請において第 3 項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額若しくは増額の記録若しくは記載又は通知をしなければならない。

（新設）

2 前項の申請は、振替によりその口座（顧客口を除く。）において減額の記録又は記載がされる加入者（以下この章において「渡方加入者」という。）が、直近上位機関に対して行う。

3 渡方加入者は、振替に係る申請において、次

に掲げる事項（以下この章において「振替申請情報」という。）を示さなければならない。

(1) 当該振替において減額及び増額の記録又は記載がされるべき一般債の銘柄及び金額

(2) 渡方加入者の口座において減額の記録又は記載がされるのが、保有口か質権口かの別

(3) 増額の記録又は記載がされるべき口座（顧客口を除く。以下この章において「振替先口座」という。）が明らかになるものとして規則で定める事項

(4) 振替先口座（機関口座を除く。）において増額の記録又は記載がされるのが、保有口か質権口かの別

(5) 振替を行う日

(6) その他規則で定める事項

4 第1項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく次に掲げる措置を行う。

(1) 渡方加入者の口座の前項第2号の規定により示された保有口又は質権口における同項第1号の金額（以下この章において「振替金額」という。）についての減額の記録又は記載

(2) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項の通知

(3) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第4号の規定により示された保有口又は質権口における振替金額についての増額の記録又は記載

(4) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における振替金額についての増額の記録又は記載並びに当該直近下位機関に対する前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項の通知

5 前項第 2 号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を行う。

(1) 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口における振替金額についての減額の記録又は記載

(2) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第 2 号の規定により通知を受けた事項の通知

(3) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の第 3 項第 4 号の規定により示された保有口又は質権口における振替金額についての増額の記録又は記載

(4) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における振替金額についての増額の記録又は記載及び当該直近下位機関に対する前項第 2 号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第 2 号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第 4 項第 4 号又は第 5 項第 4 号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を行わなければならない。

(1) 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の第 3 項第 4 号の規定により示された保有口又は質権口における振替金額についての増額の記録又は記載

(2) 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関で

あって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における振替金額についての増額の記録又は記載及び当該直近下位機関に対する第4項第4号又は第5項第4号の規定により通知を受けた事項の通知

8 前項の規定は、同項第2号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

9 第4項から前項までに規定する増額の記録又は記載において、振替先口座が信託口である場合は、第1項の振替申請には、政令第8条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第68条第3項第5号に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。

10 前各項に定めるもののほか、この条の振替手続に関し必要な事項は、規則で定める。

（日本銀行における担保の差入に係る振替手続の特例）

第58条の15 日銀担保差入機構加入者（機構加入者又はその加入者が日本銀行に対して担保を差し入れる者となる場合における当該機構加入者をいう。以下この章において同じ。）が、日本銀行に対する担保の差入に伴う前条に規定する振替手続に係る振替の申請（通知を含む。）（機構に対して行われるものに限る。）を行う場合には、日本銀行が当該日銀担保差入機構加入者に代わってこれを行う。

（新設）

第4節 機構における振替手続の特例

（新設）

（決済方式の区分）

第58条の16 機構における振替時における決済方式は、DVP決済及び非DVP決済に区分する。

（新設）

2 前項に規定する区分において、次に掲げる事項の全てに該当する場合は、DVP決済の指定

をすることができる。

- (1) 渡方加入者と振替によりその口座（顧客口を除く。）において増額の記録がされる加入者（以下この章において「受方加入者」という。）のそれぞれの資金決済会社が異なること。
- (2) 渡方加入者及び受方加入者との間で合意があること。
- (3) 決済条件の照合結果により直接機構に振替の申請を行うこと。

（機構における振替手続）

第 58 条の 17 機構における振替手続は、前条に規定する決済方式の区分のうち D V P 決済に係る振替手続については、次条から第 58 条の 22 までの規定によるものとする。

（新設）

（ D V P 決済に係る振替申請）

第 58 条の 18 D V P 決済が指定された場合には、渡方機構加入者（機構加入者若しくはその加入者又は機構加入者の下位機関若しくはその加入者が、振替に係る渡方となる場合における当該機構加入者をいう。以下この章において同じ。）は、機構に対し、振替申請情報の通知のほか、D V P 決済に関する情報として次に掲げるもの（以下この章において「振替 D V P 決済情報」という。）を通知しなければならない。

（新設）

- (1) D V P 決済を指定する旨
- (2) 振替に係る資金決済金額
- (3) 渡方加入者及び受方加入者が利用する資金決済会社
- (4) その他規則で定める事項

2 前項に定めるもののほか、D V P 決済に係る振替申請に関し必要な事項は、規則で定める。

（ D V P 決済に係る振替口への記録）

第 58 条の 19 機構は、前条第 1 項の通知を受けた場合には、次に定める措置を行う。

（新設）

- (1) 機構は、振替申請情報及び振替 D V P 決済情報を振替を行う日に振替口に記録するとともに、渡方機構加入者及び受方機構加入者(機

構加入者若しくはその加入者又は機構加入者の下位機関若しくはその加入者が、振替に係る受方となる場合における当該機構加入者をいう。以下この章において同じ。）に対し、振替口に記録した内容及びDVP決済を行うために機構が付した決済番号を通知する。

(2) 機構は、日本銀行に対し、振替口に記録した銘柄の一般債に係る資金決済が日銀ネットにより行われるために必要な情報として規則で定める事項を、振替を行う日に社債等振替制度に係るシステムを通じて電磁的方法により通知する。

2 前項に定めるもののほか、DVP決済に係る振替口への記録等に関し必要な事項は、規則で定める。

(DVP決済に係る資金決済)

第58条の20 DVP決済の指定がある場合の資金決済の方法は、次の各号に定めるところによる。

(新設)

(1) 受方機構加入者が自らの計算において支払いを行う場合

受方機構加入者は、日銀ネットにより資金の支払いを行うために規則で定める必要な措置を行う。この場合において、資金決済会社を利用して資金決済を行うときは、受方機構加入者は資金決済会社に対し、日銀ネットにより資金の支払いを行うこと及び振替資金決済情報(振替口に記録した情報のうち資金決済に必要なものとして規則で定める情報及び決済番号をいう。)を連絡しなければならない。

(2) 受方機構加入者又はその下位機関の加入者が支払いを行う場合

受方機構加入者は、支払いを行う者(当該支払いを行う者が資金決済会社を利用して資金決済を行う場合には資金決済会社)が、日銀ネットにより資金の支払いを行うために規則で定める必要な措置を行わなければならない。

(D V P 決 済 に 係 る 振 替 記 録)

第 58 条 の 21 機 構 は、 D V P 決 済 に よ る 振 替 に 伴 う 日 本 銀 行 に お け る 資 金 決 済 の 完 了 に つ き、 機 構 が 規 則 で 定 め る と ころ に よ り 確 認 し た 場 合 に は、 第 58 条 の 19 第 1 項 第 1 号 の 規 定 に よ り 振 替 口 に 記 録 し た 金 額 に つ き、 渡 方 機 構 加 入 者 の 口 座 か ら 減 額 の 記 録 を 行 う と と も に 受 方 機 構 加 入 者 の 口 座 へ 増 額 の 記 録 を 行 う。

(新 設)

2 前 項 の 規 定 に よ り 増 額 の 記 録 を 受 け た 口 座 が、 振 替 先 口 座 で あ っ て、 か つ、 信 託 口 で あ る 場 合 は、 第 58 条 の 14 第 1 項 の 振 替 申 請 に は、 政 令 第 8 条 の 規 定 に 基 づ く 信 託 の 記 録 又 は 記 載 に 係 る 申 請 の 内 容 を 含 む も の と し、 こ の 場 合 に お い て 機 構 は、 法 第 68 条 第 3 項 第 5 号 に 規 定 す る 事 項 を 振 替 口 座 簿 に 記 録 す る。

(振 替 記 録 済 み の 通 知)

第 58 条 の 22 第 58 条 の 14 及 び 前 条 の 規 定 に よ り、 機 構 に お い て 振 替 が 行 わ れ た 場 合 に は、 機 構 は 渡 方 機 構 加 入 者 及 び 受 方 機 構 加 入 者 に 対 し、 当 該 振 替 を 行 っ た 旨 そ の 他 規 則 で 定 め る 事 項 を 通 知 す る。 こ の 場 合 に お い て、 当 該 通 知 を 受 け た 者 は、 そ の 内 容 を 確 認 す る。

(新 設)

(振 替 の 制 限)

第 58 条 の 23 一 般 債 の 振 替 停 止 日 に 当 該 一 般 債 に 係 る 振 替 を 行 う た め の 振 替 の 申 請 は、 す る こ と が で き な い。 た だ し、 第 8 条 の 2 第 2 項 第 4 号 に 規 定 す る プ ッ ト オ プ シ ョ ン 行 使 に 伴 う 繰 上 償 還 の 繰 上 償 還 期 日 に 当 該 一 般 債 に 係 る 振 替 (加 入 者 か ら プ ッ ト オ プ シ ョ ン 行 使 の 申 請 が な い 分 に 係 る も の に 限 る。) を 行 う た め の 振 替 の 申 請 に つ い て は、 こ の 限 り で な い。

(新 設)

2 前 項 に 定 め る も の の ほ か、 一 般 債 に 係 る 振 替 の 制 限 に 関 し 必 要 な 事 項 は、 規 則 で 定 め る。

第 5 節 抹 消 手 続

(新 設)

(抹 消 手 続)

第 58 条の 24 特定の銘柄の一般債について、抹消(次節に規定する場合を除く。)の申請があった場合には、口座管理機関は、第 4 項から第 6 項までの規定により、当該申請において第 3 項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額の記録若しくは記載又は通知を行う。

2 前項の申請は、抹消によりその口座(顧客口を除く。)において減額の記録又は記載がされる加入者(以下この章において「抹消申請加入者」という。)が、その直近上位機関に対して行う。

3 抹消申請加入者は、抹消に係る申請において、次に掲げる事項(以下この章において「抹消申請情報」という。)を示さなければならない。

(1) 当該抹消において減額の記録又は記載がされるべき一般債の銘柄及び金額

(2) 抹消申請加入者の口座において減額の記録又は記載がされるのが、保有口か質権口かの別

(3) その他規則で定める事項

4 第 1 項の申請があった場合には、当該申請を受けた口座管理機関は、遅滞なく次に掲げる措置を行う。

(1) 抹消申請加入者の口座の前項第 2 号の規定により示された保有口又は質権口における同項第 1 号の金額についての減額の記録又は記載

(2) 当該申請を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第 1 号の規定により示された事項の通知

5 前項第 2 号の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに次に掲げる措置を行う。

(1) 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口における第 3 項第 1 号の金額についての減額の記録又は記載

(2) 当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第 2 号の規定により通知を受けた

事項の通知

6 前項の規定は、同項第2号(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(抹消手続の委任)

第58条の25 加入者(機構加入者を除く。)は、前条に規定する抹消手続に係る事務のうち規則で定める事項について、直近上位機関である口座管理機関に委任する。

(新設)

2 前項の委任を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関はその直近上位機関である口座管理機関に同様の委任を行わなければならない。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。

第6節 機構における抹消手続

(新設)

(決済方式の区分)

第58条の26 機構が振替機関として抹消を行う場合における決済方式は、DVP決済及び非DVP決済に区分する。

(新設)

2 前項の決済方式の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合は非DVP決済とし、それ以外の場合はDVP決済とする。

(1) 抹消申請機構加入者(自己又は前条に規定する委任を行った加入者のために抹消手続を行う機構加入者をいう。以下この章において同じ。)に係る資金決済会社及び一般債の発行者に係る資金決済会社が同一の場合

(2) 機構における抹消手続に係る一般債が機構非関与銘柄である場合

(3) 機構における抹消手続に係る一般債の償還金(繰上償還金を含む。以下この節において同じ。)の通貨が円以外である場合

3 前項の規定にかかわらず、機構が必要と認める場合には、規則に定めるところにより決済方式の区分を別に定めることができる。

(償還口への記録)

第 58 条の 27 機構は、特定の銘柄の一般債について、償還期日又は繰上償還期日の前営業日が到来したときには、抹消申請機構加入者から当該銘柄の一般債に係る抹消の申請があったものとして取り扱い、当該銘柄及び償還期日又は繰上償還期日の前営業日において各機構加入者口座に記録されている金額を償還口に記録する。

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、プットオプション行使に伴う繰上償還に係る償還口の記録等に関し必要な事項は、規則で定める。

(資金決済の確認)

第 58 条の 28 一般債の償還に伴う資金決済に係る機構への通知については、次の各号に定めるところによる。

(新設)

(1) 非 D V P 決済の場合

抹消申請機構加入者は、償還口に記録されている抹消に係る銘柄の一般債について償還金の受領を確認した場合には、機構に対し、その旨を通知しなければならない。

(2) D V P 決済の場合

機構は、D V P 決済による一般債の償還に伴う日本銀行における資金決済の完了につき、規則で定める方法により確認する。

2 抹消申請加入者(機構加入者を除く。)は、特定の銘柄の機構非関与銘柄について償還金の受領を確認した場合には、その旨をその直近上位機関に対して通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その直近上位機関に対して、前項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。

(抹消記録)

第 58 条の 29 機構は、抹消手続に伴う減額記録に当たっては、次の各号に掲げる決済方法の区

(新設)

分に従い当該各号に定める措置を行う。

(1) 非DVP決済の場合

機構は前条第1項第1号の通知を受けた場合には、第58条の27第1項の規定により償還口に記録した金額につき抹消申請機構加入者の口座の減額の記録を行う。

(2) DVP決済の場合

機構は前条第1項第2号の確認を行った場合には、第58条の27第1項の規定により償還口に記録した金額につき抹消申請機構加入者の口座の減額の記録を行う。

2 前項の抹消記録を行った場合には、機構は支払代理人及び抹消申請機構加入者に対し、当該抹消を行った旨その他規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

第7節 償還金及び利金の取扱い

(新設)

(償還金及び利金の請求等に関する手続)

第58条の30 機構加入者は、機構に対し、機構関与銘柄(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。以下この節において同じ。)の償還金(繰上償還金及び定時償還金を含む。以下この節において同じ。)及び利金の請求を委任しなければならない。この場合において、機構加入者(担保受入機構加入者(加入者から一般債を担保として受け入れる機構加入者であって、かつ、担保差入機構加入者(担保受入機構加入者に担保を差し入れた機構加入者又は担保受入機構加入者に担保を差し入れた加入者の上位機関である機構加入者をいう。以下同じ。))に当該一般債の定時償還金及び利金を受領させることについて機構が認める者をいう。以下同じ。)を除く。)は、機構に対し、機構関与銘柄の利金の請求を行うために必要な利子所得課税に関する情報(以下「課税情報」という。)として規則で定める事項を通知しなければならない。

(新設)

2 機構は、前項の委任に基づき、償還期日、繰

上償還期日、定時償還期日又は利払期日が2営業日後に到来する機構関与銘柄のうち各機構加入者口座に記録されている一般債に係る償還金及び利金について、規則で定めるところにより支払代理人に請求する。

3 前項の場合において、支払代理人は、発行者から前項の請求に係る銘柄の一般債の償還金及び利金の支払いを受けたときは、規則で定めるところにより同項に規定する償還金及び利金を機構加入者に配分しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、償還金及び利金の請求等に関する手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(償還金及び利金の受領に係る上位機関への委任)

第58条の31 加入者(機構加入者を除く。)は、前条に規定する償還金及び利金の受領並びにその請求について、直近上位機関である口座管理機関に委任する。

2 前項の委任を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関である口座管理機関に同様の委任及び機構加入者が前条第1項の通知を行うために必要な課税情報の連絡を行わなければならない。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。

(手数料)

第59条 発行者、発行代理人及び支払代理人並びに機構加入者等は、次の各号に掲げる手数料及び次項の規定により決定される手数料を、機構に納入しなければならない。

(1)～(3) (略)

2 前項に掲げる手数料の料率、前項に掲げる手数料以外の手数料及びその料率並びに納入方法は、機構が取締役会の決議を経てこれを定める。

(新設)

(手数料)

第59条 発行者(発行代理人及び支払代理人を含む。)及び機構加入者等は、次の各号に掲げる手数料及び次項の規定により決定される手数料を、機構に納入しなければならない。

(1) 新規記録手数料

(2) 振替手数料

(3) 口座残高管理手数料

2 前項に掲げる手数料の料率並びに前項に掲げる手数料以外の手数料及びその料率は、機構が取締役会の決議を経てこれを定める。

(単年度積立額の配分)

第 59 条の 3 加入者保護信託契約に規定された単年度積立額 (加入者保護信託が信託財産として受け入れる当該信託の事業年度ごとの金額をいう。以下同じ。) は、機構を振替機関とする振替制度及び法に基づく他の振替制度との間において、それぞれの振替機関が備える振替口座簿に記録された金額 (定時償還銘柄である場合には実質金額。次項において同じ。) に応じて配分されるものとする。

2 機構は、その作成する振替口座簿について、平成 15 年度から平成 19 年度までの各事業年度の 3 月 31 日 (以下「算定基準日」という。) における金額 (以下「算定基礎金額」という。) の総額を翌年度 4 月末日 (当日が機構の休業日に当たる場合は次の営業日) までに受託者に通知する。

3 受託者は、次の算式により、第 1 項に規定する単年度積立額の配分に係る算定を行い、当該算定の結果得られた金額 (1 円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。) を機構に通知しなければならない。

$$\text{単年度積立額のうち機構を振替機関とする振替制度に配分される金額} = \text{単年度積立額} \times$$

$\frac{\text{機構の備える振替口座簿における算定基礎金額の総額}}{\text{法に基づく各振替制度の振替機関の備える振替口座簿における算定基礎金額の総額}}$

(負担金の額の算定方法)

第 59 条の 4 (略)

2 各口座管理機関 (法第 44 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除く。以下この章において同じ。) の負担金の額は、次の各号に定める定額負担金及び比例負担金の合計の金額とする。

(1) (略)

(単年度積立額の配分)

第 59 条の 3 加入者保護信託契約に規定された単年度積立額 (加入者保護信託が信託財産として受け入れる当該信託の事業年度ごとの金額をいう。以下同じ。) は、機構を振替機関とする振替制度及び法に基づく他の振替制度との間において、それぞれの振替機関が備える振替口座簿に記録された金額に応じて配分されるものとする。

2 機構は、その作成する振替口座簿について、平成 15 年度から平成 19 年度までの各事業年度の 3 月 31 日 (以下「算定基準日」という。) における金額の総額を翌年度 4 月末日 (当日が機構の休業日に当たる場合は次の営業日) までに受託者に通知する。

3 受託者は、次の算式により、第 1 項に規定する単年度積立額の配分に係る算定を行い、当該算定の結果得られた金額 (1 円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。) を機構に通知しなければならない。

$$\text{単年度積立額のうち機構を振替機関とする振替制度に配分される金額} = \text{単年度積立額} \times$$

$\frac{\text{機構の備える振替口座簿に記録された金額の総額}}{\text{法に基づく各振替制度の振替機関の備える振替口座簿に記録された金額の総額}}$

(負担金の額の算定方法)

第 59 条の 4 機構の負担金の額は、単年度積立額のうち、前条第 1 項の規定により機構を振替機関とする振替制度に配分された金額の 3 % 相当額 (1 円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。) とする。

2 各口座管理機関 (法第 44 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除く。以下この章において同じ。) の負担金の額は、次の各号に定める定額負担金及び比例負担金の合計の金額とする。

(1) 定額負担金

(2) 比例負担金

次の算式により算定された金額（1 円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。）とする。

比例負担金 =

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{単年度積立額のうち機構を} \\ \text{振替機関とする振替制度に} \\ \text{配分された金額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{前項に規定する機構の負担} \\ \text{金の額及び前号に規定する} \\ \text{定額負担金の総額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{口座管理機関ごとの振替口座簿における} \\ \text{算定基礎金額の総額（下位機関に係る} \\ \text{算定基礎金額を除く）} \cdots (a) \end{array} \right]}$$

× $\frac{\left[\begin{array}{l} \text{口座管理機関ごとの振替口座簿における} \\ \text{金額の総額（下位機関に係る} \\ \text{金額を除く）} \cdots (a) \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{口座管理機関ごとの振替口座簿における} \\ \text{算定基礎金額の総額（下位機関に係る} \\ \text{算定基礎金額を除く）} \cdots (a) \end{array} \right]}$

すべての口座管理機関に係る上記（a）の金額の総額

（負担金の支払方法及び支払期限）

第 59 条の 5 （略）

2 各口座管理機関は、その作成する振替口座簿について、算定基礎金額の総額（当該口座管理機関の下位機関に係る算定基礎金額を除く。）を当該算定基準日の属する事業年度の翌年度 4 月末日までに受託者に通知しなければならない。

3～5 （略）

口座管理機関ごとに 15 万円とする。

(2) 比例負担金

次の算式により算定された金額（1 円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。）とする。

比例負担金 =

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{単年度積立額のうち機構を} \\ \text{振替機関とする振替制度に} \\ \text{配分された金額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{前項に規定する機構の負担} \\ \text{金の額及び前号に規定する} \\ \text{定額負担金の総額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{口座管理機関ごとの振替口座簿における} \\ \text{金額の総額（下位機関に係る} \\ \text{金額を除く）} \cdots (a) \end{array} \right]}$$

× $\frac{\left[\begin{array}{l} \text{口座管理機関ごとの振替口座簿における} \\ \text{金額の総額（下位機関に係る} \\ \text{金額を除く）} \cdots (a) \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{口座管理機関ごとの振替口座簿における} \\ \text{金額の総額（下位機関に係る} \\ \text{金額を除く）} \cdots (a) \end{array} \right]}$

すべての口座管理機関に係る上記（a）の金額の総額

（負担金の支払方法及び支払期限）

第 59 条の 5 機構は、算定基準日における口座管理機関の名称、住所その他規則で定める事項について、当該算定基準日の属する事業年度の翌年度 4 月末日（当日が機構の休業日に当たる場合は次の営業日）までに受託者に通知する。

2 各口座管理機関は、その作成する振替口座簿について、算定基準日における金額の総額（当該口座管理機関の下位機関に係る金額を除く。）を当該算定基準日の属する事業年度の翌年度 4 月末日までに受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、前項の期限までに通知が到達しない場合には、通知が到達しない口座管理機関に対して、翌年度 5 月末日を期限として、速やかに当該通知をするよう適宜の方法により督促する。この場合において、受託者は当該督促を行った口座管理機関及び当該期限までに通知が到達しなかった口座管理機関の名称を速やかに機構に通知する。

4 受託者は、振替機関等ごとの負担金の額を前条の規定に基づき算定し、当該負担金の額を支払期限及び支払方法とともに翌年度 6 月末日までに振替機関等に通知する。

5 前項の支払期限は、算定基準日の属する事業年度の翌年度 7 月末日とし、支払方法は受託者が指定する口座への入金その他の受託者の定め

(積立ての期間)

第 59 条の 7 (略)

2 前項の積立ては、平成 15 年度の算定基礎金額を基準として算定する平成 15 年度に係る積立てから開始し、平成 19 年度の算定基礎金額を基準として算定する平成 19 年度に係る積立てにおいて終了する。

(途中参加における取扱い)

第 59 条の 8 (略)

2 ~ 5 (略)

る方法とする。

(積立ての期間)

第 59 条の 7 加入者保護信託に係るこの規程による積立ては、各算定基準日において負担金の支払義務を有する振替機関等が、当該算定基準日の属する事業年度に係る積立てを行う。

2 前項の積立ては、平成 16 年 3 月 31 日における金額を基準として算定する平成 15 年度に係る積立てから開始し、平成 20 年 3 月 31 日における金額を基準として算定する平成 19 年度に係る積立てにおいて終了する。

(途中参加における取扱い)

第 59 条の 8 平成 16 年度以降に口座管理機関となった場合における当該口座管理機関の負担金の取扱いについては、次の各号に掲げる口座管理機関となった時期の区分に従い当該各号に定めるところによる。

(1) 平成 16 年度以降、平成 19 年度までの間に口座管理機関となった場合

口座管理機関となった日の属する事業年度に係る負担金の支払時において、平成 15 年度から当該事業年度の直前事業年度までの期間に係る第 59 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する定額負担金を、当該負担金に加えて支払うものとする。

(2) 平成 20 年度以降に口座管理機関となった場合

平成 15 年度から平成 19 年度までの期間に係る第 59 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する定額負担金を一括して支払うものとする。

2 機構は、前項第 2 号の口座管理機関に係る機構加入者口座の開設又は間接口座管理機関の承認の申請について、当該申請を行った者(以下この条において「申請者」という。)に対し、2 週間以内の支払期限を定めて同号に規定する負担金を受託者に支払うべき旨を通知するとともに、当該通知を行った旨を受託者に通知する。

3 受託者は、機構から前項の通知を受けた場合

6 機構は、前項の通知を受けた後でなければ、第2項の機構加入者口座の開設又は間接口座管理機関の承認の手続を行わない。

(負担金の不払時の取扱い)

第59条の10 (略)

2・3 (略)

4 口座管理機関ごとの過年度負担金は、次の各号に掲げる不払負担金の生じた時期の区分に従い当該各号に定めるところにより、受託者が算定した金額(1円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。)とする。

(1) 平成15年度から平成18年度までの間に係る負担金について不払負担金が生じた場合

口座管理機関ごとの過年度負担金 = 不払負担金

には、申請者に対し、前項の負担金の額及び支払期限並びに受託者の定める支払方法を通知する。

4 申請者は、前2項の通知に従い、受託者に対し、負担金を支払わなければならない。

5 受託者は、申請者から前項の負担金の支払いを受けた場合には、機構に対しその旨を速やかに通知する。

6 機構は、前項の通知を受けた後でなければ、第2項の機構加入者口座の開設又は間接口座管理機関の承認の手続を行わない。

(負担金の不払時の取扱い)

第59条の10 受託者は、前条第1項の督促を行った口座管理機関及び当該督促により設けた期限までに負担金の支払いを行わなかった口座管理機関の名称及び不払いとなった金額を機構に通知する。

2 機構は、本章に規定する義務を履行しない口座管理機関について、この規程に違反したものと認め、必要と認める措置をとることができるほか、必要に応じ、当該口座管理機関の主務官庁と連携する。

3 第1項の負担金(以下「不払負担金」という。)については、不払負担金の生じた事業年度の翌事業年度において負担金を支払う口座管理機関(平成19年度においては当該年度に係る負担金を支払う口座管理機関)が、次項に規定するところにより再割当てを受け、当該再割当てに係る金額(以下「過年度負担金」という。)を負担する。

4 口座管理機関ごとの過年度負担金は、次の各号に掲げる不払負担金の生じた時期の区分に従い当該各号に定めるところにより、受託者が算定した金額(1円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。)とする。

(1) 平成15年度から平成18年度までの間に係る負担金について不払負担金が生じた場合

口座管理機関ごとの過年度負担金 = 不払負担金

不払負担金の生じた事業年度の翌事業年度における
口座管理機関ごとの振替口座簿における算定基礎金額
の総額(下位機関に係る算定基礎金額を除く)・・・(a)

x
不払負担金の生じた事業年度の翌事業年度における
すべての口座管理機関に係る上記(a)の金額の総額

(2) 平成 19 年度に係る負担金について不払負
担金が生じた場合

口座管理機関ごとの = 平成 20 年 8 月末日
過年度負担金 時点の不払負担金

平成 19 年度における口座管理機関ごとの振替口座簿に
おける算定基礎金額の総額(下位機関に係る算定基礎
金額を除く)・・・(a)

x
平成 19 年度におけるすべての口座管理機関に係る
上記(a)の金額の総額

5 過年度負担金に係る手続は、不払負担金の生
じた事業年度の翌事業年度における負担金に係
る手続と併せて行うものとする。ただし、前項
第 2 号の場合においては、受託者は、同号の算
式により過年度負担金を算定し、機構と協議の
上決定した支払期限及び支払方法と併せて口座
管理機関に通知する。

6 (略)

(機構の消却義務の履行に関する事項)

第 60 条 法第 77 条に規定する権利の取得があつ
た銘柄の社債等につき、加入者の有する当該銘
柄の社債等の総額が当該銘柄の社債等の発行総
額(償還済みの額を除く。)を超えることとなる
場合において、第 1 号の額が第 2 号の額を超え
るときは、機構は、自己の計算において、その
超過額に相当する額の社債等を取得する。

(1) 機構の備える振替口座簿における機構加
入者の口座に記録された当該銘柄の社債等の
金額の合計額

(2) 当該銘柄の社債等の発行総額(償還済みの
額を除く。)

2 前項第 1 号に掲げる額は、同号に規定する口
座における増額又は減額の記録であって当該記
録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じな

不払負担金の生じた事業年度の翌事業年度における
口座管理機関ごとの振替口座簿における金額の総額
(下位機関に係る金額を除く)・・・(a)

x
不払負担金の生じた事業年度の翌事業年度における
すべての口座管理機関に係る上記(a)の金額の総額

(2) 平成 19 年度に係る負担金について不払負
担金が生じた場合

口座管理機関ごとの = 平成 20 年 8 月末日
過年度負担金 時点の不払負担金

平成 19 年度における口座管理機関ごとの振替口座簿に
おける金額の総額(下位機関に係る金額を除く)・・・(a)

x
平成 19 年度におけるすべての口座管理機関に係る
上記(a)の金額の総額

5 過年度負担金に係る手続きは、不払負担金の
生じた事業年度の翌事業年度における負担金に
係る手続きと併せて行うものとする。ただし、
前項第 2 号の場合においては、受託者は、同号
の算式により過年度負担金を算定し、機構と協
議の上決定した支払期限及び支払方法と併せて
口座管理機関に通知する。

6 前 2 項の規定は、過年度負担金について不払
いが生じた場合について準用する。

(機構の消却義務の履行に関する事項)

第 60 条 法第 77 条に規定する権利の取得があつ
た銘柄の短期社債等につき、加入者の有する当
該銘柄の短期社債等の総額が当該銘柄の短期社
債等の発行総額(償還済みの額を除く。)を超え
ることとなる場合において、第 1 号の額が第 2
号の額を超えるときは、機構は、自己の計算に
おいて、その超過額に相当する額の短期社債等
を取得する。

(1) 機構の備える振替口座簿における機構加
入者の口座に記録された当該銘柄の短期社債
等の金額の合計額

(2) 当該銘柄の短期社債等の発行総額(償還済
みの額を除く。)

2 前項第 1 号に掲げる額は、同号に規定する口
座における増額又は減額の記録であって当該記
録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じな

ったものがある場合において、法第 77 条の規定により当該記録に係る金額の社債等を取得した者のないことが証明されたときは、当該記録がなかったとした場合の額とする。

- 3 機構は、第 1 項の規定により社債等を取得したときは、直ちに、発行者に対し当該社債等について債務の全部を免除する旨の意思表示をする。この場合において、当該社債等に係る権利は消滅し、機構は当該社債等に係る振替口座簿の抹消を行う。

(機関口座の開設)

第 61 条 機構は前条に規定する手続を行う場合には、機関口座を開設する。

- 2 機構が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記録する。

- (1) 社債等の銘柄
- (2) 社債等の銘柄ごとの金額
- (3) 社債等の銘柄ごとの金額の減額及び増額の原因

(口座管理機関の消却義務の履行に関する事項)

第 62 条 法第 77 条に規定する権利の取得があった銘柄の社債等につき、加入者の有する当該銘柄の社債等の総額が当該銘柄の社債等の発行総額(償還済みの額を除く。)を超えることとなる場合において、第 1 号の額が第 2 号の額を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過額に相当する額の当該銘柄の社債等について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

- (1) 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記録され、又は記載された当該銘柄の社債等の金額の合計額
- (2) 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口に記録され、又は記載された当該

ったものがある場合において、法第 77 条の規定により当該記録に係る金額の短期社債等を取得した者のないことが証明されたときは、当該記録がなかったとした場合の額とする。

- 3 機構は、第 1 項の規定により短期社債等を取得したときは、直ちに、発行者に対し当該短期社債等について債務の全部を免除する旨の意思表示をする。この場合において、当該短期社債等に係る権利は消滅し、機構は当該短期社債等に係る振替口座簿の抹消を行う。

(機関口座の開設)

第 61 条 機構は前条に規定する手続を行う場合には、機関口座を開設する。

- 2 機構が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記録する。

- (1) 銘柄
- (2) 銘柄ごとの金額
- (3) 銘柄ごとの金額の減額及び増額の原因

(口座管理機関の消却義務の履行に関する事項)

第 62 条 法第 77 条に規定する権利の取得があった銘柄の短期社債等につき、加入者の有する当該銘柄の短期社債等の総額が当該銘柄の短期社債等の発行総額(償還済みの額を除く。)を超えることとなる場合において、第 1 号の額が第 2 号の額を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過額に相当する額の当該銘柄の短期社債等について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

- (1) 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記録され、又は記載された当該銘柄の短期社債等の金額の合計額
- (2) 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口に記録され、又は記載された当該

銘柄の社債等の金額

2 (略)

3 第1項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過額に相当する額の同項に規定する銘柄の社債等を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過額に達するまで、当該銘柄の社債等を取得しなければならない。

4 口座管理機関は、第1項の規定により免除の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 当該免除の意思表示に係る社債等の銘柄及び金額

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第2号に掲げる銘柄の社債等について、その備える振替口座簿において次に掲げる記録又は記載をしなければならない。

(1)~(2) (略)

(社債等に関する重要な事項等の通知)

第67条 発行者は、規則で定めるところにより、社債等に関する権利及び取扱いに関し、重要な事項を決定した場合又は社債等に関する重要な事実が発生した場合には、その内容を機構に対して通知しなければならない。

2 機構は、発行者から前項に規定する通知を受

銘柄の短期社債等の金額

2 第60条第2項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

(1) 前項第1号に掲げる金額

(2) 前項第2号に規定する顧客口における増額又は減額の記録又は記載であって当該記録又は記載に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合における同号に掲げる金額

3 第1項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過額に相当する額の同項に規定する銘柄の短期社債等を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過額に達するまで、当該銘柄の短期社債等を取得しなければならない。

4 口座管理機関は、第1項の規定により免除の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 当該免除の意思表示をした旨

(2) 当該免除の意思表示に係る短期社債等の銘柄及び金額

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第2号に掲げる銘柄の短期社債等について、その備える振替口座簿において次に掲げる記録又は記載をしなければならない。

(1) 前項の口座管理機関の口座の自己口における同項第2号に掲げる金額の減額の記録又は記載

(2) 前号の口座の顧客口における前項第2号に掲げる金額の増額の記録又は記載

(短期社債等に関する重要な事項等の通知)

第67条 発行者は、規則で定めるところにより、短期社債等に関する権利及び取扱いに関し、重要な事項を決定した場合又は短期社債等に関する重要な事実が発生した場合には、その内容を機構に対して通知しなければならない。

2 機構は、発行者から前項に規定する通知を受

けた場合には、機構加入者及び資金決済会社に通知する。

(過大記録の未然防止)

第 68 条 (略)

2 前項に規定する目的のため、機構は振替口座簿における社債等の銘柄ごとの機構加入者口座の合計金額及び当該銘柄の発行総額 (償還済みの額を除く。)を日々確認する。

3 第 1 項に規定する目的のため、直接口座管理機関は、社債等の銘柄ごとの顧客口の金額につき機構から通知を受け、その備える振替口座簿における金額と照合のうえ、その結果を規則で定めるところにより機構に通知しなければならない。

4 (略)

(一般債における証明書の供託)

第 68 条の 2 加入者は、法第 86 条第 5 項の規定により、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている一般債について法第 68 条第 3 項各号に掲げる事項を証明した書面 (以下「証明書」という。) の交付を請求することができる。ただし、当該一般債について、既に証明書の交付を受けた者であって、当該証明書を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

2 加入者は、前項の規定による請求をする場合には、当該請求を受ける当該直近上位機関に対し、次に掲げる事項を記載した所定の請求書を提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名又は名称及び住所

(2) 請求の目的

(3) 請求の対象となる加入者に係る口座

(4) その他証明すべき事項を特定するに足りる事項

けた場合には、機構加入者に通知する。

(過大記録の未然防止)

第 68 条 振替機関等はその備える振替口座簿において、過大記録の発生することを未然に防止するため、細心の注意をもって管理する。

2 前項に規定する目的のため、機構は振替口座簿における短期社債等の銘柄ごとの機構加入者口座の合計金額及び当該銘柄の発行総額を日々確認する。

3 第 1 項に規定する目的のため、直接口座管理機関は、短期社債等の銘柄ごとの顧客口の金額につき機構から通知を受け、その備える振替口座簿における金額と照合のうえ、その結果を規則で定めるところにより機構に通知しなければならない。

4 前項の規定は、間接口座管理機関の行う金額の照合の場合について準用する。

(新設)

3 第1項の規定により証明書の交付を受けた加入者は、当該証明書を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該証明書の対象となった一般債について、振替の申請、抹消の申請又は償還金(繰上償還金を含む。)の受領をすることができない。

4 間接口座管理機関は、加入者に証明書の交付を行った場合には、当該間接口座管理機関の直近上位機関に対し、その旨並びに当該証明書の対象となった一般債の銘柄及び金額を通知しなければならない。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。

5 機構加入者は、加入者に証明書の交付を行った場合又は前項の通知を受けた場合には、機構に対し、その旨、当該証明書の対象となった一般債の銘柄及び金額並びに当該一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座を書面により通知しなければならない。

6 前2項の規定は、加入者から証明書の返還が行われた場合について準用する。

7 機構は、機構加入者から前2項に規定する通知を受けた場合には、発行者の支払代理人に対し、その内容を書面により通知する。

(社債等の内容の公示)

第69条 機構は社債等の発行者から、社債等の払込みに関する通知を受けた場合には、法第87条に基づき、規則で定める方法により当該社債等に関する内容を公示する。

(差押え等に関する口座管理機関からの通知)

第70条の2 間接口座管理機関は、その備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている社債等について差押命令等による処分の制限に関する通知の送達を受けた場合には、当該間接口座管理機関の直近上位機関に対し、その旨並びに当該社債等の銘柄及び金額を通知しなければならない。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。

(短期社債等の内容の公示)

第69条 機構は短期社債等の発行者から、短期社債等の払込みに関する通知を受けた場合には、法第87条に基づき、規則で定める方法により当該短期社債等に関する内容を公示する。

(新設)

- 2 機構加入者は、その備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている社債等について差押命令等による処分の制限に関する通知の送達を受けた場合又は前項の通知を受けた場合には、機構に対し、その旨、当該社債等の銘柄及び金額並びに当該社債等の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座を書面により通知しなければならない。
- 3 前2項の規定は、差押命令等の申立ての取下げ又は取消等に関する通知の送達を受けた場合について準用する。
- 4 機構は、前2項に規定する通知に係る社債等の銘柄が一般債である場合には、当該銘柄の発行者の支払代理人に対し、その内容を書面により通知する。

(報告及び調査)

第71条 (略)

2・3 (略)

- 4 機構は、第1項に規定する場合その他社債等振替制度の円滑な運営を図るために必要がある

(報告及び調査)

第71条 口座管理機関は、第62条に規定する場合その他法第19条に規定する事故が生じた場合には、直ちに、その旨及び次に掲げる事項を機構に報告しなければならない。

- (1) 事故が発生した営業所の名称
- (2) 事故を起こした取締役、執行役、監査役又は使用人の氏名及び役職名
- (3) 事故の概要

2 口座管理機関は、前項の規定に基づき報告をした事故の詳細が判明したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を機構に報告しなければならない。

- (1) 事故の詳細
- (2) 改善策

3 機構は、機構の振替業の適正な運営を確保するために必要かつ相当であると認める場合には、その理由を示して、発行者(発行代理人及び支払代理人を含む。以下この章において同じ。)機構加入者及び間接口座管理機関に対し、機構の振替業に関し必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 4 機構は、第1項に規定する場合その他短期社債振替制度の円滑な運営を図るために必要があ

と認める場合には、口座管理機関が備える振替口座簿を閲覧することができる。

(D V P 決済に係る申請取消しの禁止)

第 74 条 機構における新規記録、振替、抹消の各手続(D V P 決済による手続に限る。)において、発行者及び機構加入者がこの規程の定めるところにより資金決済に係る連絡を行い、資金決済会社が日銀ネットにより資金の支払いを行った後においては、当該発行者及び当該機構加入者は新規記録、振替及び抹消の各手続に係る申請を取り消すことができない。

(所要事項の決定等)

第 75 条 機構は、社債等振替制度を適正かつ確実に行うため、この規程に定めるもののほか必要な事項につき規則を定め、又は必要な措置を講ずることができる。

(制度の廃止)

第 76 条 機構は、社債等振替制度の存続の必要がないと認める場合には、6 か月の予告期間をもってこれを廃止することができる。ただし、法第 22 条第 1 項の規定により法第 3 条第 1 項の指定を取り消された場合には、この限りでない。

(準拠法及び合意管轄)

第 77 条 社債等振替制度に関する機構と発行者、機構加入者、間接口座管理機関及び資金決済会社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とする。

2 社債等振替制度に関する機構と発行者、機構加入者、間接口座管理機関及び資金決済会社との間の権利義務について紛議が生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。ただし、機構は、管轄が認められる国外の裁判所において発行者、機構加入者、間接口座管理機関及び資金決済会社に対し訴訟を提起することを妨げられない。

と認める場合には、口座管理機関が備える振替口座簿を閲覧することができる。

(D V P 決済に係る申請取消しの禁止)

第 74 条 機構における新規記録、振替、抹消の各手続き(D V P 決済による手続きに限る。)において、発行者及び機構加入者がこの規程の定めるところにより資金決済に係る連絡を行い、資金決済会社が日銀ネットにより資金の支払いを行った後においては、当該発行者及び当該機構加入者は新規記録、振替及び抹消の各手続きに係る申請を取り消すことができない。

(所要事項の決定等)

第 75 条 機構は、短期社債振替制度を適正かつ確実に行うため、この規程に定めるもののほか必要な事項につき規則を定め、又は必要な措置を講ずることができる。

(制度の廃止)

第 76 条 機構は、短期社債振替制度の存続の必要がないと認める場合には、6 か月の予告期間をもってこれを廃止することができる。ただし、法第 22 条第 1 項の規定により法第 3 条第 1 項の指定を取り消された場合には、この限りでない。

(準拠法及び合意管轄)

第 77 条 短期社債振替制度に関する機構と機構加入者及び間接口座管理機関との間の権利義務についての準拠法は、日本法とする。

2 短期社債振替制度に関する機構と発行者、機構加入者及び間接口座管理機関との間の権利義務について紛議が生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。ただし、機構は、管轄が認められる国外の裁判所において機構加入者及び間接口座管理機関に対し訴訟を提起することを妨げられない。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この改正規定は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

(一般債の特例)

第 2 条 特例一般債(法附則第 10 条に規定する特例社債、法附則第 27 条に規定する特例地方債、法附則第 28 条に規定する特例投資法人債、法附則第 29 条に規定する特例社債、法附則第 30 条に規定する特例特定社債、法附則第 31 条に規定する特例特別法人債及び法附則第 36 条に規定する特例外債のうち第 8 条の 2 第 2 項(第 2 号から第 4 号までを除く。) に掲げる要件に該当し、各社債の金額が 1000 通貨単位以上 1000 通貨単位刻みであり、第 8 条の 2 第 2 項第 4 号に掲げる方法又は定時償還の方法によらず特定の利払期日に発行総額の一部を償還する方法により償還が行われる有価証券をいう。以下同じ。) のうち機構が法第 13 条第 1 項の規定に基づき特例一般債の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、一般債とみなして、この規程の規定(第 8 条、第 8 条の 2、第 11 条、第 26 条第 2 項、第 6 章、第 58 条の 6、第 58 条の 8 から第 58 条の 13 まで及び第 69 条を除く。) を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句とするものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 10 条	第 8 条又は第 8 条の 2 に掲げる事項	特例一般債
第 24 条第 1 項	当該申請者(短期社債等の口座開設においては、法人に限る。)	当該申請者
第 26 条第 3 項第 5	機構関与銘柄以	機構関与銘柄及

号	外の	び実質記番号管理銘柄(特例一般債のうち、定時償還の方法によらず特定の利払期日に発行総額の一部を償還する銘柄をいう。以下同じ。)以外の
第 58 条の 3	各社債の金額	各社債の金額(各社債の金額が複数ある場合はその最低額)
第 58 条の 26 第 2 項第 2 号	機構非関与銘柄	機構非関与銘柄又は実質記番号管理銘柄
第 58 条の 28 第 2 項	機構非関与銘柄	機構非関与銘柄又は実質記番号管理銘柄
第 60 条第 1 項	の発行総額(について振替受入簿に記録又は記載がされた金額の合計額(当該記録又は記載の効力が生じなかった場合における当該記録又は記載に係る金額及び
第 60 条第 2 項	発生、移転又は消滅	発生(振替受入簿の記録又は記載の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記録又は記載の効力の消滅を含む。)
	より当該	より当該口座における当該

第 62 条第 1 項	の発行総額（	について振替受入簿に記録又は記載がされた金額の合計額（当該記録又は記載の効力が生じなかった場合における当該記録又は記載に係る金額及び
第 62 条第 2 項第 2 号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記録又は記載の効力の発生を含む。）移転又は消滅（振替受入簿の記録又は記載の効力の消滅を含む。）
第 68 条第 2 項	の発行総額（	について振替受入簿に記録又は記載がされた金額の合計額（当該記録又は記載の効力が生じなかった場合における当該記録又は記載に係る金額及び

（特例一般債の銘柄情報に係る発行代理人からの通知）

第 3 条 第 58 条の 6（第 7 項を除く。）の規定は、特例一般債の発行者が法第 13 条第 1 項の同意を機構に対し与えた場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる	読み替える字句
---------	---------	---------

	字句	
第 58 条の 6 第 1 項	発行予定の一般債	特例一般債
第 58 条の 6 第 1 項第 1 号	一般債	特例一般債
第 58 条の 6 第 1 項第 4 号	各社債の金額	各社債の金額(各社債の金額が複数ある場合はその最低額。以下この項において同じ。)
第 58 条の 6 第 1 項第 7 号	一般債	特例一般債
第 58 条の 6 第 2 項	地方債	特例地方債
第 58 条の 6 第 3 項	投資法人債	特例投資法人債
第 58 条の 6 第 4 項	特定社債	特例特定社債
第 58 条の 6 第 5 項	特別法人債	特例特別法人債
第 58 条の 6 第 6 項	外債	特例外債
第 58 条の 6 第 8 項	新規記録手続	振替受入簿の記録又は記載の申請

(振替受入簿の備付け)

第 4 条 機構は、振替受入簿を備える。

(特例一般債に係る振替受入簿の記録又は記載の申請)

第 5 条 特例一般債(機構が法第 13 条第 1 項の規定に基づき特例一般債の発行者の同意を得たものに限る。以下同じ。)についての権利を有する加入者(以下「特例加入者」という。)は、その有する特例一般債について、機構に対し、振替受入簿の記録又は記載の申請をすることができる。当該申請においては、次に掲げる事項を示

さなければならない。

- (1) 特例一般債の銘柄及び金額
- (2) 特例一般債の社債券（商法第 306 条第 1 項に規定する債券をいう。以下同じ。）の番号
- (3) 特例加入者の氏名又は名称及び住所
- (4) 特例一般債の登録機関（社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）第 2 条に規定する登録機関をいう。以下同じ。）の名称（同法第 3 条第 1 項の規定により登録されているもの（処分の制限に係る登録、質権（転質の場合を含む。）の設定の登録又は担保権の登録がされているものを除く。以下「登録債」という。）である場合に限る。）
- (5) 特例加入者の口座
- (6) その他規則で定める事項

2 前項の申請をする特例加入者は、機構に対し、当該申請に係る特例一般債の社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）を提出しなければならない。ただし、当該特例一般債が登録債である場合には、当該特例一般債に係る法附則第 14 条第 3 項に規定する証明をもって、社債券の提出に代えることができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、特例一般債に係る振替受入簿の記録又は記載の申請に関し必要な事項は規則で定める。

（機構による特例一般債に係る振替受入簿への記録又は記載及び通知）

第 6 条 機構は、前条第 1 項の申請を受けた場合には、同項第 1 号から第 4 号までの事項及び当該申請に係る振替受入簿への記録又は記載をする年月日を振替受入簿に記録又は記載する。この場合において、機構は、特例一般債の発行者（登録債にあつては、発行者及び登録機関）に対し、振替受入簿への記録又は記載を行った旨を通知する。

（特例一般債に係る振替受入簿の記録又は記載の停止期間）

第7条 機構は、必要があると認める場合には、特例一般債に係る振替受入簿の記録又は記載をすることができない期間を定めることができる。

(特例一般債に係る振替口座簿への記録又は記載及び通知)

第8条 機構は、附則第6条の規定により振替受入簿への記録又は記載をした場合において、機構が附則第5条第1項の申請により示された口座を開設したものであるときは、当該申請に係る特例一般債の銘柄について、その備える振替口座簿における当該申請に係る特例加入者の自己口において、当該申請に基づく増額の記録をする。

2 機構は、附則第6条の規定により振替受入簿への記録又は記載をした場合において、機構が附則第5条第1項の申請により示された口座を開設したものでないときは、当該申請に係る特例一般債の銘柄について、その備える振替口座簿における当該申請に係る特例加入者の上位機関である機構加入者の顧客口において、当該申請に基づく増額の記録をする。この場合において、機構は、当該機構加入者に対し、次に掲げる事項を通知する。

- (1) 当該特例一般債の銘柄及び金額
- (2) 特例加入者の氏名又は名称が明らかになるものとして規則で定める事項

3 前2項の規定は、前項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

4 前3項に規定する増額の記録又は記載において、特例加入者の口座が信託口である場合は、附則第5条第1項の申請には、政令第8条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第68条第3項第5号に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。

(特例一般債に係る振替受入簿の記録又は記載の抹消)

第 9 条 特例加入者は、その有する特例一般債について附則第 5 条第 1 項の申請をする権限を有しない者の申請により振替受入簿の記録又は記載がされた場合において、当該特例一般債について第 58 の 24 の抹消の申請が行われているときは、機構に対し、当該特例一般債に係る振替受入簿の記録又は記載の抹消の申請をすることができる。

2 機構は、前項の抹消の申請を受けた場合には、当該申請に係る特例一般債について、振替受入簿の記録又は記載を抹消する。この場合において、機構は、当該記録又は記載に係る特例一般債の発行者に対し、振替受入簿の記録又は記載が抹消された旨を通知する。

(特例一般債の内容の公示)

第 10 条 機構は特例一般債の発行者から、附則第 3 条において準用する第 58 条の 6 の通知を受けた場合には、法附則第 17 条で準用する法第 87 条に基づき、規則で定める方法により当該特例一般債に関する内容を公示する。

(特例一般債に係る発行者の同意に関する公告)

第 11 条 機構は、前条の公示をもって、法附則第 18 条に基づく特例一般債に係る発行者の同意に関する公告を行ったものとして取り扱う。

(適用)

第 12 条 特例地方債に関する附則第 5 条第 1 項第 2 号及び第 2 項の規定の適用については、附則第 5 条第 1 項第 2 号中「社債券（商法第 306 条第 1 項に規定する債券）」とあるのは「証券（地方財政法第 5 条の 5 第 1 項に規定する証券）」と、附則第 5 条第 2 項中「社債券」とあるのは「証券」とする。

2 特例投資法人債に関する附則第 5 条第 1 項第 2 号及び第 2 項の規定の適用については、附則

第5条第1項第2号中「社債券(商法第306条第1項に規定する債券)」とあるのは「投資法人債券(投資信託及び投資法人に関する法律第139条の6第1項において準用する商法第306条第1項に規定する投資法人債券)」と、附則第5条第2項中「社債券」とあるのは「投資法人債券」とする。

3 相互会社の特例社債に関する附則第5条第1項第2号の規定の適用については、同号中「商法第306条第1項」とあるのは「保険業法第61条第2項において準用する商法第306条第1項」とする。

4 特例特定社債に関する附則第5条第1項第2号及び第2項の規定の適用については、附則第5条第1項第2号中「社債券(商法第306条第1項に規定する債券)」とあるのは「特定社債券(資産の流動化に関する法律第113条第1項において準用する商法第306条第1項に規定する特定社債券(旧資産流動化法第113条第1項において準用する商法第306条第1項に規定する特定社債券を含む。))」と、附則第5条第2項中「社債券」とあるのは「特定社債券」とする。

5 特例特別法人債に関する附則第5条第1項第2号及び第2項の規定の適用については、附則第5条第1項第2号中「社債券(商法第306条第1項に規定する債券をいう。以下同じ。))」とあるのは「債券」と、附則第5条第2項中「社債券」とあるのは「債券」とする。

6 特例外債に関する附則第5条第1項第2号及び第2項の規定の適用については、附則第5条第1項第2号中「社債券(商法第306条第1項に規定する債券をいう。以下同じ。))」とあるのは「債券」と、附則第5条第2項中「社債券」とあるのは「債券」とする。

短期社債等に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>社債等に関する業務規程施行規則</u></p> <p>(用語)</p> <p>第1条 この規則において、<u>社債等に関する業務規程</u>(以下「規程」という。)の用語と同一の用語は、同一の意味を持つものとする。</p> <p>2 <u>この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>指定金融機関等 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第8条第1項に規定する金融機関又は同条第2項に規定する証券業者等をいう。</u></p> <p>(2) <u>指定内国法人 租税特別措置法第8条第3項に規定する内国法人をいう。</u></p> <p>(3) <u>公共法人等 所得税法(昭和40年法律第33号)第11条第1項に規定する内国法人、同条第2項に規定する外国法人又は同条第3項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託の受託者をいう。</u></p> <p>(4) <u>外国政府等 外国の政府(地方公共団体を含む。)外国の中央銀行、これらのいずれか若しくは双方によって所有されている機関又は国際機関等であって、利子所得に係る所得税が免除され、又は免税の承認を受けているものをいう。</u></p> <p>(5) <u>特定投資法人等 租税特別措置法第9条の4第1項各号に掲げる法人であって、その資産として運用している一般債について同項に規定する帳簿への登載を受けているものをいう。</u></p> <p>(6) <u>利付債 国際機関債以外の利払がある一般債をいう。</u></p> <p>(7) <u>割引債等 利払がない一般債をいう。</u></p> <p>(8) <u>国際機関債 条約又は国際間の協定等によりその利子につき源泉徴収を免除されている国際機関等が発行する一般債をいう。</u></p> <p>(9) <u>利付債等 利付債及び国際機関債をいう。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>短期社債等に関する業務規程施行規則</u></p> <p>(用語)</p> <p>第1条 この規則において、<u>短期社債等に関する業務規程</u>(以下「規程」という。)の用語と同一の用語は、同一の意味を持つものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

(10) 利付債（源泉徴収不適用分等） 次に掲げる利付債（利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座（別表 2 に掲げる課税種別が課税分である区分口座をいう。以下同じ。）から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）をいう。

イ 指定金融機関等、国、公共法人等、外国政府等又は特定投資法人等が所有する利付債

ロ 指定内国法人が所有する利付債（今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日（指定内国法人が租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 3 条の 3 第 8 項の確認を受けた日をいう。以下同じ。）以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。）

（情報の提供方法）

第 2 条 規程第 6 条に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。

(1) 発行者、機構加入者、若しくは資金決済会社の事務所又は機構が認めた場所に設置する機構が提供する統合 Web 機能を利用するための端末装置（以下「統合 Web 端末」という。）からの入出力

(2) 発行者、機構加入者又は資金決済会社のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であって機構が適当と認めるもの（以下「ファイル伝送」という。）

(3) ファイル伝送以外の発行者、機構加入者又は資金決済会社のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法であって機構が適当と認めるもの（以下「CPU 直結」という。）

2 前項各号に掲げる方法によるデータ授受の時間及びその制限は、別表 1 のデータの種別の区分に応じ、同表の時間及び備考欄に定めるところによる。

（情報の提供方法）

第 2 条 規程第 6 条に規定する規則で定めるものは、発行者若しくは機構加入者の事務所又は機構が認めた場所に設置する短期社債振替制度に係る端末装置（以下「機構 CP 端末」という。）からの入出力をいう。

（新設）

（新設）

（新設）

2 前項に掲げる機構 CP 端末の利用時間及びその制限は、別表 1 の業務別の区分に応じ、同表の時間及び備考欄に定めるところによる。

(障害発生時の取扱い)

第 3 条 機構は、前条に規定する方法による情報の授受ができない状況にあり、又は困難な状況にあると認める場合には、発行者、機構加入者及び資金決済会社に対し、速やかに次の各号に掲げる事項を通知する。

(1) ~ (4) (略)

2 前項の通知は、原則として統合 Web 端末への表示によるものとし、当該表示を行うことができない場合には、ファクシミリ又は書面の送付により行う。

第 2 章 社債等の範囲等

(同意書)

第 4 条 規程第 9 条第 1 項に規定する書面は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の書面 (以下「同意書」という。) とする。

(1) 発行者は、その発行する社債等を、法に基づき機構の振替業において機構の定める日から取り扱うことについて同意すること。

(2) ・ (3) (略)

2 ・ 3 (略)

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第 5 条 (略)

(障害発生時の取扱い)

第 3 条 機構は、前条に規定する方法による情報の授受ができない状況にあり、又は困難な状況にあると認める場合には、発行者及び機構加入者に対し、速やかに次の各号に掲げる事項を通知する。

(1) 障害の発生時刻

(2) 障害の影響範囲

(3) 対応方法

(4) 復旧見込時間

2 前項の通知は、原則として機構 CP 端末への表示によるものとし、当該表示を行うことができない場合には、ファクシミリ又は書面の送付により行う。

第 2 章 短期社債等の範囲等

(同意書)

第 4 条 規程第 9 条第 1 項に規定する書面は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の書面 (以下「同意書」という。) とする。

(1) 発行者は、その発行する短期社債等を、法に基づき機構の振替業において機構の定める日から取り扱うことについて同意すること。

(2) 発行者は、規程及びこの規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと。

(3) 発行者は、機構が定める機構の振替業の業務処理の方法に従うこと。

2 前項の同意書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 登記事項証明書

(2) 代表者の印鑑証明書

(3) 機構に届出を要する事項を記載した書面

3 発行者は、前項に規定する書類により機構に届け出た事項に変更がある場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第 5 条 規程第 16 条第 1 項の規定により口座の開

2 規程第 16 条第 2 項第 3 号に規定する事項は、開設を申請する口座区分とする。

3 規程第 16 条第 3 項に規定する書類は、次に掲げる書類をいう。

(1)～(3) (略)

4 規程第 16 条第 2 項第 3 号の規定にかかわらず、日本銀行が機構加入者口座の開設を申請する場合には、資金決済会社に係る届出を要しない。

(区分口座の取扱い)

第 5 条の 2 規程第 18 条第 2 項に規定する区分口座は、別表 2 で定めるところによる。

(機構加入者口座の廃止申請の手続)

第 6 条 (略)

(口座管理機関における口座の開設申請の手続)

第 7 条 規程第 24 条第 2 項に規定する書類は、次に掲げる事項につき約諾する書面をいう。

(1) 規程及びこの規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと。

(2) 機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うこと。

設を申請しようとする者は、所定の口座開設申請書を機構に提出しなければならない。

2 規程第 16 条第 1 項第 2 号に規定する事項は、開設を申請する口座区分とする。

3 規程第 16 条第 2 項に規定する書類は、次に掲げる書類をいう。

(1) 代表者の印鑑証明書

(2) 次に掲げる事項を記載した約諾書

イ 規程及びこの規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと。

ロ 機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うこと。

(3) 機構に届出を要する事項を記載した書面
(新設)

(新設)

(新設)

(機構加入者口座の廃止申請の手続き)

第 6 条 規程第 20 条第 1 項の規定により機構加入者口座の廃止を申請しようとする機構加入者は、所定の口座廃止申請書を機構に提出しなければならない。

(口座管理機関における口座の開設申請の手続き)

第 7 条 規程第 24 条第 2 項に規定する書類は、次に掲げる書類をいう。

(1) 口座開設申請書

(2) 代表者の印鑑証明書

(3) 次に掲げる事項につき約諾する書面

イ 規程及びこの規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと。

ロ 機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うこと。

(間接口座管理機関の承認に関する事項)

第8条 (略)

(削る)

(間接口座管理機関の承認の取消申請の手続)

第9条 (略)

第1節 新規記録手続

(新規記録手続における通知事項)

第10条 規程第37条第1項第1号へに規定する発行者の通知事項は、次に掲げる事項とする。

(1) (略)

(2) 保証(次条第1項の保証を除く。)の有無又は劣後若しくは責任財産限定の特約等の短期社債等の銘柄の属性

(3)~(5) (略)

(6) 保証コード(保証人の名称及び保証種別を示すものとして機構が付したコードをいう。以下同じ。)(次条第1項に規定する場合に限る。)

2・3 (略)

(間接口座管理機関の承認に関する事項)

第8条 規程第27条第1項の規定により機構の承認を申請する者は、次に掲げる書類を機構に提出しなければならない。

(1) 所定の間接口座管理機関承認申請書

(2) 代表者の印鑑証明書

(3) 機構に届出を要する事項を記載した書面

2 前項の申請者が、その口座の開設を受ける口座管理機関は1社に限るものとする。

(間接口座管理機関の承認の取消申請の手続き)

第9条 規程第30条第1項の規定により間接口座管理機関の承認の取消しを申請しようとする間接口座管理機関は、所定の間接口座管理機関承認取消申請書を機構に提出しなければならない。

第1節 新規記録手続き

(新規記録手続きにおける通知事項)

第10条 規程第37条第1項第1号へに規定する発行者の通知事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 商法第304条の規定により短期社債等を発行するときは、その旨及び各発行者の負担部分

(2) 保証若しくは物上担保権の設定の有無又は劣後若しくは責任財産限定の特約等の銘柄の属性

(3) 新規記録手続時に発行者が利用する資金決済会社

(4) 支払代理人を利用するときは当該支払代理人

(5) 抹消手続時に発行者が利用する資金決済会社

(新設)

2 短期外債に関する前項第1号の規定の適用については、同号中「商法第304条の規定により」

(保証に係る手続)

第 10 条の 2 発行者は、規程第 37 条第 1 項の通知に係る銘柄の短期社債等に本邦の法令による保証が付される場合には、次に掲げる書類をあらかじめ機構に提出しなければならない。

(1) 保証人の名称、保証の種別及び保証期間を記載した所定の書面

(2) 保証人の登記事項証明書

(3) 保証人の代表者の印鑑証明書

2 機構は、前項の書類の提出を受けた場合には、発行者に対し書面により保証コードを通知する。

3 発行者は、第 1 項の規定により機構に届け出た事項に変更がある場合には、直ちに機構に対し、その旨を届け出なければならない。

(発行口への記録に伴う通知事項)

第 11 条 規程第 39 条第 1 項第 1 号に規定する通知事項は、新規記録に係る銘柄の短期社債等の ISIN コード (国際標準化機構が定めた規格 IS06166 に基づく証券系コードであり、証券コード協議会がその権限に基づき体系的に付番しているものをいう。)とする。

2 規程第 39 条第 1 項第 2 号に規定する通知事項は、次の各号に掲げる通知対象の区分に従い、当該各号に定める事項とする。

(1) 発行者

新規記録に係る銘柄の短期社債等の ISIN コード

(2) 買方機構加入者

新規記録に係る銘柄の短期社債等の ISIN コード、引受情報及び新規記録 D V P 決済情報

3 規程第 39 条第 3 項第 1 号口に規定する通知事項は、次に掲げる事項とする。

とあるのは「発行者が合同して」とする。

3 規程第 37 条第 1 項第 2 号イ及びロに規定する事項は、買方機構加入者の名称及び区分口座とする。

(新設)

(発行者及び買方機構加入者に対する通知事項)

第 11 条 規程第 39 条第 1 項第 1 号に規定する通知事項は、新規記録に係る銘柄の ISIN コード (国際標準化機構が定めた規格 IS06166 に基づく証券系コードであり、証券コード協議会がその権限に基づき体系的に付番しているものをいう。)とする。

2 規程第 39 条第 1 項第 2 号に規定する通知事項は、次の各号に掲げる通知対象の区分に従い、当該各号に定める事項とする。

(1) 発行者

新規記録に係る銘柄の ISIN コード

(2) 買方機構加入者

新規記録に係る銘柄の ISIN コード、引受情報及び新規記録 D V P 決済情報

(新設)

- (1) 決済番号
- (2) 払込加入者が利用する資金決済会社
- (3) 発行者が利用する資金決済会社
- (4) 資金決済金額
- (5) 払込日

(D V P 決済に係る資金決済指図)

第 12 条 規程第 40 条第 1 号に規定する措置として、買方機構加入者は日銀ネットによる資金の支払いを行うときに、決済番号の指定により指図を行わなければならない。

2 規程第 40 条第 1 号に規定する情報は、新規記録に係る銘柄の短期社債等の払込日、発行者が利用する資金決済会社及び新規記録 D V P 決済情報をいう。

3 規程第 40 条第 2 号に規定する措置として、買方機構加入者は、払込加入者又はその利用する資金決済会社が日銀ネットによる資金の支払いを行うために、下位機関に対して発行資金決済情報の連絡を行わなければならない。

(払込みに伴う通知の方法)

第 13 条 規程第 41 条第 2 号に規定する機構が行う確認は、社債等振替制度に係るシステムを通じて電磁的方法により日本銀行から通知を受け、次に掲げる事項を照合することにより行う。

- (1) 決済番号
- (2) 払込加入者が利用する資金決済会社
- (3) 発行者が利用する資金決済会社
- (4) 資金決済金額
- (5) 払込日

(新規記録済通知に係る事項)

第 14 条 規程第 42 条第 4 項に規定する事項は、新規記録を行った銘柄の短期社債等に係る銘柄情報、引受情報及び新規記録 D V P 決済情報(D V P 決済が行われた場合に限る。)をいう。

(D V P 決済に係る資金決済指図)

第 12 条 規程第 40 条第 1 号に規定する措置として、買方機構加入者は日銀ネットによる資金振替を行うときに、決済番号を含めて指図を行わなければならない。

2 規程第 40 条第 1 号に規定する情報は、新規記録に係る銘柄の払込日、発行者が利用する資金決済会社及び新規記録 D V P 決済情報をいう。

3 規程第 40 条第 2 号に規定する措置として、買方機構加入者は、払込加入者又はその利用する資金決済会社が日銀ネットによる資金振替を行うために、下位機関に対して発行資金決済情報の連絡を行わなければならない。

(払込みに伴う通知の方法)

第 13 条 規程第 41 条第 1 項第 1 号に規定する方法は、機構 CP 端末からの入力により行わなければならない。

2 規程第 41 条第 1 項第 2 号に規定する機構が行う確認は、短期社債振替制度に係るシステムを通じて電磁的方法により日本銀行から通知を受け、次に掲げる事項を照合することにより行う。

- (1) 決済番号
- (2) 払込加入者が利用する資金決済会社
- (3) 発行者が利用する資金決済会社
- (4) 資金決済金額
- (5) 払込日

(新規記録済通知に係る事項)

第 14 条 規程第 42 条第 4 項に規定する事項は、新規記録を行った銘柄に係る銘柄情報、引受情報及び新規記録 D V P 決済情報(D V P 決済が行われた場合に限る。)をいう。

第2節 振替手続

(振替手続における通知事項)

第15条 (略)

- 2 規程第43条第3項第6号に規定する事項は、振替に係る銘柄の短期社債等の ISIN コードとする。

(振替の一時停止又は解除の申告)

第15条の2 渡方機構加入者は、振替の申請(規程第46条の規定によるDVP決済に係る振替申請を除く。以下この章において同じ。)について、振替の申請による機構における振替の処理(以下この章において「振替処理」という。)を一時停止する措置(以下この章において「振替の一時停止」という。)の申告又は振替の一時停止を解除する措置の申告(以下この章において「振替の一時停止又は解除の申告」という。)をしようとする場合には、次に定めるところによらなければならない。

(1) 渡方機構加入者は、振替の申請と同時に振替の一時停止の申告をしようとする場合には、その旨を明らかにして、振替の申請を機構にしなければならない。

(2) 渡方機構加入者は、振替の申請後に振替の一時停止又は解除の申告をしようとする場合には、その旨を明らかにして、振替の一時停止又は解除の申告を機構にしなければならない。この場合において、振替の一時停止又は解除の申告は、振替処理が未了の分(以下この章において「振替未了分」という。)に限り、

第2節 振替手続き

(振替手続きにおける通知事項)

第15条 規程第43条第3項第3号に規定する事項(同条第4項第2号、第5項第2号及び第6項の規定により該当する場合における当該事項を含む。)は、受方加入者の直近上位機関の名称とする。ただし、渡方加入者が機構加入者である場合(同条第4項第2号、第5項第2号及び第6項においては振替機関等が機構加入者である場合)においては、当該事項は受方機構加入者の名称及び区分口座とする。

- 2 規程第43条第3項第6号に規定する事項は、振替に係る銘柄の ISIN コードとする。

(新設)

することができる。

2 前項第 2 号の規定にかかわらず、規程第 43 条の 2 の規定により日本銀行が日銀担保差入機構加入者に代わって行う振替手続に係る振替の申請について、振替の一時停止の申告をしようとする場合には、日銀担保差入機構加入者は、その旨をあらかじめ機構に通知しなければならない。

(口座残高が不足する場合又は振替の一時停止の申告を受けている場合の取扱い)

第 15 条の 3 機構は、振替の申請を受けた場合であって、振替の申請により減額すべき口座残高が不足するとき又は振替の一時停止の申告を受けているときには、当該口座残高が発生したとき又は当該振替の一時停止が解除されたときに、振替処理を行う。

第 3 節 機構における振替手続の特例

(DVP 振替の一時停止又は解除の申告)

第 16 条 渡方機構加入者は、規程第 46 条の規定による振替申請(以下この章において「DVP 振替申請」という。)について、DVP 振替申請により機構が振替口に記録する処理(以下この章において「DVP 振替処理」という。)を一時停止する措置(以下この章において「DVP 振替の一時停止」という。)の申告又は DVP 振替の一時停止を解除する措置の申告(以下この章において「DVP 振替の一時停止又は解除の申告」という。)をしようとする場合には、次に定めるところによらなければならない。

(1) 渡方機構加入者は、DVP 振替申請と同時に DVP 振替の一時停止の申告をしようとする場合には、その旨を明らかにして、DVP 振替申請を機構にしなければならない。

(2) 渡方機構加入者は、DVP 振替申請後に DVP 振替の一時停止又は解除の申告をしようとする場合には、その旨を明らかにして、DVP 振替の一時停止又は解除の申告を機構に

(新設)

第 3 節 機構における振替手続の特例

(新設)

しなければならない。この場合において、D V P 振替の一時停止又は解除の申告は、D V P 振替処理が未了の分（以下この章において「D V P 振替未了分」という。）に限り、することができる。

（口座残高が不足する場合又はD V P 振替の一時停止の申告を受けている場合の取扱い）

第 16 条の 2 機構は、D V P 振替申請を受けた場合であって、D V P 振替申請により減額すべき口座残高が不足するとき又はD V P 振替の一時停止の申告を受けているときには、当該口座残高が発生したとき又は当該D V P 振替の一時停止が解除されたときに、D V P 振替処理を行う。

（新設）

（振替口への記録に伴う通知事項）

第 16 条の 3 規程第 47 条第 1 項第 2 号に規定する通知事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

- (1) 決済番号
- (2) 渡方機構加入者が利用する資金決済会社
- (3) 受方機構加入者が利用する資金決済会社
- (4) 資金決済金額
- (5) 振替を行う日

（D V P 決済に係る資金決済指図）

第 16 条の 4 規程第 48 条第 1 号に規定する措置として、受方機構加入者は日銀ネットによる資金の支払いを行うときに、決済番号の指定により指図を行わなければならない。

2 （略）

3 規程第 48 条第 2 号に規定する措置として、受方機構加入者は、受方加入者又はその利用する資金決済会社が日銀ネットによる資金の支払いを行うために、下位機関に対して振替資金決済情報の連絡を行わなければならない。

（D V P 決済に係る振替手続の完了の確認方法）

（D V P 決済に係る資金決済指図）

第 16 条 規程第 48 条第 1 号に規定する措置として、受方機構加入者は日銀ネットによる資金振替を行うときに、決済番号を含めて指図を行わなければならない。

2 規程第 48 条第 1 号に規定する情報は、振替を行う日及び振替D V P 決済情報をいう。

3 規程第 48 条第 2 号に規定する措置として、受方機構加入者は、受方加入者又はその利用する資金決済会社が日銀ネットによる資金振替を行うために、下位機関に対して振替資金決済情報の連絡を行わなければならない。

（D V P 決済に係る振替手続の完了の確認方法）

第 17 条 規程第 49 条第 1 項に規定する機構が行う確認は、社債等振替制度に係るシステムを通じて電磁的方法により日本銀行から通知を受け、次に掲げる事項を照合することにより行う。

(1) ~ (5) (略)

(振替済通知に係る事項)

第 18 条 規程第 50 条に規定する事項は、振替を行った銘柄の短期社債等に係る振替申請情報及び振替 D V P 決済情報 (D V P 決済が行われた場合に限る。)をいう。

第 4 節 抹消手続

(抹消手続における通知事項)

第 19 条 規程第 51 条第 3 項第 3 号に規定する事項は、抹消に係る銘柄の短期社債等の ISIN コードとする。

(抹消手続の委任事項)

第 20 条 (略)

第 5 節 機構における抹消手続

(機構における抹消手続に係る決済方式の区分に関する特則)

第 21 条 機構における抹消手続において、抹消申請機構加入者が日本銀行である場合には、規程第 53 条第 3 項の規定により、当該抹消手続に係る決済方式は非 D V P 決済によるものとする。

(機構における抹消手続に係る開始時限)

第 22 条 規程第 54 条第 3 項に規定する時限は、

第 17 条 規程第 49 条第 1 項に規定する機構が行う確認は、短期社債振替制度に係るシステムを通じて電磁的方法により日本銀行から通知を受け、次に掲げる事項を照合することにより行う。

(1) 決済番号

(2) 渡方加入者が利用する資金決済会社

(3) 受方加入者が利用する資金決済会社

(4) 資金決済金額

(5) 振替を行う日

(振替済通知に係る事項)

第 18 条 規程第 50 条に規定する事項は、振替を行った銘柄に係る振替申請情報及び振替 D V P 決済情報 (D V P 決済が行われた場合に限る。)をいう。

第 4 節 抹消手続き

(抹消手続きにおける通知事項)

第 19 条 規程第 51 条第 3 項第 3 号に規定する事項は、抹消に係る銘柄の ISIN コードとする。

(抹消手続きの委任事項)

第 20 条 規程第 52 条第 1 項に規定する事項は、償還時の抹消申請情報に係る直近上位機関への通知をいう。

第 5 節 機構における抹消手続き

(機構における抹消手続きに係る決済方式の区分に関する特則)

第 21 条 機構における抹消手続きにおいて、抹消申請機構加入者が日本銀行である場合には、規程第 53 条第 3 項の規定により、当該抹消手続きに係る決済方式は非 D V P 決済によるものとする。

(機構における抹消手続きに係る開始時限)

第 22 条 規程第 54 条第 3 項に規定する時限は、

各銘柄の短期社債等（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。）における償還日（当該日が抹消に係る銘柄の短期社債等の新規記録後に休業日となった場合にはその前営業日。以下この節及び別表1において同じ。）の午後3時とする。

（抹消の一時停止又は解除の申告）

第22条の2 抹消申請機構加入者は、抹消の申請について、抹消の申請により機構が償還口に記録する処理（以下この章において「抹消処理」という。）を一時停止する措置（以下この章において「抹消の一時停止」という。）の申告又は抹消の一時停止を解除する措置の申告（以下この章において「抹消の一時停止又は解除の申告」という。）をしようとする場合には、次に定めるところによらなければならない。

(1) 抹消申請機構加入者は、抹消の申請と同時に抹消の一時停止の申告をしようとする場合には、その旨を明らかにして、抹消の申請を機構にしなければならない。

(2) 抹消申請機構加入者は、抹消の申請後に抹消の一時停止又は解除の申告をしようとする場合には、その旨を明らかにして、抹消の一時停止又は解除の申告を機構にしなければならない。この場合において、抹消の一時停止又は解除の申告は、抹消処理が未了の分（以下この章において「抹消未了分」という。）に限り、することができる。

（口座残高が不足する場合又は抹消の一時停止の申告を受けている場合の取扱い）

第22条の3 機構は、抹消の申請を受けた場合であって、抹消の申請に基づき減額すべき口座残高が不足するとき又は抹消の一時停止の申告を受けているときには、当該口座残高が発生したとき又は当該抹消の一時停止が解除されたときに、抹消処理を行う。

（償還口への記録に伴う通知事項）

各銘柄の短期社債等（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。）における償還日（当該日が抹消に係る銘柄の新規記録後に休業日となった場合にはその前営業日。以下同じ。）の午後3時とする。

（新設）

（新設）

第 22 条の 4 規程第 55 条第 2 号口に規定する通知事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 決済番号
- (2) 抹消申請機構加入者が利用する資金決済会社
- (3) 発行者が利用する資金決済会社
- (4) 資金決済金額
- (5) 償還日

(D V P 決済に係る資金決済指図)

第 23 条 規程第 56 条に規定する措置として、発行者は日銀ネットによる資金の支払いを行うときに、決済番号の指定により指図を行わなければならない。

2 (略)

(抹消手続きに伴う通知の方法)

第 24 条 規程第 57 条第 2 号に規定する機構が行う確認は、社債等振替制度に係るシステムを通じて電磁的方法により日本銀行から通知を受け、次に掲げる事項を照合することにより行う。

- (1) 決済番号
- (2) 抹消申請機構加入者が利用する資金決済会社
- (3) 発行者が利用する資金決済会社
- (4) 資金決済金額
- (5) 償還日

(抹消済通知に係る事項)

第 25 条 規程第 58 条第 2 項に規定する事項は、抹消を行った銘柄の短期社債等に係る抹消申請情報及び抹消 D V P 決済情報 (D V P 決済が行われた場合に限る。) をいう。

(買入消却)

第 26 条 (略)

(新設)

(D V P 決済に係る資金決済指図)

第 23 条 規程第 56 条に規定する措置として、発行者は日銀ネットによる資金振替を行うときに、決済番号を含めて指図を行わなければならない。

2 規程第 56 条に規定する情報は、償還日及び抹消 D V P 決済情報をいう。

(抹消手続きに伴う通知の方法)

第 24 条 規程第 57 条第 1 項第 1 号に規定する方法は、機構 CP 端末からの入力により行わなければならない。

2 規程第 57 条第 1 項第 2 号に規定する機構が行う確認は、短期社債振替制度に係るシステムを通じて電磁的方法により日本銀行から通知を受け、次に掲げる事項を照合することにより行う。

- (1) 決済番号
- (2) 抹消申請機構加入者が利用する資金決済会社
- (3) 発行者が利用する資金決済会社
- (4) 資金決済金額
- (5) 償還日

(抹消済通知に係る事項)

第 25 条 規程第 58 条第 2 項に規定する事項は、抹消を行った銘柄に係る抹消申請情報及び抹消 D V P 決済情報 (D V P 決済が行われた場合に限る。) をいう。

(買入消却)

第 26 条 特定の銘柄の短期社債等について、買入

2 前項の申請は、買入消却によりその口座（顧客口を除く。）において減額の記録又は記載がされる加入者（以下この章において「買入消却申請加入者」という。）が、その直近上位機関に対して行う。

3 買入消却申請加入者は、買入消却に係る申請において、次に掲げる事項（以下この章において「買入消却申請情報」という。）を示さなければならない。

(1)・(2)（略）

(3) 買入消却に係る短期社債等の銘柄の ISIN コード

4～6（略）

消却の申請があった場合には、口座管理機関は、第4項から第6項までの規定により、当該申請において第3項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額の記録若しくは記載又は通知を行う。

2 前項の申請は、買入消却によりその口座（顧客口を除く。）において減額の記録又は記載がされる加入者（以下「買入消却申請加入者」という。）が、その直近上位機関に対して行う。

3 買入消却申請加入者は、買入消却に係る申請において、次に掲げる事項（以下「買入消却申請情報」という。）を示さなければならない。

(1) 当該買入消却において減額の記録又は記載がされるべき短期社債等の銘柄及び金額

(2) 買入消却申請加入者の口座において減額の記録又は記載がされるのが、保有口か質権口かの別

(3) 買入消却に係る銘柄の ISIN コード

4 第1項の申請があった場合には、当該申請を受けた口座管理機関は、遅滞なく次に掲げる措置を行う。

(1) 買入消却申請加入者の口座の前項第2号の規定により示された保有口又は質権口における同項第1号の金額についての減額の記録又は記載

(2) 当該申請を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第1号の規定により示された事項の通知

5 前項第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに次に掲げる措置を行う。

(1) 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口における第3項第1号の金額についての減額の記録又は記載

(2) 当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、直近上位機関に

(機構の振替口座簿における買入消却)

第27条 前条第4項の規定により申請を受けた口座管理機関並びに同条第5項及び第6項の規定により通知を受けた口座管理機関が、機構加入者である場合には、当該機構加入者(自己分の短期社債等に係る買入消却を行う機構加入者を含む。以下この章において「買入消却申請機構加入者」という。)は、機構に対し、買入消却申請情報を通知しなければならない。

2 (略)

3 機構は、前項の記録を行った場合には、発行者(支払代理人が選任されている場合には支払代理人)及び買入消却申請機構加入者に対し、買入消却申請情報及び当該買入消却を行った旨を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

(買入消却の一時停止又は解除の申告)

第27条の2 買入消却申請機構加入者は、前条に規定する買入消却申請情報の通知(以下この章において「買入消却の申請」という。)について、当該買入消却の申請による機構における買入消却の処理(以下この章において「買入消却処理」という。)を一時停止する措置(以下この章において「買入消却の一時停止」という。)の申告又は買入消却の一時停止を解除する措置の申告(以下この章において「買入消却の一時停止又は解除の申告」という。)をしようとする場合には、次に定めるところによらなければならない。
(1) 買入消却申請機構加入者は、買入消却の申請と同時に買入消却の一時停止の申告をしよ

対する前項第2号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第2号(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(機構の振替口座簿における買入消却)

第27条 前条第4項の規定により申請を受けた口座管理機関並びに同条第5項及び第6項の規定により通知を受けた口座管理機関が、機構加入者である場合には、当該機構加入者(自己分の短期社債等に係る買入消却を行う機構加入者を含む。以下「買入消却申請機構加入者」という。)は、機構に対し、買入消却申請情報を通知しなければならない。

2 機構は、前項の通知を受けた場合には、買入消却申請情報に係る金額につき、買入消却申請機構加入者の口座の減額の記録を行う。

3 機構は、前項の記録を行った場合には、発行者(支払代理人が選任されている場合には支払代理人。)及び買入消却申請機構加入者に対し、買入消却申請情報及び当該買入消却を行った旨を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

(新設)

うとする場合には、その旨を明らかにして、
買入消却の申請を機構にしなければならない。
い。

(2) 買入消却申請機構加入者は、買入消却の申
請後に機構における買入消却の一時停止又は
解除の申告をしようとする場合には、その旨
を明らかにして、買入消却の一時停止又は解
除の申告を機構にしなければならない。この
場合において、買入消却の一時停止又は解除
の申告は、買入消却処理が未了の分（以下こ
の章において「買入消却未了分」という。）に
限り、することができる。

（口座残高が不足する場合又は買入消却の一時停
止の申告を受けている場合の取扱い）

第 27 条の 3 機構は、買入消却の申請を受けた場
合であって、買入消却の申請に基づき減額する
べき口座残高が不足するとき又は買入消却の一
時停止の申告を受けているときには、当該口座
残高が発生したとき又は当該買入消却の一時停
止が解除されたときに、買入消却処理を行う。

（新設）

第 6 節 口座処理の順位

（新設）

（口座振替等の処理順位）

第 27 条の 4 機構は、同一銘柄の短期社債等につ
いて振替の申請、DVP振替申請、抹消の申請
及び買入消却の申請を受けた場合には、次に定
めるところにより、振替処理、DVP振替処理、
抹消処理及び買入消却処理を行う。

（新設）

(1) 業務開始時における一の営業日（以下この
条において「当該営業日」という。）を振替を
行う日とする振替の申請（振替を行う日の前
営業日までに行われたものに限る。）及び業務
開始後におけるその振替未了分、当該営業日
を振替を行う日とするDVP振替申請（振替
を行う日の前営業日までに行われたものに限
る。）及び業務開始後におけるそのDVP振替
未了分、当該営業日を償還日とする抹消の申
請（償還日の前営業日までに行われたものに

限る。)及び業務開始後におけるその抹消未了分並びに当該営業日を買入消却を行う日とする買入消却申請(買入消却を行う日の前営業日までに行われたものに限る。)及び業務開始後におけるその買入消却未了分については別表3に定める処理順位で、同一の処理種別内で複数の申請が競合する場合は機構が受け付けた順位でそれぞれ処理を行う。

(2) 当該営業日を振替を行う日とする振替の申請及びDVP振替申請、当該営業日を償還日とする抹消の申請並びに当該営業日を買入消却を行う日とする買入消却の申請(当該営業日に行われたものに限る。)については、前号に規定する振替未了分、DVP振替未了分、抹消未了分及び買入消却未了分の処理を終了した後、別表3に定める処理種別にかかわらず、機構が受け付けた順位で処理を行う。

2 前項の場合において、機構は、振替の一時停止の申告を受けている振替未了分、DVP振替の一時停止の申告を受けているDVP振替未了分、抹消の一時停止の申告を受けている抹消未了分及び買入消却の一時停止の申告を受けている買入消却未了分については、これらの一時停止が解除された後、前項第1号及び第2号の処理順位で処理する。

第5章の2 一般債の振替等に関する取扱い

(新設)

第1節 新規記録手続

(新設)

(銘柄情報に係る発行代理人の通知事項等)

第27条の5 規程第58条の6第1項第13号に規定する通知事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

(1) 商法第304条の規定により一般債を発行するときは、その旨及び各発行者の負担部分

(2) 担保権(次号に規定する物上担保権を除く。)を設定する一般債を発行するときは、その旨

(3) 担保附社債信託法(明治38年法律第52号)の規定により物上担保権を設定する一般債を

発行するときは、同法第 35 条各号に掲げる事項

(4) 商法第 301 条第 3 項に規定する打ち切り発行の有無

(5) 保証が付されている一般債を発行するときは、その旨及びその内容

(6) 劣後又は責任財産限定の特約が付されている一般債を発行するときは、その旨

(7) 発行者の略称

(8) 一般債の銘柄の回号

(9) 発行代理人

(10) 支払代理人

(11) 発行者が利用する資金決済会社

(12) 初回の利払日（利払がある一般債に限る。次号において同じ。）

(13) 償還日直前の利払日における利払の有無

(14) 利率が変動するときは、その内容

(15) 規程第 58 条の 6 第 1 項第 4 号及び第 12 号に規定する通貨が異なる場合であって、かつ、同号に規定する通貨が円以外であるときは、換算に用いる為替相場

(16) 償還日、繰上償還日、定時償還日又は利払日が規程第 4 条に規定する休業日又は当該一般債の銘柄の発行条件に定める海外休日に該当するときの処理方法

(17) 定時償還銘柄を発行するときは、その旨、初回の定時償還の日及び各社債の金額に対する定時償還の額

(18) コールオプションが付されている銘柄の一般債（以下「コールオプション銘柄」という。）を発行するときは、その旨及びその内容

(19) プットオプションが付されている銘柄の一般債（以下「プットオプション銘柄」という。）を発行するときは、その旨及びその内容

(20) 機構関与銘柄か機構非関与銘柄かの別

(21) 支払代理人が当該一般債の償還金（繰上償還金及び定時償還金を含む。）又は利金を機構加入者に配分する際に当該支払代理人が同日に当該機構加入者に配分すべき他の一般債の償還金又は利金と合算せず配分する方法

(以下「個別承認方式」という。)の採用の有無(機構関与銘柄の場合に限る。以下次号において同じ。)

(22) 利払がある一般債であるときは、一通貨あたりの利子額(一般債の銘柄の発行条件に従って、1通貨単位に係る利金計算により得られた値(小数点以下13位未満の端数が生じた場合は切り捨てる。)をいう。以下同じ。)

2 地方債に関する前項第1号の規定の適用については、同号中「商法第304条」とあるのは「地方財政法第5条の7」とする。

3 相互会社の社債に関する第1項第1号の規定の適用については、同号中「商法第304条」とあるのは「保険業法第61条第2項において準用する商法第304条」とする。

4 外債に関する第1項第1号及び第3号の規定の適用については、同項第1号中「商法第304条の規定により」とあるのは「発行者が合同して」と、同項第3号中「担保附社債信託法(明治38年法律第52号)の規定により物上担保」とあるのは「担保」と、「同法第35条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」する。

5 第1項第1号に規定する各発行者の負担部分及び同項第3号に規定する事項のうち分割発行の方法については、次条に規定する発行要項(一般債の銘柄に関する発行条件を記載するものをいう。以下同じ。)の提出により、機構に対して通知を行う。

6 規程第58条の6第8項に規定する通知事項は、発行予定の一般債の銘柄のISINコードとする。

(発行要項の提出)

第27条の6 規程第58条の6第1項の規定により銘柄情報の通知を行う発行代理人は、機構に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める期日までに、発行要項を提出しなければならない。

(新設)

(1) 機構関与銘柄である場合

当該一般債の銘柄情報を通知した翌営業日

(2) 機構非関与銘柄である場合

当該一般債の払込日の前営業日

2 前項第2号の規定にかかわらず、機構非関与銘柄が次に掲げる要件のいずれにも該当しない場合には、発行要項の提出を要しない。

(1) 利率が変動であること。

(2) コールオプションが付されていること。

(3) プットオプションが付されていること。

(4) 商法第304条の規定により発行すること。

(5) 担保附社債信託法の規定により物上担保権を設定する一般債を分割発行により発行すること。

3 地方債に関する前項第4号の規定の適用については、同号中「商法第304条」とあるのは「地方財政法第5条の7」とする。

4 相互会社の社債に関する第2項第4号の規定の適用については、同号中「商法第304条」とあるのは「保険業法第61条第2項において準用する商法第304条」とする。

5 外債に関する第2項第4号の規定の適用については、同号中「商法第304条の規定により」とあるのは「発行者が合同して」とする。

(銘柄情報の決定等に係る支払代理人の通知事項等)

第27条の7 規程第58条の7に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 規程第58条の6第1項第8号に規定する利率

(2) 利払期日(第27条の5第1項第16号に規定する海外休日がロンドン又はニューヨークにおけるもの以外のときに限る。)

(3) 第27条の5第1項第17号に規定する定時償還の額

(4) 第27条の5第1項第18号に規定するコールオプションの内容

(5) 第27条の5第1項第19号に規定するプットオプションの内容

(新設)

(6) 第 27 条の 5 第 1 項第 20 号に規定する機構
関与銘柄か機構非関与銘柄かの別（機構非関
与銘柄を機構関与銘柄に変更する場合に限
る。）

(7) 第 27 条の 5 第 1 項第 21 号に規定する個別
承認方式の採用の有無

(8) 第 27 条の 5 第 1 項第 22 号に規定する一通
貨あたりの利子額

（新規記録情報に係る発行代理人の通知事項）

第 27 条の 8 規程第 58 条の 8 第 1 項第 1 号及び
第 2 号に規定する事項は、買方機構加入者の名
称及び区分口座とする。

（新設）

2 規定第 58 条の 8 第 1 項第 4 号に規定する事項
は、新規記録に係る銘柄の一般債の ISIN コード
とする。

（発行口への記録に伴う通知事項）

第 27 条の 9 規程第 58 条の 10 第 1 号及び第 2 号
イに規定する事項は、払込日及び発行代理人と
する。

（新設）

2 規程第 58 条の 10 第 2 号ロに規定する通知事
項は、次に掲げる事項とする。

(1) 決済番号

(2) 払込加入者が利用する資金決済会社

(3) 発行者が利用する資金決済会社

(4) 資金決済金額

(5) 払込日

（DVP 決済に係る資金決済指図）

第 27 条の 10 規程第 58 条の 11 第 1 号に規定す
る措置として、買方機構加入者は日銀ネットに
よる資金の支払いを行うときに、決済番号の指
定により指図を行わなければならない。

（新設）

2 規程第 58 条の 11 第 1 号に規定する情報は、
新規記録に係る銘柄の一般債の払込日及び新規
記録 DVP 決済情報をいう。

3 規程第 58 条の 11 第 2 号に規定する措置とし
て、買方機構加入者は、払込加入者又はその利
用する資金決済会社が日銀ネットによる資金の

支払いを行うために、下位機関に対して発行資金決済情報の連絡を行わなければならない。

(払込みに伴う通知の方法)

第 27 条の 11 規程第 58 条の 12 第 2 号に規定する機構が行う確認は、社債等振替制度に係るシステムを通じて電磁的方法により日本銀行から通知を受け、次に掲げる事項を照合することにより行う。

(新設)

(1) 決済番号

(2) 払込加入者が利用する資金決済会社

(3) 発行者が利用する資金決済会社

(4) 資金決済金額

(5) 払込日

(新規記録済通知に係る事項)

第 27 条の 12 規程第 58 条の 13 第 4 項に規定する事項は、新規記録を行った銘柄の一般債に係る払込日、発行代理人、新規記録情報及び新規記録 D V P 決済情報 (D V P 決済が行われた場合に限る。) をいう。

(新設)

第 2 節 振替手続

(新設)

(振替手続における通知事項)

第 27 条の 13 規程第 58 条の 14 第 3 項第 3 号に規定する事項 (同条第 4 項第 2 号、第 5 項第 2 号及び第 6 項の規定により該当する場合における当該事項を含む。) は、受方加入者の直近上位機関の名称とする。ただし、渡方加入者が機構加入者である場合 (同条第 4 項第 2 号、第 5 項第 2 号及び第 6 項においては振替機関等が機構加入者である場合) においては、当該事項は受方機構加入者の名称及び区分口座とする。

(新設)

2 規程第 58 条の 14 第 3 項第 6 号に規定する事項は、振替に係る銘柄の一般債の ISIN コードとする。

(利払期日における自動振替処理)

第 27 条の 14 機構加入者は、機構が行う自動振

(新設)

替処理（機構加入者口座における自己口の課税
分口座に記録されている一般債について、その
利払期日に、別表 4 に規定する区分口座間の振
替を行う処理をいう。以下この章において同
じ。）を希望する場合には、あらかじめ機構に対
し、その旨を通知しなければならない。当該通
知を受けた場合には、機構は、当該機構加入者
から自動振替処理に係る振替の申請があったも
のとして取り扱う。

（振替の一時停止又は解除の申告）

第 27 条の 15 渡方機構加入者は、振替の申請（規
程第 58 条の 18 の規定による D V P 決済に係る
振替申請を除く。以下この章において同じ。）に
ついて、振替の申請による機構における振替の
処理（以下この章において「振替処理」という。）
を一時停止する措置（以下この章において「振
替の一時停止」という。）の申告又は振替の一時
停止を解除する措置の申告（以下この章におい
て「振替の一時停止又は解除の申告」という。）
をしようとする場合には、次に定めるところに
よらなければならない。

（新設）

（1）渡方機構加入者は、振替の申請と同時に振
替の一時停止の申告をしようとする場合に
は、その旨を明らかにして、振替の申請を機
構にしなければならない。

（2）渡方機構加入者は、振替の申請後に振替の
一時停止又は解除の申告をしようとする場合
には、その旨を明らかにして、振替の一時停
止又は解除の申告を機構にしなければならない。
この場合において、振替の一時停止又は
解除の申告は、振替処理が未了の分（以下こ
の章において「振替未了分」という。）に限り、
することができる。

2 前項第 2 号の規定にかかわらず、規程第 58
条の 15 の規定により日本銀行が日銀担保差入
機構加入者に代わって行う振替手続に係る振替
の申請について、振替の一時停止の申告をしよ
うとする場合には、日銀担保差入機構加入者は、
その旨をあらかじめ機構に通知しなければなら

ない。

(口座残高が不足する場合又は振替の一時停止の申告を受けている場合の取扱い)

第 27 条の 16 機構は、振替の申請を受けた場合であって、振替の申請により減額すべき口座残高が不足するとき又は振替の一時停止の申告を受けているときには、当該口座残高が発生したとき又は当該振替の一時停止が解除されたときに、振替処理を行う。

(新設)

第 3 節 機構における振替手続の特例

(新設)

(DVP振替の一時停止又は解除の申告)

第 27 条の 17 渡方機構加入者は、規程第 58 条の 18 の規定による振替申請(以下この章において「DVP振替申請」という。)について、DVP振替申請により機構が振替口に記録する処理(以下この章において「DVP振替処理」という。)を一時停止する措置(以下この章において「DVP振替の一時停止」という。)の申告又はDVP振替の一時停止を解除する措置の申告(以下この章において「DVP振替の一時停止又は解除の申告」という。)をしようとする場合には、次に定めるところによらなければならない。

(新設)

(1) 渡方機構加入者は、DVP振替申請と同時にDVP振替の一時停止の申告をしようとする場合には、その旨を明らかにして、DVP振替申請を機構にしなければならない。

(2) 渡方機構加入者は、DVP振替申請後にDVP振替の一時停止又は解除の申告をしようとする場合には、その旨を明らかにして、DVP振替の一時停止又は解除の申告を機構にしなければならない。この場合において、DVP振替の一時停止又は解除の申告は、DVP振替処理が未了の分(以下この章において「DVP振替未了分」という。)に限り、することができる。

(口座残高が不足する場合又はDVP振替の一時停止の申告を受けている場合の取扱い)

第 27 条の 18 機構は、DVP振替申請を受けた場合であって、DVP振替申請により減額すべき口座残高が不足するとき又はDVP振替の一時停止の申告を受けているときには、当該口座残高が発生したとき又は当該DVP振替の一時停止が解除されたときに、DVP振替処理を行う。

(新設)

(振替口への記録に伴う通知事項)

第 27 条の 19 規程第 58 条の 19 第 1 項第 2 号に規定する通知事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- (1) 決済番号
- (2) 渡方機構加入者が利用する資金決済会社
- (3) 受方機構加入者が利用する資金決済会社
- (4) 資金決済金額
- (5) 振替を行う日

(DVP決済に係る資金決済指図)

第 27 条の 20 規程第 58 条の 20 第 1 号に規定する措置として、受方機構加入者は日銀ネットによる資金の支払いを行うときに、決済番号の指定により指図を行わなければならない。

(新設)

2 規程第 58 条の 20 第 1 号に規定する情報は、振替を行う日及び振替DVP決済情報をいう。

3 規程第 58 条の 20 第 2 号に規定する措置として、受方機構加入者は、受方加入者又はその利用する資金決済会社が日銀ネットによる資金の支払いを行うために、下位機関に対して振替資金決済情報の連絡を行わなければならない。

(DVP決済に係る振替手続の完了の確認方法)

第 27 条の 21 規程第 58 条の 21 第 1 項に規定する機構が行う確認は、社債等振替制度に係るシステムを通じて電磁的方法により日本銀行から通知を受け、次に掲げる事項を照合することにより行う。

(新設)

- (1) 決済番号
- (2) 渡方加入者が利用する資金決済会社

(3) 受方加入者が利用する資金決済会社

(4) 資金決済金額

(5) 振替を行う日

(振替済通知に係る事項)

第 27 条の 22 規程第 58 条の 22 に規定する事項

(新設)

は、振替を行った銘柄の一般債に係る振替申請
情報及び振替 D V P 決済情報 (D V P 決済が行
われた場合に限る。)をいう。

(その他の振替の制限)

第 27 条の 23 規程第 58 条の 23 第 2 項に規定す
る事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

(1) 課税分口座から源泉徴収不適用分等口座
(別表 2 に掲げる課税種別が源泉徴収不適用
分等である区分口座をいう。)への振替(特定
の銘柄の一般債の利払期日及び利払日翌日
を行うものを除く。)を行うための振替の申請
は、することができないこと。

(2) 機構非関与銘柄について、他の機構加入者
口座への振替を行うための振替の申請は、す
ることができないこと。

2 前項第 2 号の場合において、機構非関与銘柄
の支払代理人は、渡方加入者から当該機構非関
与銘柄について振替を行う旨の申出を受けたと
きは、規程第 58 条の 7 に規定する方法により当
該機構非関与銘柄を機構関与銘柄に変更しなけ
ればならない。

第 4 節 抹消手続

(新設)

(抹消手続における通知事項)

第 27 条の 24 規程第 58 条の 24 第 3 項第 3 号に
規定する事項は、抹消に係る銘柄の一般債の
ISIN コードとする。

(新設)

(抹消手続の委任事項)

第 27 条の 25 規程第 58 条の 25 第 1 項に規定す
る事項は、償還時の抹消申請情報に係る直近上
位機関への通知をいう。

(新設)

第5節 機構における抹消手続

(新設)

(機構における抹消手続に係る決済方式の区分に関する特則)

第27条の26 機構における抹消手続において、抹消申請機構加入者が日本銀行である場合には、規程第58条の26第3項の規定により、当該抹消手続に係る決済方式は非DVP決済によるものとする。

(新設)

(プットオプション行使に関する手続)

第27条の27 プットオプション銘柄を有する加入者(機構加入者を除く。)は、プットオプションを行使する場合には、直近上位機関である口座管理機関に対し、次に掲げる事項(以下「プットオプション行使情報」という。)を通知する。

(新設)

(1) プットオプション行使に係る銘柄の一般債のISINコード

(2) プットオプションを行使する金額

2 前項の通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関である口座管理機関に同様の通知を行わなければならない。当該直近上位機関が間接口座管理機関の場合も同様とする。

3 機構加入者は、前2項の通知を受けた場合及び当該機構加入者が自己の有するプットオプション銘柄についてプットオプションを行使する場合には、機構に対し、プットオプション行使情報を通知しなければならない。

4 機構は、機構加入者から前項の通知を受けた場合には、当該機構加入者から抹消の申請があったものとして取り扱うとともに、プットオプション行使情報を償還口に記録する。この場合において、機構は、当該プットオプション銘柄の支払代理人及び当該機構加入者に対し、当該記録内容を通知する。

5 機構加入者は、前項の通知後、第3項の通知を取り消すことができない。

(抹消手続に伴う通知の方法)

第 27 条の 28 規程第 58 条の 28 第 1 項第 2 号に規定する機構が行う確認は、社債等振替制度に係るシステムを通じて電磁的方法により日本銀行から通知を受け、次に掲げる事項を照合することにより行う。

(新設)

- (1) 決済番号
- (2) 抹消申請機構加入者が利用する資金決済会社
- (3) 発行者が利用する資金決済会社
- (4) 資金決済金額
- (5) 償還期日

(抹消済通知に係る事項)

第 27 条の 29 規程第 58 条の 29 第 2 項に規定する事項は、抹消を行った銘柄の一般債に係る抹消申請情報及び次に掲げる事項(D V P 決済が行われた場合に限る。)をいう。

(新設)

- (1) 抹消申請機構加入者が利用する資金決済会社
- (2) 発行者が利用する資金決済会社

(買入消却)

第 27 条の 30 特定の銘柄の一般債について、買入消却の申請があった場合には、口座管理機関は、第 4 項から第 6 項までの規定により、当該申請において第 3 項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額の記録若しくは記載又は通知を行う。

(新設)

2 前項の申請は、買入消却によりその口座(顧客口を除く。)において減額の記録又は記載がされる加入者(以下この章において「買入消却申請加入者」という。)が、その直近上位機関に対して行う。

3 買入消却申請加入者は、買入消却に係る申請において、次に掲げる事項(以下この章において「買入消却申請情報」という。)を示さなければならない。

- (1) 当該買入消却において減額の記録又は記

載がされるべき一般債の銘柄及び金額

(2) 買入消却申請加入者の口座において減額の記録又は記載がされるのが、保有口か質権口かの別

(3) 買入消却に係る一般債の銘柄の ISIN コード

4 第 1 項の申請があった場合には、当該申請を受けた口座管理機関は、遅滞なく次に掲げる措置を行う。

(1) 買入消却申請加入者の口座の前項第 2 号の規定により示された保有口又は質権口における同項第 1 号の金額についての減額の記録又は記載

(2) 当該申請を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第 1 号の規定により示された事項の通知

5 前項第 2 号の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに次に掲げる措置を行う。

(1) 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口における第 3 項第 1 号の金額についての減額の記録又は記載

(2) 当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第 2 号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第 2 号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（機構の振替口座簿における買入消却）

第 27 条の 31 前条第 4 項の規定により申請を受けた口座管理機関並びに同条第 5 項及び第 6 項の規定により通知を受けた口座管理機関が、機構加入者である場合には、当該機構加入者（自己分の一般債に係る買入消却を行う機構加入者を含む。以下この章において「買入消却申請機構加入者」という。）は、機構に対し、買入消却

（新設）

申請情報を通知しなければならない。

2 機構は、前項の通知を受けた場合には、買入消却申請情報に係る金額につき、買入消却申請機構加入者の口座の減額の記録を行う。

3 機構は、前項の記録を行った場合には、発行者の支払代理人及び買入消却申請機構加入者に対し、買入消却申請情報及び当該買入消却を行った旨を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

(買入消却の一時停止又は解除の申告)

第 27 条の 32 買入消却申請機構加入者は、前条に定める買入消却申請情報の通知(以下この章において「買入消却の申請」という。)について、当該買入消却の申請による機構における買入消却の処理(以下この章において「買入消却処理」という。)を一時停止する措置(以下この章において「買入消却の一時停止」という。)の申告又は買入消却の一時停止を解除する措置の申告(以下この章において「買入消却の一時停止又は解除の申告」という。)をしようとする場合には、次に定めるところによらなければならない。

(新設)

(1) 買入消却申請機構加入者は、買入消却の申請と同時に買入消却の一時停止の申告をしようとする場合には、その旨を明らかにして、買入消却の申請を機構にしなければならない。

(2) 買入消却申請機構加入者は、買入消却の申請後に機構における買入消却の一時停止又は解除の申告をしようとする場合には、その旨を明らかにして、買入消却の一時停止又は解除の申告を機構にしなければならない。この場合において、買入消却の一時停止又は解除の申告は、買入消却処理が未了の分(以下この章において「買入消却未了分」という。)に限り、することができる。

(口座残高が不足する場合又は買入消却の一時停止の申告を受けている場合の取扱い)

第 27 条の 33 機構は、買入消却の申請を受けた

(新設)

場合であって、買入消却の申請に基づき減額するべき口座残高が不足するとき又は買入消却の一時停止の申告を受けているときには、当該口座残高が発生したとき又は当該買入消却の一時停止が解除されたときに、買入消却処理を行う。

(買入消却の制限)

第 27 条の 34 一般債の振替停止日に当該一般債に係る買入消却を行うための買入消却の申請は、することができない。ただし、規程第 8 条の 2 第 2 項第 4 号ニに規定するプットオプション行使に伴う繰上償還の繰上償還期日に当該一般債に係る買入消却（加入者からプットオプション行使の申請がない分に係るものに限る。）を行うための買入消却の申請については、この限りでない。

(新設)

第 6 節 口座処理の順位

(新設)

(口座振替等の処理順位)

第 27 条の 35 機構は、同一銘柄の一般債について振替の申請、DVP振替申請及び買入消却の申請を受けた場合には、次に定めるところにより、振替処理、DVP振替処理及び買入消却処理を行う。

(新設)

(1) 業務開始時における一の営業日（以下この条において「当該営業日」という。）を振替を行う日とする振替の申請（振替を行う日の前営業日までに行われたものに限る。）及び業務開始後におけるその振替未了分、当該営業日を振替を行う日とするDVP振替申請（振替を行う日の前営業日までに行われたものに限る。）及び業務開始後におけるそのDVP振替未了分並びに当該営業日を買入消却を行う日とする買入消却申請（買入消却を行う日の前営業日までに行われたものに限る。）及び業務開始後におけるその買入消却未了分については別表 3 に定める処理順位で、同一の処理種別内で複数の申請が競合する場合は機構が受け付けた順位でそれぞれ処理を行う。

(2) 当該営業日を振替を行う日とする振替の申請及びDVP振替申請並びに当該営業日を買入消却を行う日とする買入消却の申請(当該営業日に行われたものに限る。)については、前号に規定する振替未了分、DVP振替未了分、及び買入消却未了分の処理を終了した後、別表3に定める処理種別にかかわらず、機構が受け付けた順位で処理を行う。

2 前項の場合において、機構は、振替の一時停止の申告を受けている振替未了分、DVP振替の一時停止の申告を受けているDVP振替未了分及び買入消却の一時停止の申告を受けている買入消却未了分については、これらの一時停止が解除された後、前項第1号及び第2号の処理順位で処理する。

第7節 償還金及び利金の取扱い

(新設)

(課税情報の通知)

第27条の36 機構加入者は、機構に対し、規程第58条の30第1項に規定する課税情報として、利払期日が2営業日後に到来する機構関与銘柄のうち当該機構加入者の課税分口座に記録されている銘柄の一般債及び次条第3項に規定する銘柄の一般債(同項の区分口座が課税分口座である場合に限る。)に係る次の事項を通知しなければならない。

(新設)

- (1) 当該銘柄の一般債のISINコード
- (2) 機構加入者の名称及び区分口座
- (3) 別表5の税区分
- (4) 前号の税区分ごとの当該銘柄の一般債の金額
- (5) 第3号の税区分がわかち分であるときは、前号の金額に係る利金に対する課税額及び課税額控除後の利金の額

2 前項の通知は、当該利払期日の前営業日に行わなければならない。

(担保受入機構加入者からの通知等)

第27条の37 担保受入機構加入者は、機構に対

(新設)

し、担保差入機構加入者から担保として受け入れた銘柄の一般債のうち、利払期日が2営業日後に到来する銘柄の一般債に係る次の事項を通知しなければならない。

- (1) 当該銘柄の一般債の ISIN コード
- (2) 担保受入機構加入者の名称及び区分口座
- (3) 担保差入機構加入者の名称及び区分口座
- (4) 前号の区分口座ごとの当該銘柄の一般債の金額

2 機構は、前項に規定する通知があった場合には、同項第3号に掲げる担保差入機構加入者に対し、同項各号に掲げる事項を通知する。

3 前項の通知を受けた担保差入機構加入者は、第1項第1号に規定する銘柄の一般債が同項第3号に規定する区分口座に記録されているものとして課税情報の通知を行う。

4 第1項の通知は、当該利払期日の前々営業日に行わなければならない。

(償還金及び利金の請求方法)

第27条の38 機構は、規程第58条の30第2項の規定により償還金及び利金を請求する場合には、支払代理人に対し、当該償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利払期日の前営業日に、次の事項を通知する。

(1) 償還金及び利金の請求内容に関する情報として、次に掲げるもの(以下「元利金請求内容情報」という。)

- イ 償還金及び利金の請求に係る銘柄の一般債の ISIN コード
- ロ 支払代理人の名称
- ハ 機構加入者の名称及び区分口座
- ニ 別表5の税区分
- ホ 前号の税区分ごとの当該一般債の金額
- ヘ ホの金額に係る償還金の額
- ト ホの金額に係る利金に対する課税額及び課税額控除後の利金の額
- チ 発行者が利用する資金決済会社
- リ 機構加入者が利用する資金決済会社
- ヌ 機構が付した決済番号

(新設)

ル 当該一般債の銘柄に係る個別承認方式の採用の有無

ヲ 当該一般債の銘柄が定時償還銘柄であるときは、ファクター及び実質金額

(2) 償還金及び利金（その通貨が円である場合に限る。）の配分に関する情報として、次に掲げるもの（以下「決済予定額情報」という。）

イ 発行者が利用する資金決済会社

ロ 機構加入者が利用する資金決済会社

ハ 機構が付した決済番号

ニ 決済番号ごとに集約した配分額

2 前項の場合において、機構は、機構加入者に対し、当該機構加入者に係る元利金請求内容情報及び決済予定額情報を通知する。

3 第1項の通知を受けた支払代理人は、当該通知事項の内容を確認する。この場合において、当該支払代理人は、個別承認方式を採用していない一般債について、個別承認方式の採用を申請することができる。

(償還金及び利金の配分)

第27条の39 機構は、前条第1項第2号に規定する決済予定額情報における発行者及び機構加入者のそれぞれの資金決済会社が異なる場合には、日本銀行に対し、当該決済予定額情報に係る資金決済が日銀ネットにより行われるために必要な情報として次に掲げる事項を、社債等振替制度に係るシステムを通じて電磁的方法により通知する。

(1) 決済番号

(2) 発行者が利用する資金決済会社

(3) 機構加入者が利用する資金決済会社

(4) 資金決済金額

(5) 償還金又は利金の配分日

2 支払代理人は、前項の通知に係る資金の支払いを行うときは、日銀ネットにより資金の支払いを行うために必要な措置を行う。この場合において、資金決済会社を利用して資金決済を行うときは、支払代理人は資金決済会社に対し、日銀ネットにより資金の支払いを行うこと及び

(新設)

決済予定額情報を連絡しなければならない。

- 3 前項に規定する措置として、支払代理人は日銀ネットによる資金の支払いを行うときに、決済番号を指定して指図を行わなければならない。

(利金の額の算出方法)

第 27 条の 40 特定の銘柄の機構関与銘柄の利金として授受する額は、次の各号に掲げる支払いの区分に従い当該各号に定める額（1 円（外国通貨については、当該通貨の単位の百分の一）に満たない端数が生じた場合は切り捨てる。）とする。

(新設)

(1) 発行者から支払代理人への支払い

当該機構関与銘柄の発行総額（償還済みの額を除く。）に当該機構関与銘柄の一通貨あたりの利子額を乗じて得た額

(2) 支払代理人から各機構加入者への支払い

各機構加入者の区分口座（当該区分口座が課税分口座である場合は当該区分口座における別表 5 の税区分）ごとの当該機構関与銘柄の金額（定時償還銘柄については、実質金額）に当該機構関与銘柄の一通貨あたりの利子額を乗じて得た額

(3) 口座管理機関からその各加入者への支払い

口座管理機関の備える振替口座簿における各加入者の口座ごとの当該機構関与銘柄の金額（定時償還銘柄については、実質金額）に当該機構関与銘柄の一通貨あたりの利子額を乗じて得た額

(権利の放棄)

第 27 条の 41 発行者は、前条第 2 号及び第 3 号の規定により加入者にその自己分の利金として支払われた額の総額又は発行要項の定めに従い算出した利金の総額が同条第 1 号に規定する額（以下「発行者支払利金総額」という。）に満たない場合であって、その差額について支払代理人又は加入者に対して返還を請求する権利を取

(新設)

得したときには、当該権利を放棄する。

- 2 口座管理機関は、規程第 26 条第 1 項に規定する契約（以下「口座開設契約」という。）に付随して、前項の規定による権利放棄の意思表示をその加入者のために受領する権限及び当該権限を上位機関に再委任する権限を当該加入者から取得する。
- 3 前項の規定により授權を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関は、口座開設契約に付随して、授權を受けた権限並びに第 1 項の規定による権利放棄の意思表示を自己のために受領する権限及び当該権限を上位機関に再委任する権限を直近上位機関に授權する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。
- 4 前 2 項の規定により授權を受けた口座管理機関が機構加入者である場合には、当該機構加入者は、機構加入者口座を開設する際に機構との間で締結する契約（以下「機構加入者口座開設契約」という。）に付随して、授權を受けた権限及び第 1 項の規定による権利放棄の意思表示を自己のために受領する権限を機構に授權する。
- 5 支払代理人は、第 1 項の規定による権利放棄の意思表示を自己のために受領する権限を機構に授權する。
- 6 加入者は、前条第 2 号に規定する額の総額が発行者支払利金総額又は発行要項の定めに従い算出した利金の総額に満たない場合であって、その差額について発行者又は支払代理人に対して返還を請求する権利を取得したときには、当該権利を放棄する。
- 7 発行者及び支払代理人は、前項の規定による権利放棄の意思表示を自己のために受領する権限及び当該権限を下位機関に対して再委任する権限を機構に授權する。この場合において、機構は、機構加入者口座開設契約に付随して、授權を受けた権限を機構加入者に授權する。
- 8 前項の規定により授權を受けた口座管理機関は、その加入者が口座管理機関である場合には、口座開設契約に付随して、授權を受けた権限を

当該口座管理機関に授権する。当該口座管理機関において、その加入者が口座管理機関である場合も同様とする。

9 口座管理機関の加入者は、当該口座管理機関が前条第3号の規定により支払った額の総額が前条第2号又は第3号の規定により当該口座管理機関にその加入者の利金として支払われた額に満たない場合であって、その差額について当該口座管理機関に対して返還を請求する権利を取得したときには、当該権利を放棄する。

10 直接口座管理機関は、その加入者が口座管理機関である場合には、口座開設契約に付随して、前項の規定による権利放棄の意思表示を自己のために受領する権限及び当該権限を下位機関に対して再委任する権限を当該口座管理機関に授権する。

11 前項の規定により授権を受けた口座管理機関は、その加入者が口座管理機関である場合には、口座開設契約に付随して、授権を受けた権限並びに第9項の規定による権利放棄の意思表示を自己のために受領する権限及び当該権限を下位機関に再委任する権限を当該口座管理機関に授権する。当該口座管理機関において、その加入者が口座管理機関である場合も同様とする。

第5章の3 加入者保護信託

(負担金の支払いに伴う通知事項)

第27条の42 (略)

(社債等に関する重要な通知事項)

第28条 (略)

(1)~(4) (略)

第5章の2 加入者保護信託

(負担金の支払いに伴う通知事項)

第27条の2 規程第59条の5第1項に規定する事項は、負担金を支払う口座管理機関の全国銀行協会所定の統一金融機関番号(統一金融機関番号をもたない口座管理機関については受託者の定める番号)及び連絡先担当部署名をいう。

(短期社債等に関する重要な通知事項)

第28条 発行者は次の各号に掲げる事項について決定等を行った場合には、規程第67条の規定により、機構に対し書面により通知するものとする。

(1) 株式交換

- (5) 商号又は名称の変更
- (6) 社債等に係る銘柄の内容の変更
- (7) 社債等に係る償還日の変更
- (8) 社債等に係る期限の利益の喪失

(社債等の内容の公示方法等)

第30条 機構が、規程第69条の規定により行う社債等の内容の公示は、政令第14条に定める方法により行う。

2 機構が、前項の規定により、短期社債等について公示する事項は、次に掲げるものをいう。

- (1)～(6) (略)

3 (略)

4 機構が、第1項の規定により、一般債について公示する事項は、次に掲げるものをいう。

- (1) 一般債の銘柄及びその略称
- (2) ISINコード
- (3) 発行総額
- (4) 社債管理会社の商号
- (5) 各社債の金額及びその通貨
- (6) 利払の有無
- (7) 利払日(利払がある一般債に限る。)
- (8) 利率(利払がある一般債に限る。)
- (9) 利金(利払がある一般債に限る。)の通貨
- (10) 利率が変動するときは、その内容

- (2) 株式移転
- (3) 合併
- (4) 会社の分割
- (5) 商号の変更
- (6) 短期社債等に係る銘柄の内容の変更
- (7) 短期社債等に係る償還日の変更
- (8) 短期社債等に係る期限の利益の喪失

(短期社債等の内容の公示方法等)

第30条 機構が、規程第69条の規定により行う短期社債等の内容の公示は、政令第14条に定める方法により行う。

2 機構が、前項の規定により公示する事項は、次に掲げるものをいう。

- (1) 短期社債等の銘柄
- (2) ISINコード
- (3) 発行総額
- (4) 各社債の金額
- (5) 発行残高(短期社債等の取得の申込みの勧誘が私募(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募をいう。)により行われるものを除く。)
- (6) 商法第304条の規定により短期社債等を発行するときは、その旨及び各発行者の負担部分

3 短期外債に関する前項第6号の規定の適用については、同号中「商法第304条の規定により」とあるのは「発行者が合同して」とする。

(新設)

- (11) 償還日
- (12) 償還金の通貨
- (13) 商法第 304 条の規定により一般債を発行するとき、その旨及び各発行者の負担部分
- (14) 担保附社債信託法の規定により物上担保権を設定する一般債を発行するとき、同法第 35 条各号に掲げる事項
- (15) 発行代理人
- (16) 支払代理人
- (17) 今回の定時償還期日、各社債の金額に対する今回の定時償還の額及び現在のファクター
- 二
- (18) 次回予定の定時償還期日、各社債の金額に対する次回予定の定時償還の額及び予定のファクター
- (19) コールオプション銘柄を発行するとき、その旨及びその内容
- (20) プットオプション銘柄を発行するとき、その旨及びその内容
- (21) 機構関与銘柄か機構非関与銘柄かの別
- (22) 今回の利払期日及び今回の利払の一通貨あたりの利子額（機構関与銘柄のうち利払がある一般債に限る。）
- (23) 次回の利払期日及び次回の利払の一通貨あたりの利子額（機構関与銘柄のうち利払がある一般債に限る。）

5 地方債に関する前項第 4 号及び第 13 号の規定の適用については、同項第 4 号中「社債管理会社」とあるのは「地方財政法第 5 条の 6 において読み替えて準用する商法第 309 条第 1 項に規定する地方債ノ募集又ハ管理ノ委託ヲ受ケタル会社」と、同項第 13 号中「商法第 304 条」とあるのは「地方財政法第 5 条の 7」とする。

(新設)

6 投資法人債に関する第 4 項第 4 号の規定の適用については、同号中「社債管理会社」とあるのは「投資法人債管理会社」とする。

(新設)

7 相互会社の社債に関する第 4 項第 13 号の規定の適用については、同号中「商法第 304 条」とあるのは「保険業法第 61 条第 2 項において準用する商法第 304 条」とする。

(新設)

8 特定社債に関する第4項第4号の規定の適用については、同号中「社債管理会社」とあるのは「特定社債管理会社」とする。

(新設)

9 特別法人債に関する第4項第4号の規定の適用については、同号中「社債管理会社」とあるのは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた会社」とする。

(新設)

10 外債に関する第4項第4号、第13号及び第14号の規定の適用については、同項第4号中「社債管理会社」とあるのは「外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた会社」と、同項第13号中「商法第304条の規定により」とあるのは「発行者が合同して」と、同項第14号中「担保附社債信託法の規定により物上担保」とあるのは「担保」と、「同法第35条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」する。

(新設)

(振替口座簿の記録証明書等の申請手続)

第31条 (略)

(振替口座簿の記録証明書等の申請手続き)

第31条 規程第70条第1項又は第2項の規定により振替機関等の備える振替口座簿の記録証明書の交付又は記録情報の提供を請求する者は、その口座を開設した振替機関等に対し、所定の振替口座簿記録事項証明書等請求書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。

(一般債の特例)

第2条 特例一般債のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例一般債の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、一般債とみなして、この規則の規定(第5章、第27条の5、第27条の6、第27条の8から第27条の12まで及び第30条を除く。)を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句とするものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第27条の7第6号	機構関与銘柄か 機構非関与銘柄 かの別	機構関与銘柄、機 構非関与銘柄又 は実質記番号管 理銘柄の別
第27条の40	の発行総額(償還 済みの額を除 く。)	に係る機構加入 者口座の合計金 額

(特例一般債の銘柄情報に係る発行代理人からの通知事項)

第3条 第27条の5の規定は、規程附則第3条において準用する規程第58条の6第1項第13号に規定する通知事項について準用する。この場合において、第27条の5(第6項を除く。)中「一般債」とあるのは「特例一般債」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、同項の規定により準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第27条の5第1項第12号	初回の利払日	規程附則第3条に おいて準用する 規程第58条の6 の通知後最初に 到来する利払日

第 27 条の 5 第 1 項第 15 号	規程第 58 条の 6 第 1 項第 4 号及び 第 12 号	規程附則第 3 条に おいて準用する 規程第 58 条の 6 第 1 項第 4 号及び 第 12 号
第 27 条の 5 第 1 項第 17 号	初回の定時償還 の日及び各社債 の金額に対する 定時償還の額	規程附則第 3 条に おいて準用する 規程第 58 条の 6 の通知後最初に 到来する定時償 還の日及び各社 債の金額に対す る定時償還の額 並びに現在のフ ァクター
第 27 条の 5 第 1 項第 20 号	機構関与銘柄か 機構非関与銘柄 かの別	機構関与銘柄、機 構非関与銘柄又 は実質記番号管 理銘柄の別
第 27 条の 5 第 2 項	地方債	特例地方債
第 27 条の 5 第 3 項	社債	特例社債
第 27 条の 5 第 4 項	外債	特例外債
第 27 条の 5 第 5 項	次条に	附則第 4 条に
第 27 条の 5 第 6 項	規程第 58 条の 6 第 8 項	規程附則第 3 条に おいて準用する 規程第 58 条の 6 第 8 項
	発行予定の一般 債	特例一般債

3 特例一般債の発行代理人は、規程附則第 3 条において準用する規程第 58 条の 6 の通知を行う場合には、次に掲げる事項も併せて通知しなければならない。

(1) 特例一般債である旨

(2) 一括移行方式（規程附則第 5 条第 1 項の申請をすることについて特例加入者から授權を

受けた登録機関たる金融機関が行った当該授権に基づく当該申請により、特例一般債の銘柄に係る特定の利払期日において規程附則第8条に規定する振替口座簿への記録又は記載を行う方式をいう。以下同じ。)の採用の有無

(3) 実質記番号管理銘柄として取り扱うときは、特定口座管理機関(実質記番号管理銘柄として取り扱う特例一般債について、その記番号に基づき償還金及び利金を支払うために当該記番号を管理する口座管理機関をいう。)の名称

(特例一般債に係る発行要項の提出)

第4条 規程附則第3条において準用する規程第58条の6の通知を行う発行代理人は、機構に対し、遅滞なく当該通知に係る特例一般債の発行要項を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該特例一般債が機構非関与銘柄又は実質記番号管理銘柄であつて、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当しない場合には、発行要項の提出を要しない。

- (1) 利率が変動であること。
- (2) コールオプションが付されていること。
- (3) プットオプションが付されていること。
- (4) 商法第304条の規定により発行すること。
- (5) 担保附社債信託法の規定により物上担保権を設定する一般債を分割発行により発行すること。

3 特例地方債に関する前項第4号の規定の適用については、同号中「商法第304条」とあるのは「地方財政法第5条の7」とする。

4 相互会社の特例社債に関する第2項第4号の規定の適用については、同号中「商法第304条」とあるのは「保険業法第61条第2項において準用する商法第304条」とする。

5 特例外債に関する第2項第4号の規定の適用については、同号中「商法第304条の規定により」とあるのは「発行者が合同して」とする。

(特例一般債に係る振替受入簿の記録又は記載の

申請方法)

第5条 規程附則第5条第1項の申請は、特例加入者(機構加入者及び間接口座管理機関を除く。以下この項において同じ。)の直近上位機関が口座管理機関である場合には、当該口座管理機関が、当該特例加入者から当該申請をすることについて授権を受け、当該特例加入者に代わってこれを行うこととする。

2 規程附則第5条第1項の申請に係る特例一般債の銘柄が一括移行方式を採用する登録債である場合には、特例加入者は、当該銘柄の登録機関たる金融機関に対し、当該申請をすることについて授権することができる。この場合においては、前項の規定は適用しない。

3 規程附則第5条第1項第6号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特例加入者が機構加入者である場合には、当該特例加入者の名称及び区分口座
- (2) 特例加入者が機構加入者でない場合には、その上位機関である機構加入者の区分口座
- (3) 特例一般債の銘柄の ISIN コード

(特例一般債に係る振替口座簿の記録又は記載及び通知事項)

第6条 規程附則第8条第2項第2号に規定する事項は、特例加入者の上位機関である機構加入者の名称及び区分口座とする。

(特例一般債の内容の公示方法等)

第7条 第30条(第2項及び第3項を除く。)の規定は、規程附則第10条に規定する規則で定める方法について準用する。この場合において、第30条中「一般債」とあるのは「特例一般債」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、同項の規定により準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第30条第1項	社債等	特例一般債

第30条第4項第5号	各社債の金額	各社債の金額(各社債の金額が複数ある場合はその最低額。以下この項において同じ。)
第30条第4項第17号	今回の定時償還期日、各社債の金額に対する今回の定時償還の額及び現在のファクター	現在のファクター
第30条第4項第21号	機構関与銘柄か機構非関与銘柄かの別	機構関与銘柄、機構非関与銘柄又は実質記番号管理銘柄の別
第30条第5項	地方債	特例地方債
第30条第6項	投資法人債	特例投資法人債
第30条第7項	社債	特例社債
第30条第8項	特定社債	特例特定社債
第30条第9項	特別法人債	特例特別法人債
第30条第10項	外債	特例外債

3 機構は、規程附則第10条の公示を行う場合には、特例一般債である旨も併せて公示する。

(削る)

別表 1 機構 C P 端末による業務区分別の利用時間帯

別表 1 統合 Web 端末等によるデータの授受

(新設)

別表 2 機構における区分口座

(新設)

別表 3 振替等の処理順位

(新設)

別表 4 利払期日における自動振替処理

(新設)

別表 5 税区分一覧表

(新設)

統合Web端末等によるデータの授受

. 短期社債等

1. 統合Web端末からの入出力によるデータの授受

(1) 振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
新規記録	入力	発行予定・引受情報・DVP決済情報通知	払込日の1ヶ月前から払込日の前営業日 9:00~17:00 払込日 9:00~15:30	
		発行予定・引受情報通知	払込日の1ヶ月前から払込日の前営業日 9:00~17:00 払込日 9:00~15:30	
		引受照合	発行予定・引受情報・DVP決済情報通知の 入力日から払込日 9:00~17:00	
		資金振替済通知(新規記録)	払込日 9:00~17:00	
	出力	引受情報・DVP決済情報・ISINコード通知	発行予定・引受情報・DVP決済情報通知の 入力日 9:00~17:00	発行予定・引受情報・DVP決済情報通知の 入力日が払込日である場合は、 15:30までとする。
		発行口記録情報・決済番号通知	引受照合の入力日 9:00~17:00	
		発行照合非承認通知	引受照合の入力日 9:00~17:00	
		発行口記録情報・ISINコード通知	発行予定・引受情報通知の入力日 9:00~17:00	発行予定・引受情報通知の 入力日が払込日である場合は、 15:30までとする。
		新規記録済通知	払込日 9:00~17:00	
		発行申請取消(決済未了)通知	払込日 17:00	
		引受情報取消(決済未了)通知	払込日 17:00	

振替	入力	振替申請	振替日まで 9:00~17:00	振替日が特定の銘柄の短期社債等に係る償還日である場合は、振替日の15:00までとする。
		一時停止・解除申告(振替)	振替申請入力日から振替日 9:00~17:00	
	出力	キューイング通知(振替)	振替日 8:30~17:00	
		振替口記録情報・決済番号通知	振替日 8:30~17:00	
		振替済通知	振替日 8:30~17:00	
		振替申請取消(残額一括償還処理)通知	振替日 15:00	
振替申請取消(決済未了)通知	振替日 17:00	日本銀行適格担保に係る振替申請の場合は、16:00とする。		
抹消	入力	抹消申請	償還日の前営業日 9:00~17:00 償還日 9:00~15:00	
		一時停止・解除申告(抹消)	償還日の前営業日 9:00~17:00 償還日 9:00~15:00	
		資金振替済通知(抹消)	償還日 9:00~17:00	
	出力	キューイング通知(抹消)	償還日 8:30~15:00	
		償還口記録情報・決済番号通知	償還日 8:30~15:00	
		償還口記録情報・非DVP通知	償還日 8:30~15:00	
		抹消済通知	償還日 9:00~17:00	
		抹消申請取消(残額一括償還処理)通知	償還日 15:00	
		抹消申請決済未了通知	償還日 17:00	
	抹消申請取消(決済未了)通知	償還日 17:00		

買入消却	入力	買入消却申請	買入消却日の前営業日から買入消却日 9：00～17：00	買入消却日が特定の銘柄の短期社債等に係る償還日である場合は、買入消却日の15：00までとする。
		一時停止・解除申告（買入消却）	買入消却日の前営業日から買入消却日 9：00～17：00	
	出力	キューイング通知（買入消却）	買入消却日 8：30～17：00	
		買入消却済通知	買入消却日 8：30～17：00	
		買入消却申請取消（残額一括償還処理）通知	買入消却日 15：00	
		買入消却申請取消（決済未了）通知	買入消却日 17：00	
照会		8：30～19：00		

(2) 決済条件の照合等に関する業務の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
振替	入力	連動振替申請 (D V P)	振替日の前営業日まで 7 : 00 ~ 22 : 00 振替日 7 : 00 ~ 16 : 20	振替日が特定の銘柄の短期社債等に係る償還日である場合は、振替日の15:00 までとする。
		連動振替申請 (非 D V P)	振替日の前営業日まで 7 : 00 ~ 22 : 00 振替日 7 : 00 ~ 16 : 50	振替日が特定の銘柄の短期社債等に係る償還日である場合は、振替日の15:00 までとする。
		一時停止・解除申告(振替)	振替日の前営業日まで 7 : 00 ~ 19 : 00	

2. ファイル伝送によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
振替	入力	振替申請	振替日の前営業日 3:00~20:00 ただし、営業日の次の休業日は、3:00~8:00までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は8:00~20:00までとする。なお、営業日の次の休業日においては、当該休業日の翌営業日にする振替に係る申請はできない。	
		キューイング通知(振替)	振替日 3:00~20:00 ただし、営業日の次の休業日は、3:00~8:00までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は8:00~20:00までとする。	振替日の前営業日までに入力された振替申請並びに振替日の前営業日19:00までに入力された連動振替申請(DVP)及び連動振替申請(非DVP)分に限る。
	出力	振替口記録情報・決済番号通知	振替日 3:00~20:00 ただし、営業日の次の休業日は、3:00~8:00までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は8:00~20:00までとする。	振替日の前営業日までに入力された振替申請並びに振替日の前営業日19:00までに入力された連動振替申請(DVP)及び連動振替申請(非DVP)分に限る。
		振替済通知	振替日 3:00~20:00 ただし、営業日の次の休業日は、3:00~8:00までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は8:00~20:00までとする。	振替日の前営業日までに入力された振替申請並びに振替日の前営業日19:00までに入力された連動振替申請(DVP)及び連動振替申請(非DVP)分に限る。

抹消	出力	キューイング通知（抹消）	償還日 3：00～20：00 ただし、営業日の次の休業日は、3：00～8：00までとし、休業日の次の営業日（年始営業日を除く。）は8：00～20：00までとする。	償還日の前営業日 に 入力された抹消 申請分に限る。
		償還口記録情報・決済番号 通知	償還日 3：00～20：00 ただし、営業日の次の休業日は、3：00～8：00までとし、休業日の次の営業日（年始営業日を除く。）は8：00～20：00までとする。	償還日の前営業日 に 入力された抹消 申請分に限る。
		償還口記録情報・非DVP 通知	償還日 3：00～20：00 ただし、営業日の次の休業日は、3：00～8：00までとし、休業日の次の営業日（年始営業日を除く。）は8：00～20：00までとする。	償還日の前営業日 に 入力された抹消 申請分に限る。
買入消却	出力	キューイング通知（買入消却）	買入消却日 3：00～20：00 ただし、営業日の次の休業日は、3：00～8：00までとし、休業日の次の営業日（年始営業日を除く。）は8：00～20：00までとする。	買入消却日の前営業日 に 入力された 買入消却申請分 に限る。
		買入消却済通知	買入消却日 3：00～20：00 ただし、営業日の次の休業日は、3：00～8：00までとし、休業日の次の営業日（年始営業日を除く。）は8：00～20：00までとする。	買入消却日の前営業日 に 入力された 買入消却申請分 に限る。

3. CPU直結によるデータの授受

(1) 振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
新規記録	入力	発行予定・引受情報・DVP決済情報通知	払込日の1ヶ月前から払込日の前営業日 9:00~17:00 払込日 9:00~15:30	
		発行予定・引受情報通知	払込日の1ヶ月前から払込日の前営業日 9:00~17:00 払込日 9:00~15:30	
		引受照合	発行予定・引受情報・DVP決済情報通知の 入力日から払込日 9:00~17:00	
		資金振替済通知(新規記録)	払込日 9:00~17:00	
	出力	引受情報・DVP決済情報・ISINコード通知	発行予定・引受情報・DVP決済情報通知の 入力日 9:00~17:00	発行予定・引受情報・DVP決済情報通知の 入力日が払込日である場合は、15:30までとする。
		発行口記録情報・決済番号通知	引受照合の入力日 9:00~17:00	
		発行照合非承認通知	引受照合の入力日 9:00~17:00	
		発行口記録情報・ISINコード通知	発行予定・引受情報通知の入力日 9:00~17:00	発行予定・引受情報通知の入力日が 払込日である場合は、15:30までとする。
		新規記録済通知	払込日 9:00~17:00	
		発行申請取消(決済未了)通知	払込日 17:00	
		引受情報取消(決済未了)通知	払込日 17:00	

振替	入力	振替申請	振替日まで 9:00~17:00	振替日が特定の銘柄の短期社債等に係る償還日である場合は、振替日の15:00までとする。
		一時停止・解除申告(振替)	振替申請入力日から振替日 9:00~17:00	
	出力	キューイング通知(振替)	振替日 8:30~17:00	
		振替口記録情報・決済番号通知	振替日 8:30~17:00	
		振替済通知	振替日 8:30~17:00	
		振替申請取消(残額一括償還処理)通知	振替日 15:00	
振替申請取消(決済未了)通知	振替日 17:00	日本銀行適格担保に係る振替申請の場合は、16:00とする。		
抹消	入力	抹消申請	償還日の前営業日 9:00~17:00 償還日 9:00~15:00	
		一時停止・解除申告(抹消)	償還日の前営業日 9:00~17:00 償還日 9:00~15:00	
		資金振替済通知(抹消)	償還日 9:00~17:00	
	出力	キューイング通知(抹消)	償還日 9:00~15:00	
		償還口記録情報・決済番号通知	償還日 8:30~15:00	
		償還口記録情報・非DVP通知	償還日 8:30~15:00	
		抹消済通知	償還日 9:00~17:00	
		抹消申請取消(残額一括償還処理)通知	償還日 15:00	
		抹消申請決済未了通知	償還日 17:00	
	抹消申請取消(決済未了)通知	償還日 17:00		

買入消却	入力	買入消却申請	買入消却日の前営業日から買入消却日 9：00～17：00	買入消却日が特定の銘柄の短期社債等に係る償還日である場合は、買入消却日の15：00までとする。
		一時停止・解除申告（買入消却）	買入消却日の前営業日から買入消却日 9：00～17：00	
	出力	キューイング通知（買入消却）	買入消却日 9：00～17：00	
		買入消却済通知	買入消却日 9：00～17：00	発行者及び支払代理人宛の通知（前日申請の夜間バッチ分）は、8：30～17：00とする。
		買入消却申請取消（残額一括償還処理）通知	買入消却日 15：00	
		買入消却申請取消（決済未了）通知	買入消却日 17：00	

(2) 決済条件の照合等に関する業務の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
振替	入力	連動振替申請 (D V P)	振替日の前営業日まで 7 : 00 ~ 22 : 00 振替日 7 : 00 ~ 16 : 20	振替日が特定の銘柄の短期社債等に係る償還日である場合は、振替日の15:00 までとする。
		連動振替申請 (非 D V P)	振替日の前営業日まで 7 : 00 ~ 22 : 00 振替日 7 : 00 ~ 16 : 50	振替日が特定の銘柄の短期社債等に係る償還日である場合は、振替日の15:00 までとする。
		一時停止・解除申告(振替)	振替日の前営業日まで 7 : 00 ~ 19 : 00	

．一般債

1．統合Web端末からの入出力によるデータの授受

(1) 振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
銘柄情報	入力	銘柄情報登録	払込日の前営業日まで 9：00～16：30	
		銘柄情報変更	払込日の翌営業日から 9：00～17：00	
	出力	銘柄情報登録受付通知兼 I S I Nコード付番通知	銘柄情報登録の入力日 9：00～16：30	
新規記録	入力	新規記録申請	銘柄情報登録受付通知兼 I S I Nコード付番通知の出力日から払込日 9：00～17：00	
		資金振替済通知(新規記録)	払込日 9：00～17：00	
	出力	発行口記録情報・決済番号通知	連動新規記録申請(DVP)の入力日 入力日が払込日の前営業日までの場合 8：30～19：00 入力日が払込日の場合 8：30～16：20	連動新規記録申請(DVP)の入力が19：00～22：00であった場合は、入力日の翌営業日8：30とする。
		発行口記録情報通知	新規記録申請及び連動新規記録申請(非DVP)の入力日 入力日が払込日の前営業日までの場合 8：30～19：00 入力日が払込日の場合 8：30～17：00	連動新規記録申請(非DVP)の入力が19：00～22：00であった場合は、入力日の翌営業日8：30とする。
		新規記録済通知	払込日 9：00～17：00	
		新規記録申請取消(決済未了)通知	払込日 17：00	
振替	入力	振替申請	振替日まで 9：00～17：00	
		一時停止・解除申告(振替)	振替申請入力日から振替日 9：00～17：00	
	出力	キューイング通知(振替)	振替日 8：30～17：00	
		振替口記録情報・決済番号通知	振替日 8：30～17：00	
		振替済通知	振替日 8：30～17：00	
		振替申請取消(決済未了)通知	振替日 17：00	日本銀行適格担保に係る振替申請の場合は、16：00とする。

元利払・抹消	入力	加入者別担保受入データ（予定）	利払期日3営業日前の日 17:30~19:00	
		加入者別担保受入データ	利払期日の前々営業日 17:30~19:00	
		課税情報申告データ	利払期日の前営業日 8:30~10:00	
		元利金請求内容承認可否通知	償還期日又は利払期日の前営業日 13:00~15:30	
		資金振替済通知（抹消）	償還期日 9:00~17:00	
		プットオプション行使	行使受付期間 9:00~17:00	
	出力	元利払対象残高データ（予定）	償還期日又は利払期日の前々営業日 8:30~19:00	
		元利払対象残高データ	償還期日又は利払期日の前営業日 8:30~19:00	
		元利金請求データ	償還期日又は利払期日の前営業日 13:00~19:00	
		元利金請求内容確定通知	償還期日又は利払期日の前営業日 16:00~17:00	
		元利金請求データ（再計算結果）	償還期日又は利払期日の前営業日 17:00~19:00	
		償還口記録情報・決済番号通知	プットオプション行使の入力日 9:00~17:00	
		償還口記録情報・非DVP通知	プットオプション行使の入力日 9:00~17:00	
		抹消済通知	償還期日 9:00~17:00	
抹消申請決済未了通知	償還期日 17:00			
買入消却	入力	買入消却申請	買入消却日の前営業日から買入消却日 9:00~17:00	
		一時停止・解除申告（買入消却）	買入消却日の前営業日から買入消却日 9:00~17:00	
	出力	キューイング通知（買入消却）	買入消却日 8:30~17:00	
		買入消却済通知	買入消却日 8:30~17:00	
		買入消却申請取消（決済未了）通知	買入消却日 17:00	
照会		8:30~19:00		

(2) 決済条件の照合等に関する業務の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
新規記録	入力	連動新規記録申請 (D V P)	払込日の前営業日まで 7 : 00 ~ 22 : 00 払込日 7 : 00 ~ 16 : 20	
		連動新規記録申請 (非 D V P)	払込日の前営業日まで 7 : 00 ~ 22 : 00 払込日 7 : 00 ~ 16 : 50	
振替	入力	連動振替申請 (D V P)	振替日の前営業日まで 7 : 00 ~ 22 : 00 振替日 7 : 00 ~ 16 : 20	
		連動振替申請 (非 D V P)	振替日の前営業日まで 7 : 00 ~ 22 : 00 振替日 7 : 00 ~ 16 : 50	
		一時停止・解除申告 (振替)	振替日の前営業日まで 7 : 00 ~ 19 : 00	

2. ファイル伝送によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
銘柄情報	入力	銘柄情報登録	払込日の前営業日まで 9:00~16:00	
	出力	銘柄情報登録受付通知兼 I S I Nコード付番通知	銘柄情報登録の入力日 9:00~20:00	
振替	入力	振替申請	振替日の前営業日 3:00~20:00 ただし、営業日の次の休業日は、3:00~8:00までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は8:00~20:00までとする。なお、営業日の次の休業日においては、当該休業日の翌営業日にする振替に係る申請はできない。	
	出力	キューイング通知(振替)	振替日 3:00~20:00 ただし、営業日の次の休業日は、3:00~8:00までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は8:00~20:00までとする。	振替日の前営業日までに入力された振替申請並びに振替日の前営業日19:00までに入力された連動振替申請(DVP)及び連動振替申請(非DVP)分に限る。
		振替口記録情報・決済番号通知	振替日 3:00~20:00 ただし、営業日の次の休業日は、3:00~8:00までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は8:00~20:00までとする。	振替日の前営業日までに入力された振替申請並びに振替日の前営業日19:00までに入力された連動振替申請(DVP)及び連動振替申請(非DVP)分に限る。
		振替済通知	振替日 3:00~20:00 ただし、営業日の次の休業日は、3:00~8:00までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は8:00~20:00までとする。	振替日の前営業日までに入力された振替申請並びに振替日の前営業日19:00までに入力された連動振替申請(DVP)及び連動振替申請(非DVP)分に限る。

元利払・抹消	入力	加入者別担保受入データ（予定）	利払期日3営業日前の日 17:30~20:00	
		加入者別担保受入データ	利払期日の前々営業日 17:30~20:00	
		課税情報申告データ	利払期日の前営業日 3:00~10:00	
		元利金請求内容承認可否通知	償還期日又は利払期日の前営業日 13:00~15:30	
	出力	元利払対象残高データ（予定）	償還期日又は利払期日の前々営業日 3:00~20:00	
		元利払対象残高データ	償還期日又は利払期日の前営業日 3:00~20:00	
		元利金請求データ	償還期日又は利払期日の前営業日 13:00~20:00	ただし、再計算される場合は、13:00~15:30とする。
		元利金請求内容確定通知	償還期日又は利払期日の前営業日 16:00~20:00	
		元利金請求データ（再計算結果）	償還期日又は利払期日の前営業日 17:00~20:00	
	買入消却	出力	キューイング通知（買入消却）	買入消却日 3:00~20:00 ただし、営業日の次の休業日は、3:00~8:00までとし、休業日の次の営業日（年始営業日を除く。）は8:00~20:00までとする。
買入消却済通知			買入消却日 3:00~20:00 ただし、営業日の次の休業日は、3:00~8:00までとし、休業日の次の営業日（年始営業日を除く。）は8:00~20:00までとする。	買入消却日の前営業日に入力された買入消却申請分に限る。

3. CPU直結によるデータの授受

(1) 振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
情報 銘柄	入力	銘柄情報変更	払込日の翌営業日から 9:00~17:00	
新規記録	入力	新規記録申請	銘柄情報登録受付通知兼 I S I Nコード 付番通知の出力日から払込日 9:00~17:00	
		資金振替済通知(新規記録)	払込日 9:00~17:00	
	出力	発行口記録情報・決済番号 通知	連動新規記録申請(DVP)の入力日 入力日が払込日の前営業日までの場合 8:30~19:00 入力日が払込日の場合 8:30~16:20	連動新規記録申請 (DVP)の入力 が19:00~22:00 であった場合は、 入力日の翌営業日 8:30とする。
		発行口記録情報通知	新規記録申請及び連動新規記録申請(非D VP)の入力日 入力日が払込日の前営業日までの場合 8:30~19:00 入力日が払込日の場合 8:30~17:00	連動新規記録申請 (非DVP)の入 力が19:00~22: 00であった場合 は、入力日の翌営 業日8:30とする。
		新規記録済通知	払込日 9:00~17:00	
		新規記録申請取消(決済未 了)通知	払込日 17:00	
振替	入力	振替申請	振替日まで 9:00~17:00	
		一時停止・解除申告(振替)	振替申請入力日から振替日 9:00~17:00	
	出力	キューイング通知(振替)	振替日 8:30~17:00	
		振替口記録情報・決済番号 通知	振替日 8:30~17:00	
		振替済通知	振替日 8:30~17:00	
振替申請取消(決済未了) 通知	振替日 17:00	日本銀行適格担保 に係る振替申請の 場合は、16:00と する。		
元利払・抹消	入力	資金振替済通知(抹消)	償還期日 9:00~17:00	
		プットオプション行使	行使受付期間 9:00~17:00	
	出力	償還口記録情報・決済番号 通知	プットオプション行使の入力日 9:00~17:00	
		償還口記録情報・非DVP 通知	プットオプション行使の入力日 9:00~17:00	
		抹消済通知	償還期日 9:00~17:00	
抹消申請決済未了通知	償還期日 17:00			

買入消却	入力	買入消却申請	買入消却日の前営業日から買入消却日 9：00～17：00	
		一時停止・解除申告（買入消却）	買入消却日の前営業日から買入消却日 9：00～17：00	
	出力	キューイング通知（買入消却）	買入消却日 9：00～17：00	
		買入消却済通知	買入消却日 9：00～17：00	支払代理人宛の通知（前日申請の夜間バッチ分）は、8：30～17：00とする。
		買入消却申請取消（決済未了）通知	買入消却日 17：00	

(2) 決済条件の照合等に関する業務の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
新規記録	入力	連動新規記録申請 (D V P)	払込日の前営業日まで 7 : 00 ~ 22 : 00 払込日 7 : 00 ~ 16 : 20	
		連動新規記録申請 (非 D V P)	払込日の前営業日まで 7 : 00 ~ 22 : 00 払込日 7 : 00 ~ 16 : 50	
振替	入力	連動振替申請 (D V P)	振替日の前営業日まで 7 : 00 ~ 22 : 00 振替日 7 : 00 ~ 16 : 20	
		連動振替申請 (非 D V P)	振替日の前営業日まで 7 : 00 ~ 22 : 00 振替日 7 : 00 ~ 16 : 50	
		一時停止・解除申告 (振替)	振替日の前営業日まで 7 : 00 ~ 19 : 00	

機構における区分口座

. 短期社債等

口座区分	区分口座	
	口座名称	コード
自己口	保有口	00 ~ 19
		40 ~ 49
	信託口	20 ~ 39
	質権口	98
	信託口	99
顧客口	顧客口	60 ~ 89

・一般債

口座区分	区分口座					
	口座名称	信託口(1)～(5)に記録する一般債	課税種別	各課税種別に記録する一般債	コード	
自己口	保有口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	00～04 10～14 40～44	
			課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	05～09 15～19 45～49	
	信託口(1)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条第3項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託又は同法第13条第1項第1号に規定する受益者若しくは同項第2号に規定する委託者が国、同法別表第1に掲げる法人若しくは外国政府等である信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	20	
			課税分	利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	25	
	信託口(2)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち租税特別措置法施行令第3条の3第3項に規定する合同運用信託又は所得税法第13条第1項第1号に規定する受益者若しくは同項第2号に規定する委託者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託の信託財産に属する一般債(当該受益者又は当該委託者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。)	源泉徴収不適用分等	利付債(利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除くものとし、所得税法第13条第1項第1号に規定する受益者又は同項第2号に規定する委託者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。)、割引債等及び国際機関債	21	
			課税分	所得税法第13条第1項第1号に規定する受益者又は同項第2号に規定する委託者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債(今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものを除く。)	26	
	信託口(3)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第1項第1号に掲げる証券投資信託若しくは特定目的信託、租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託又は所得税法第13条第1項第1号に規定する受益者若しくは同項第2号に規定する委託者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	22	
			課税分	利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	27	
	信託口(4)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第1項第2号に掲げる信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	23	
			課税分	利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	28	
	信託口(5)	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する一般債(信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)又は信託口(4)の欄に掲げるものを除く。)	源泉徴収不適用分等	割引債等及び国際機関債	24	
			課税分	利付債	29	
	質権口			源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	98
				課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	96
				源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	99
				課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	97
	顧客口	顧客口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	60～64 70～74 80～84
				課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	65～69 75～79 85～89

振替等の処理順位

短期社債等

処理種別	処理順位
イ. DVP振替申請	1
ロ. 決済条件の照合結果により直接機構に行われた振替の申請(イ.に掲げるものを除く。)	2
ハ. ファイル伝送による振替の申請	3
ニ. 振替の申請(イ. からハ. までに掲げるものを除く。)、抹消の申請及び買入消却の申請	4

一般債

処理種別	処理順位
イ. 自動振替処理に係る振替の申請	1
ロ. DVP振替申請	2
ハ. 決済条件の照合結果により直接機構に行われた振替の申請(ロ.に掲げるものを除く。)	3
ニ. ファイル伝送による振替の申請	4
ホ. 振替の申請(イ. からニ. までに掲げるものを除く。)及び買入消却の申請	5

利払期日における自動振替処理

区分口座	減額記録する口座区分コード	増額記録する口座区分コード
保有口	0 5	0 0
	0 6	0 1
	0 7	0 2
	0 8	0 3
	0 9	0 4
	1 5	1 0
	1 6	1 1
	1 7	1 2
	1 8	1 3
	1 9	1 4
	4 5	4 0
	4 6	4 1
	4 7	4 2
	4 8	4 3
4 9	4 4	
信託口(1)	2 5	2 0
信託口(2)	2 6	2 1
信託口(3)	2 7	2 2
信託口(4)	2 8	2 3
質権口	9 6	9 8
質権信託口	9 7	9 9

税区分一覧表

税区分コード	税区分	税率	対象となる一般債
00	(元金のみ)	-	-
10	分離課税	15%	課税分口座(信託口(3)及び信託口(4)を除く。以下同じ。)に記録又は記載されている一般債
20	総合課税	15%	"
30	非課税法人及び源泉徴収不適用	0%	源泉徴収不適用分等口座(信託口(3)及び信託口(4)を除く。)に記録又は記載されている一般債
31	非課税信託財産(投資信託)	0%	信託口(3)に記録又は記載されている一般債
32	非課税信託財産(年金信託)	0%	信託口(4)に記録又は記載されている一般債
40	少額貯蓄非課税(マル優)	0%	課税分口座に記録又は記載されている一般債
50	少額公債非課税(特別マル優)	0%	"
60	財形貯蓄非課税	0%	"
70	非居住者	0%	"
71	非居住者	10%	"
72	非居住者	12%	"
73	非居住者	12.5%	"
74	非居住者	15%	"
75	非居住者	25%	"
90	非課税法人及び源泉徴収不適用	総合課税分	15%
91	(わかち分)	非課税分	0%
92	マル優	分離課税分	15%
93	(わかち分)	非課税分	0%
94	特別マル優	分離課税分	15%
95	(わかち分)	非課税分	0%

短期社債振替制度に係る手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="196 304 708 338"><u>社債等振替制度に係る手数料及びその料率</u></p> <p data-bbox="352 400 552 434">(別添資料参照)</p> <p data-bbox="411 497 493 530">附 則</p> <p data-bbox="156 544 748 622">この改正規定は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。</p>	<p data-bbox="802 304 1342 338"><u>短期社債振替制度に係る手数料及びその料率</u></p> <p data-bbox="971 400 1171 434">(別添資料参照)</p>

社債等振替制度に係る手数料及びその料率

新

社債等に関する業務規程第 59 条の規定に基づく手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、発行者、発行代理人及び支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関並びに資金決済会社等は、下記の各手数料及びその料率に基づいて算出した金額（1 円に満たない端数が生じた場合は切り捨てる。）に消費税及び地方消費税の相当額を加算して、機構に納入するものとする。

・短期社債等

1. 制度参加

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
口座開設金及びシステム接続準備手数料	機構加入者	口座開設及びシステム接続開始に係る処理	口座開設時	定額	20 万円 / 社 (追加 1 区分口座ごと 5 万円)	・口座開設時には社振法に定められている保有口、信託口、顧客口、質権口、質権信託口の 5 区分まで開設可能となる。 ・同じ区分口座を複数開設する場合は区分口座数が 5 以内でも、追加手数料が必要となる。
システム接続準備手数料	発行者 発行代理人・支払代理人	システム接続開始に係る処理	発行者の同意時 代理人に指定時	定額	5 万円 / 社	・機構加入者又は発行者が代理人になる場合には、別途同手数料が必要となる。 ・代理人が複数の発行者の代理業務を行っても手数料 5 万円 / 社は変わらない。
端末接続料	機構加入者・発行者 (統合 Web 端末を利用し、短期社債振替制度以外の機構の制度に参加している者に限る。)	継続的な端末接続によるシステム資源利用	(月 1 回)	短期社債振替システム業務管理者の 1ID ごと定額	1 業務管理者 ID につき 5 千円 / 月	
	機構加入者・発行者 (上記に該当する者を除く。)	継続的な端末接続によるシステム資源利用	(月 1 回)	1 接続回線ごと定額	1 接続回線につき 1 万円 / 月	・端末を複数台設置していても接続回線が 1 つであれば 1 万円 / 月となる。
間接口座管理機関定額負担金	間接口座管理機関	間接口座管理機関に対する管理	(年 1 回)	定額	1 万円 / 年	・間接口座管理機関に口座を開設している口座管理機関についても同様の課金を行う。

2. 振替業務

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
新規記録手数料	発行者	発行から償還までの発行残高管理	新規記録時	残高・発行期間に対して定率	引受額 × 0.19bps (年率) 但し、当面はキャップ併用 (引受 1 件当たり 4,000 円)	・市場規模の推移等を勘案のうえ、手数料体系を見直す。 ・引受が複数の機構加入者又は区分口座に分かれる場合、それぞれの引受額に対して手数料を算出し、4 千円を超えた場合はそれぞれにキャップを適用する。
ISIN コード設定料	発行者	ISIN コードの設定	設定時	定額	25 円 / 銘柄	・設定後に発行の取消や訂正があった場合でも課金する。

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	課金方法	手数料	備 考
銘柄情報公示手数料	発行者	銘柄内容の公示	新規記録時	新規記録ごとに定額	30 円 / 銘柄	・ 社振法第 87 条
振替手数料	発行・償還(発行者・機構加入者)、流通(渡方・受方機構加入者)	振替口座簿の記録内容の異動処理(一括償還処理を含む)	発行・振替・抹消に伴う振替口座簿の記録内容の異動時	記録内容の異動ごとに定額	D V P 渡方 100 円 / 件 受方 100 円 / 件 F O P 渡方 50 円 / 件 受方 50 円 / 件	・ 同一口座管理機関内の口座間の振替であっても同額とする。
買入消却手数料	抹消(買入消却)申請者	買入消却による振替口座簿残高の減額処理	買入消却による抹消時	減額記録ごとに定額	50 円 / 件	・ 最終的に残高を保有していた者に課金する。
口座残高管理手数料	機構加入者	保有期間中の振替口座簿の管理	日々の振替口座簿の残高確認時	日々の振替口座簿残高に対して定率	口座残高 × 0.065 b p s (年率)	・ 口座残高は月中の毎営業日の口座残高の平均値をいう。

3 .その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	課金方法	手数料	備 考
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	機構加入者・利害関係者	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	交付時	1 通につき定額	1 通につき 10 枚まで 500 円(10 枚を超えるものについて、10 円 / 枚)	・ 社振法第 128 条 ・ 1 通とは交付申請 1 回当りを指す。
振替口座簿記録情報提供手数料	機構加入者・利害関係者	振替口座簿記録情報の作成・提供	提供時	1 通につき定額	1 通につき 10 頁まで 500 円(10 頁を超えるものについて、10 円 / 頁)	・ 社振法第 128 条 ・ 1 通とは提供申請 1 回当りを指す。
情報照会料	発行者・機構加入者	照会情報(口座処理明細画面、銘柄情報一覧画面)の作成・処理	照会時	照会ごとに定額	100 円 / 件	・ 口座残高画面、各種明細画面等の通常業務に関する照会は除く。 ・ 発行者は のみ照会可能。
ダウンロード手数料	発行者・機構加入者	データ(口座残高照会データ、口座処理明細照会データ、申請進捗管理データ)のダウンロード処理	ダウンロード時	ダウンロードごとに定額	100 円 / 件	・ 日々の残高確認処理などのダウンロードを除く。 ・ についてはダウンロードデータをそのまま帳票印字することが可能。 ・ 発行者は のみダウンロード可能。
F A X 送信手数料	発行者・機構加入者	F A X 送信処理(情報作成)(申請の進捗が遅れている場合等に F A X を送信することによってその旨知らせるオプションのサービス)	(月 1 回)	定額	1,000 円 / 月 (別途通信料を実費請求)	

4 .エラー処理

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	課金方法	手数料	備 考
訂正・取消手数料	発行・償還(発行者・機構加入者)、流通(渡方・受方機構加入者)	発行口、振替口、償還口の記録内容の訂正・取消処理	訂正・取消時	訂正・取消ごとに定額	D V P 渡方 100 円 / 件 受方 100 円 / 件 F O P 発行口 渡方 100 円 / 件 償還口 渡方 100 円 / 件	

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	課金方法	手数料	備 考
D V P 決済エラー 処理手数料	発行・流通(受方機 構加入者)償還(発 行者)	D V P 決済を行う過程におい て、日銀からの資金振替済通知 と発行口等の内容が不一致と なった場合、かつ渡方の承認に より非D V P 決済を行った場 合の処理	渡方の承認によ る非D V P 決済 時(発行口、振 替口又は償還口 のロック解除)	エラー処理ご とに定額	受方 300円/件	・システム障害のため同様の処理を行った 場合は除く。 ・渡方には課金しない。
決済未了処理手数 料	発行・流通(受方機 構加入者)償還(発 行者)	決済未了時の処理	決済未了処理時	エラー処理ご とに定額	D V P 受方 200円/件 F O P 発行 渡方 50円/件 受方 50円/件 償還 渡方 50円/件 受方 50円/件	

(注) 発行代理人、支払代理人について別途記載のない場合、発行者に発行代理人、支払代理人を含む。

一般債

1. 制度参加

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	徴収料率
口座開設金及びシステム接続準備手数料	機構加入者	口座開設及びシステム接続開始に係る処理	口座開設時	(1) 新たに機構加入者となる場合 ただし、同一の口座名称の区分口座を2組以上開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、20万円に当該2組以上の部分の各々につき(2)の料率に準じて得られた金額を加算した金額とするものとし、この場合には、信託口(1) 信託口(2) 信託口(3) 信託口(4) 又は信託口(5) (以下「保有口における各信託口」という。)は同一の口座名称として取り扱う。 20万円
				(2) 区分口座を開設する場合((1)に該当する場合を除く。) 1組につき 5万円 ただし、一の口座名称の区分口座を初めて開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、開設する区分口座1組につき5万円で計算した金額から5万円を控除した金額とするものとし、この場合には、保有口における各信託口は同一の口座名称として取り扱う。
システム接続準備手数料	発行代理人及び支払代理人としての指定を受けた者	システム接続開始に係る処理	発行代理人及び支払代理人に指定時	5万円
端末接続料	統合Web端末の全利用者(資金決済会社を除く。)	継続的な端末接続によるシステム資源利用	(月1回)	業務利用者ユーザID数が5以下の部分 5ユーザIDまで 月額1万円
				業務利用者ユーザID数が5超の部分 1ユーザIDにつき 月額1千円
間接口座管理機関定額負担金	間接口座管理機関の承認を得た者	間接口座管理機関の承認処理	間接口座管理機関の承認時	5万円

2. 振替業務

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	徴収料率
新規記録手数料	新規記録に係る発行者	発行から償還までの銘柄情報管理、残高管理及び支払代理人への元利払情報の通知	新規記録時	新規記録に係る銘柄ごとに
				(1) 発行総額が1億円以下の部分 1円につき 万分の0.95円
				(2) 発行総額が1億円超の5億円以下の部分 (1)の料率の80%
				(3) 発行総額が5億円超の10億円以下の部分 (1)の料率の60%
				(4) 発行総額が10億円超の50億円以下の部分 (1)の料率の40%
				(5) 発行総額が50億円超の100億円以下の部分 (1)の料率の20%
				(6) 発行総額が100億円超の500億円以下の部分 (1)の料率の10%
				(7) 発行総額が500億円超の1000億円以下の部分 (1)の料率の5%
(8) 発行総額が1000億円超の部分 (1)の料率の2.5%				
振替手数料	振替に係る渡方機構加入者及び受方機構加入者	振替口座簿の記録内容の異動処理	振替に伴う振替口座簿の記録内容の異動時	DVP決済の場合 1件につき 100円 ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件につき50円とする。
				非DVP決済の場合 1件につき 50円 ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件につき25円とする。
買入消却手数料	買入消却申請機構加入者	買入消却による振替口座簿残高の減額処理	買入消却による抹消時	1件につき 50円

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	徴収料率																					
口座残高管理手数料	機構加入者	保有期間中の振替口座簿の管理	(月1回)	<table border="0"> <tr> <td>(1) 口座残高が 5000 億円以下の部分</td> <td>1 円につき</td> <td>万分の 0.065 円 (年率換算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 口座残高が 5000 億円超 1 兆円以下の部分</td> <td>(1)の料率の</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>(3) 口座残高が 1 兆円超 5 兆円以下の部分</td> <td>(1)の料率の</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>(4) 口座残高が 5 兆円超 10 兆円以下の部分</td> <td>(1)の料率の</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>(5) 口座残高が 10 兆円超 20 兆円以下の部分</td> <td>(1)の料率の</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>(6) 口座残高が 20 兆円超 30 兆円以下の部分</td> <td>(1)の料率の</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>(7) 口座残高が 30 兆円超の部分</td> <td>(1)の料率の</td> <td>2.5%</td> </tr> </table> <p>ただし、一の機構加入者に係る口座残高管理手数料が月額 10 万円に満たない場合の当該機構加入者に係る口座残高管理手数料は、月額 10 万円とする。</p>	(1) 口座残高が 5000 億円以下の部分	1 円につき	万分の 0.065 円 (年率換算)	(2) 口座残高が 5000 億円超 1 兆円以下の部分	(1)の料率の	60%	(3) 口座残高が 1 兆円超 5 兆円以下の部分	(1)の料率の	40%	(4) 口座残高が 5 兆円超 10 兆円以下の部分	(1)の料率の	20%	(5) 口座残高が 10 兆円超 20 兆円以下の部分	(1)の料率の	10%	(6) 口座残高が 20 兆円超 30 兆円以下の部分	(1)の料率の	5%	(7) 口座残高が 30 兆円超の部分	(1)の料率の	2.5%
(1) 口座残高が 5000 億円以下の部分	1 円につき	万分の 0.065 円 (年率換算)																							
(2) 口座残高が 5000 億円超 1 兆円以下の部分	(1)の料率の	60%																							
(3) 口座残高が 1 兆円超 5 兆円以下の部分	(1)の料率の	40%																							
(4) 口座残高が 5 兆円超 10 兆円以下の部分	(1)の料率の	20%																							
(5) 口座残高が 10 兆円超 20 兆円以下の部分	(1)の料率の	10%																							
(6) 口座残高が 20 兆円超 30 兆円以下の部分	(1)の料率の	5%																							
(7) 口座残高が 30 兆円超の部分	(1)の料率の	2.5%																							

3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	徴収料率						
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	交付時	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>1 通につき</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ただし、1 通の枚数が 10 枚を超える場合の振替口座簿記録事項証明書交付手数料については、500 円に当該 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。</td> </tr> </table>		1 通につき	500 円	ただし、1 通の枚数が 10 枚を超える場合の振替口座簿記録事項証明書交付手数料については、500 円に当該 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。		
	1 通につき	500 円								
ただし、1 通の枚数が 10 枚を超える場合の振替口座簿記録事項証明書交付手数料については、500 円に当該 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。										
振替口座簿記録情報提供手数料	振替口座簿記録情報の提供を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録情報の作成・提供	提供時	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>1 通につき</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ただし、1 通の頁数が 10 頁を超える場合の振替口座簿記録情報提供手数料については、500 円に当該 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。</td> </tr> </table>		1 通につき	500 円	ただし、1 通の頁数が 10 頁を超える場合の振替口座簿記録情報提供手数料については、500 円に当該 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。		
	1 通につき	500 円								
ただし、1 通の頁数が 10 頁を超える場合の振替口座簿記録情報提供手数料については、500 円に当該 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。										
社債権者集会用証明書交付手数料	社債権者集会用証明書の交付を受けた機構加入者	社債権者集会用証明書の作成・交付	交付時	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>1 通につき</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ただし、1 通の枚数が 10 枚を超える場合の社債権者集会用証明書交付手数料については、500 円に当該 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。</td> </tr> </table>		1 通につき	500 円	ただし、1 通の枚数が 10 枚を超える場合の社債権者集会用証明書交付手数料については、500 円に当該 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。		
	1 通につき	500 円								
ただし、1 通の枚数が 10 枚を超える場合の社債権者集会用証明書交付手数料については、500 円に当該 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。										
情報照会料	口座処理明細画面の情報照会を行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理	照会時	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>1 件につき</td> <td>100 円</td> </tr> </table>		1 件につき	100 円			
	1 件につき	100 円								
ダウンロード手数料	統合 Web 端末を利用して口座処理明細データ又は申請進捗管理データのダウンロードを行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード処理	ダウンロード時	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>1 件につき</td> <td>100 円</td> </tr> </table>		1 件につき	100 円			
	1 件につき	100 円								

4. エラー処理

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	徴収料率			
決済未了処理手数料	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該銘柄の発行者の発行代理人	決済未了時の処理	決済未了処理時	<table border="0"> <tr> <td>非 D V P 決済の場合</td> <td>1 件につき</td> <td>50 円</td> </tr> </table>	非 D V P 決済の場合	1 件につき	50 円
非 D V P 決済の場合	1 件につき	50 円					

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	徴収料率	
	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該決済に係る買方機構加入者	決済未了時の処理	決済未了処理時	D V P 決済の場合	1 件につき 200 円
				非 D V P 決済の場合	1 件につき 50 円
	振替口に記録した銘柄の振替が未了となった場合における当該決済に係る受方機構加入者	決済未了時の処理	決済未了処理時		1 件につき 200 円
	償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該銘柄の発行者の支払代理人	決済未了時の処理	決済未了処理時	D V P 決済の場合	1 件につき 200 円
				非 D V P 決済の場合	1 件につき 50 円
	償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該決済に係る抹消申請機構加入者	決済未了時の処理	決済未了処理時	非 D V P 決済の場合	1 件につき 50 円

- (注) 1.口座開設金及びシステム接続準備手数料における組とは、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座をいう。また、組数は、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座を同時に開設する場合又はその一方の口座を開設する場合（他方の口座が開設済みの場合を除く。）に組の開設があったものとして計算する。
- 2.各社債の金額の通貨が円以外である場合には、新規記録手数料の算出に用いる発行総額は、原則として、払込日の属する月の前月の最終営業日現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により円に換算した金額とする。
- 3.特例一般債については新規記録手数料を納入することを要しない。
- 4.新規記録手数料の請求・納入方法については、機構は発行者の発行代理人を通じて請求し、当該発行代理人より納入を受けるものとする。
- 5.口座残高管理手数料の算出に用いる口座残高とは、月中の各営業日終了時の振替口座簿における金額（定時償還銘柄である場合は実質金額）の総額の平均値とする。この場合において、機構非関与銘柄については、振替口座簿における金額（定時償還銘柄である場合は実質金額）に 80%を乗じて得た金額に基づいて計算するものとし、実質記番号管理銘柄については、計算対象に含めないものとする。
- 6.各社債の金額の通貨が円以外である場合には、口座残高管理手数料の算出に用いる口座残高は、原則として、各前月末の最終営業日現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により円に換算した金額とする。
- 7.振替口座簿記録事項証明書交付手数料については、同一日に交付請求を行ったものを 1 通とする。
- 8.振替口座簿記録情報提供手数料については、同一日に提供請求を行ったものを 1 通とする。
- 9.社債権者集会用証明書交付手数料については、同一日に交付請求を行ったものを 1 通とする。

短期社債等・一般債共通

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	徴収料率						
システム接続準備手数料	資金決済会社としての登録を受けた者(社債等に関する業務規程施行規則第2条第1項各号に規定する方法により情報の授受を行う場合に限る。) ただし、既に発行者、発行代理人、支払代理人又は機構加入者として社債等に関する業務規程施行規則第2条第1項各号に規定する方法により情報の授受を行うための手続を行っている場合を除く。	システム接続開始に係る処理	社債等に関する業務規程施行規則第2条第1項各号に規定する方法により情報の授受を行うための手続時	5万円						
端末接続料	統合Web端末を利用する資金決済会社	継続的な端末接続によるシステム資源利用	(月1回)	<table border="0"> <tr> <td>業務利用者ユーザID数が5以下の部分</td> <td>5ユーザIDまで</td> <td>月額1万円</td> </tr> <tr> <td>業務利用者ユーザID数が5超の部分</td> <td>1ユーザIDにつき</td> <td>月額1千円</td> </tr> </table>	業務利用者ユーザID数が5以下の部分	5ユーザIDまで	月額1万円	業務利用者ユーザID数が5超の部分	1ユーザIDにつき	月額1千円
業務利用者ユーザID数が5以下の部分	5ユーザIDまで	月額1万円								
業務利用者ユーザID数が5超の部分	1ユーザIDにつき	月額1千円								
資金決済情報配信手数料	社債等に関する業務規程施行規則第2条第1項各号に規定する方法により情報の授受を行う資金決済会社	資金決済情報の配信処理	(月1回)	月額1万円						

短期社債振替制度に係る手数料及びその料率

短期社債等に関する業務規程第59条の規定に基づく手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、発行者、発行代理人及び支払代理人、機構加入者並びに間接口座管理機関等は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

・制度参加

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
口座開設金及びシステム接続準備手数料	機構加入者	口座開設及びシステム接続開始に係る処理	口座開設時	定額	20万円/社 (追加1区分口座ごと5万円)	・口座開設時には社振法に定められている保有口、信託口、顧客口、質権口、質権信託口の5区分まで開設可能となる。 ・同じ区分口座を複数開設する場合は区分口座数が5以内でも、追加手数料が必要となる。
システム接続準備手数料	発行者 発行代理人・支払代理人	システム接続開始に係る処理	発行者の同意時 代理人に指定時	定額	5万円/社	・機構加入者又は発行者が代理人になる場合には、別途同手数料が必要となる。 ・代理人が複数の発行者の代理業務を行っても手数料5万円/社は変わらない。
端末接続料	機構加入者・発行者 (統合Web端末を利用し、短期社債振替制度以外の機構の制度に参加している者に限る。)	継続的な端末接続によるシステム資源利用	(月1回)	短期社債振替システム業務管理者の1IDごと定額	1業務管理者IDにつき5千円/月	
	機構加入者・発行者 (上記に該当する者を除く。)	継続的な端末接続によるシステム資源利用	(月1回)	1接続回線ごと定額	1接続回線につき1万円/月	・端末を複数台設置していても接続回線が1つであれば1万円/月となる。
間接口座管理機関定額負担金	間接口座管理機関	間接口座管理機関に対する管理	(年1回)	定額	1万円/年	・間接口座管理機関に口座を開設している口座管理機関についても同様の課金を行う。

・振替業務

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
新規記録手数料	発行者	発行から償還までの発行残高管理	新規記録時	残高・発行期間に対して定率	引受額×0.19bps(年率) 但し、当面はキャップ併用(引受1件当たり4,000円)	・市場規模の推移等を勘案のうえ、手数料体系を見直す。 ・引受が複数の機構加入者又は区分口座に分かれる場合、それぞれの引受額に対して手数料を算出し、4千円を超えた場合はそれぞれにキャップを適用する。
ISINコード設定料	発行者	ISINコードの設定	設定時	定額	25円/銘柄	・設定後に発行の取消や訂正があった場合でも課金する。

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
銘柄情報公示手数料	発行者	銘柄内容の公示	新規記録時	新規記録ごとに定額	30円/銘柄	・社振法第87条
振替手数料	発行・償還(発行者・機構加入者)、流通(渡方・受方機構加入者)	振替口座簿の記録内容の異動処理(一括償還処理を含む)	発行・振替・抹消に伴う振替口座簿の記録内容の異動時	記録内容の異動ごとに定額	DVP 渡方100円/件 受方100円/件 FOP 渡方50円/件 受方50円/件	・同一口座管理機関内の口座間の振替であっても同額とする。
買入消却手数料	抹消(買入消却)申請者	買入消却による振替口座簿残高の減額処理	買入消却による抹消時	減額記録ごとに定額	50円/件	・最終的に残高を保有していた者に課金する。
口座残高管理手数料	機構加入者	保有期間中の振替口座簿の管理	日々の振替口座簿の残高確認時	日々の振替口座簿残高に対して定率	口座残高×0.065bps(年率)	・口座残高は月中の毎営業日の口座残高の平均値をいう。

・その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	機構加入者・利害関係者	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	交付時	1通につき定額	1通につき10枚まで500円(10枚を超えるものについて、10円/枚)	・社振法第128条 ・1通とは交付申請1回当りを指す。
振替口座簿記録情報提供手数料	機構加入者・利害関係者	振替口座簿記録情報の作成・提供	提供時	1通につき定額	1通につき10頁まで500円(10頁を超えるものについて、10円/頁)	・社振法第128条 ・1通とは提供申請1回当りを指す。
情報照会料	発行者・機構加入者	照会情報(口座処理明細画面、銘柄情報一覧画面)の作成・処理	照会時	照会ごとに定額	100円/件	・口座残高画面、各種明細画面等の通常業務に関する照会は除く。 ・発行者はのみ照会可能。
ダウンロード手数料	発行者・機構加入者	データ(口座残高照会データ、口座処理明細照会データ、申請進捗管理データ)のダウンロード処理	ダウンロード時	ダウンロードごとに定額	100円/件	・日々の残高確認処理などのダウンロードを除く。 ・についてはダウンロードデータをそのまま帳票印字することが可能。 ・発行者はのみダウンロード可能。
FAX送信手数料	発行者・機構加入者	FAX送信処理(情報作成)(申請の進捗が遅れている場合等にFAXを送信することによってその旨知らせるオプションのサービス)	(月1回)	定額	1,000円/月 (別途通信料を実費請求)	

・エラー処理

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
訂正・取消手数料	発行・償還(発行者・機構加入者)、流通(渡方・受方機構加入者)	発行口、振替口、償還口の記録内容の訂正・取消処理	訂正・取消時	訂正・取消ごとに定額	DVP 渡方100円/件 受方100円/件 FOP 発行口 渡方100円/件 償還口 渡方100円/件	

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	課金方法	手数料	備 考
D V P 決済エラー 処理手数料	発行・流通(受方機 構加入者) 償還(発 行者)	D V P 決済を行う過程におい て、日銀からの資金振替済通知 と発行口等の内容が不一致と なった場合、かつ渡方の承認に より非D V P 決済を行った場 合の処理	渡方の承認によ る非D V P 決済 時(発行口、振 替口又は償還口 のロック解除)	エラー処理ご とに定額	受方 300円/件	・システム障害のため同様の処理を行った 場合は除く。 ・渡方には課金しない。
決済未了処理手数 料	発行・流通(受方機 構加入者) 償還(発 行者)	決済未了時の処理	決済未了処理時	エラー処理ご とに定額	D V P 受方 200円/件 F O P 発行 渡方 50円/件 受方 50円/件 償還 渡方 50円/件 受方 50円/件	

注.発行代理人、支払代理人について別途記載のない場合、発行者に発行代理人、支払代理人を含む。

制定 H15. 1.10

改定 H16. 4. 1、H16. 5. 6、H16. 10. 1